

滑川町告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第228回滑川町議会定例会を招集する。

令和3年5月24日

滑川町長 吉 田 昇

記

- 1 招 集 日 令和3年6月1日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	宮	島	一	夫	議員	2 番	高	坂	清	二	議員
3 番	松	本	幾	雄	議員	5 番	上	野	葉	月	議員
6 番	井	上	奈	保	子	議員	7 番	紫	藤	明	議員
9 番	北	堀	一	廣	議員	10 番	上	野	廣	議員	
11 番	菅	間	孝	夫	議員	12 番	内	田	敏	雄	議員
13 番	吉	野	正	浩	議員	14 番	阿	部	弘	明	議員
15 番	瀬	上	邦	久	議員						

不応招議員（なし）

令和3年第228回滑川町議会定例会

令和3年6月1日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 5 議案第53号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
 - 6 議案第54号 滑川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 7 議案第55号 滑川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第56号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第57号 滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第58号 滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第59号 滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第60号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 13 議案第61号 滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 14 議案第62号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について
 - 15 議案第63号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定について

- 1 6 議案第 6 4 号 令和 3 年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）の議定について
- 1 7 議案第 6 5 号 令和 3 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 1 号）の議定について
- 1 8 議案第 6 6 号 町道路線の廃止について
- 1 9 議案第 6 7 号 町道路線の認定について
- 2 0 請願第 1 号 認知症の人と共生を目指す街づくりに関する請願書
- 2 1 請願第 2 号 日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出を求め
る請願書
- 2 2 一般質問

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
9番	北	堀	一	廣	議員	10番	上	野		廣	議員
11番	菅	間	孝	夫	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇							
副町	長	柳	克	実							
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	木	村	俊	彦		
会	計	課	長								
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭		
健	康	福	祉	課	長	木	村	晴	彦		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稲	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
水	道	課	長	會	澤	孝	之				

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	德
書				記		田	島	百	華
録				音		宮	島	栄	一

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席ください。

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、大変ご多用のところ、第228回滑川町議会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第228回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

6番 井上奈保子 議員

7番 紫藤 明 議員

9番 北堀一廣 議員

以上、3名の方をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いいたします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、願います。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る5月26日午前10時から開催をいたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会5名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議をいたしました。

その結果、会期は本日から6月8日までの8日間とし、本日は諸般の報告、行政報告、町長提出

議案の一括上程、説明、一般質問を行います。

2日は一般質問を行います。3日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催をし、終了後、文教厚生常任委員会、総務経済建設常任委員会を開催をいたします。4日は休会とし、5日、6日は休日休会といたします。そして、7日、8日は議案審議といたします。全議案、そして全日程終了次第、閉会とすることと決定をしたところでございます。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月8日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月8日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和2年度滑川町一般会計繰越明許費繰越計算書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和3年3月、4月、5月実施の例月出納検査の結果報告及び令和3年2月実施の定期監査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧を願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議等につきましては、報告書を配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、比企広域市町村圏組合議会臨時会の報告を吉野正浩議員、お願いいたします。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長からお許しをいただきましたので、ご報告を申し上げます。

5月25日午前10時から、東松山市役所議場において令和3年度第2回比企広域市町村圏組合臨時会が開催され、町から町長、滑川町議会から瀬上議長と吉野が出席しました。

なお、瀬上議長は厚生常任委員会の委員長に、私は総務常任委員会の委員に選任されました。

議案は、4件ありました。2件は財産の取得です。消防自動車の購入についてですが、1台目は災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型で、小川消防署ときがわ分署に納入、契約額は4,701万3,450円、契約先は秩父市にある埼玉消防機械株式会社、2台目は小型動力消防ポンプ付水槽車で、東秩父消防団第2分団第3分に納入、契約額は2,003万3,200円、契約先はやはり秩父市にある埼玉消防機械株式会社でした。

3件目の議案は、比企広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う所要の改正でした。

4件目の議案は、令和3年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第1号）で、コロナ禍にありまして県の大会に嵐山町消防団が参加する予定でしたが、中止となりました。その負担金が406万円ですが、これについての歳入歳出を補正するものです。

管理者から提出案件の説明後、質疑、討論もなく、4議案とも全て原案可決となりました。

以上、報告いたします。

○議長（瀬上邦久議員） ここで、副議長に交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（宮島一夫議員） 議長に代わりまして、議事を進めさせていただきます。

小川地区衛生組合議会臨時会の報告を瀬上邦久議員、お願いいたします。

〔15番 瀬上邦久議員登壇〕

○15番（瀬上邦久議員） 15番、瀬上邦久です。議長の命により、令和3年小川地区衛生組合議会第1回臨時会のご報告を申し上げます。

本定例会は、5月17日午前10時に招集され、会期は1日限りと決定されました。

それでは、提案されました議案1件についてご報告いたします。議案第3号 監査委員の選任については、議会選出の監査委員が欠員となったため、新たに滑川町議会選出の私、瀬上邦久が選出されたものでございます。

なお、関係書類につきましては、議会事務局に保管してございますので、御覧をいただきたいと存じます。

以上で、令和3年小川地区衛生組合議会第1回臨時会のご報告といたします。

○副議長（宮島一夫議員） 議長に交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、行政報告を行います。

吉田町長より一般行政報告をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たっての挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第228回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には農繁期で何かとご多忙の中、ご健勝にてご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会は令和元年度一般会計補正予算をはじめ、15件の議案審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決、決定いただきますようお願い申し上げます。

ここで、一般行政報告を申し上げます。

初めに、令和2年度の各会計でございますが、去る5月31日をもって出納閉鎖をいたしました。厳しい財政状況ではありますが、ほぼ順調に推移することができました。詳細につきましては、9月議会で決算として報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

次に、いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症についてですが、滑川町でも5月24日から65歳以上の方のワクチン接種の予約が始まり、埼玉森林病院では5月31日から、総合体育館では6月9日からワクチンの接種が始まります。昨日までの集計では、接種対象者4,608人のうち、約77%の方の予約が完了いたしました。今後も滞りのないよう関係機関との連絡を密にして万全の体制で臨み、一日も早く安心した暮らしが取り戻せるよう取り組んでまいります。

医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでおられる方々には、改めて敬意と感謝を申し上げます。

次に、4月より行政区の代表である区長さんが替わりました。新たに区長になられた15名の皆さんには、今後2年間にわたり住民と行政を結ぶ重要なパイプ役として、また住みよい町づくりの推進役としてご活躍をいただきます。

次に、来年のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」では、比企郡にゆかりのある人物が登場するというので、これを地域活性化につなげるべく、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会において、事業を検討しております。大河ドラマの放送を機に、さらに町の魅力を発信できるよう取り組んでまいります。

さて、例年この時期には、多くのスポーツ大会やイベントが開催されております。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの行事が中止となってしまいましたが、今年は感染症対策を講じた上で、行事が開催できるよう努めております。

5月8日には、学校ごとに時間を分け人数も制限した中で、こどもまつりを実施いたしました。また、5月29日の中学校の体育祭をはじめ、小学校の運動会についても実施する予定となっております。これら教育行政の詳細につきましては、後ほど教育長より報告があるものと思います。

以上、主なものだけでございますが、挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願

いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 続いて、馬場教育長より教育行政報告をお願いいたします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告を申し上げます。

今年度も、スタートいたしまして2か月余りが経過いたしました。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、おかげさまで幼稚園及び小中学校の教育活動は順調に行われております。

議員の皆様には、入学式、入園式、さらには小中学校の運動会、体育祭にご来賓として招待できず、子どもたちの様子を見てもらうことができず、大変申し訳なく思っているところでございます。中学校は、先ほど町長の挨拶にもあったとおり、5月29日、成功裏のうちに終了させていただきました。福田小につきましては、今週末6月5日実施予定でございます。

さて、第3期の滑川町教育振興基本計画を策定し、「人・まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」を目指し、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、全力で取り組んでいるところでございます。

本年度は、コロナ禍で学びを止めない教育を推進すべく、学校と連携し、工夫をしながら着実に教育活動を進めているところでございます。本年度は制限を加えながらも、その時期の子どもに必要な教育を確実にを行うことを念頭に進めております。

GIGAスクール構想における児童生徒1人1台PC端末による学習は、パソコンを使って情報収集し、それらを組み合わせて比較する情報活用能力を伸ばす機会を積極的に取り入れるため、各学校で発達段階や学習内容に応じて、パソコンの使い方や授業での使用について、様々な取組を実践しています。その中で、ICT環境の不具合や障害など課題を明確にしながら、活用に向けての状況把握やパソコンでどんなことができるかを、児童生徒に体験をさせているところでございます。

学力向上につきましては、全国及び埼玉県学力・学習状況調査が本年度は予定どおり実施されました。本町では、昨年度臨時休業等の影響が学習面でどの程度あるかを、議会のご理解をいただき、全学年で標準的な学力テストを実施させていただきました。この結果と、本年度の全国及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、個々の課題を明らかにし、課題に応じた効果的な指導法の研究を進めてまいります。本年度も引き続き、学校と家庭が一体となり、学力向上に取り組んでまいります。

心身の健康面でございますが、生活様式が変わり、多様化、複雑化している社会情勢の中、様々な悩みや不安を抱えている児童生徒が増加している状況の中、県からの派遣で配置しておりますスクールソーシャルワーカーや、本年度も町費で日数を増加させていただき、教育と福祉の両面に関する専門的な知識、技術を活用し、家庭訪問等も積極的に行っております。教育相談室や学校と連携をいただいたり、学校と家庭、関係諸機関とをつなぎ、児童生徒の抱えている問題の解決に向け

尽力いただいております、成果を上げているところでございます。

また、本年度もいじめ・非行防止ネットワークや町内生徒指導委員会、教育相談室会議等、校内だけでなく、学校及び関係機関との連携を一層推進し、いじめ防止対策、不登校対策にも引き続き全力で取り組んでまいります。

不登校対策といたしましては、学習で不安や課題を抱えたり、学級に入れないなどの悩みを抱えている生徒が学習と相談をできる場所として、中学校の教育相談室の横に学習相談室「つぼみ」を開設いたしました。総合的な不登校対策として、心身の悩みについて、相談室、学習相談室、保健室が連携して生徒の支援に当たったり、スクールソーシャルワーカーや相談員による小中学校の巡回相談や家庭訪問など、積極的な支援に当たる体制をさらに推し進めました。

また、学校と保護者や地域の皆さんが意見を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える地域とともにある学校づくりを進めるために、本年度より滑川中学校に学校運営協議会を発足させ、中学校をコミュニティ・スクールとして、より一層地域との連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、今年度園児及び児童生徒数でございますが、幼稚園は199名、宮前小学校484名、福田小学校134名、月の輪小学校582名、滑川中学校582名でございます。

各校園の状況でございますが、幼稚園は園児の状況も多様化してきており、課題も多くなってきております。そこで、子ども一人一人にじっくり丁寧に繰り返し指導ができるよう支援員を配置するなど、教育の質の維持向上に努めております。

また、社会情勢の変化と町の就学前の子どもが増えている状況から、一時預かり事業の拡充と就学前の親子が集える場「ぴよぴよ」を開設いたしました。現在、大変好評をいただいているところでございます。

宮前小学校は、本年度の中島校長を迎え、「やった！できた！みてみて！の声があふれる学校」を合い言葉に、夢を持ち、未来を開く子の育成に向け全教職員で取り組んでおります。

福田小学校は、上野校長を迎え、志を立て失敗を恐れず、勇気を持って挑戦する気概を育む学校を目指すとともに、福田小学校で3度校長を務めた神山熊蔵先生が掲げた師弟敬愛の楽園を改めて取り上げ、先生も児童も互いに敬う教育愛あふれる楽しい学園づくりに、教職員一丸となってさらなる教育の充実に努めております。

月の輪小学校は、本年度、長島校長3年目となります。「子どもが生き生きと活動し、保護者や地域から信頼される学校」を掲げ、開校10年が過ぎた本年度、新たな学校、地域連携を図り、さらなる信頼獲得のために、教職員が一丸となって地域コミュニティの核となる学校づくりに取り組んでおります。

滑川中学校は、八木原校長が3年目となります。「笑顔と幸せにあふれる滑川中学校」を目指す学校像に掲げ、自信と誇りを持って行動できる生徒の育成を目指し、生徒の願いを受け止め、常に

成長期であること、現状に満足しないことを生徒、教職員の共通の指針とし、地域とともにある学校づくりに励んでおります。本年度は、さらに全ての生徒に居場所のある、いがいのある学力づくりにも努めております。

授業支援でございますが、小学校の外国語が始まりまして2年目となります。専科の教員を県費と町費で配置し、授業の充実を図っております。また、ALT、外国語の指導助手でございますが、昨年度に引き続き町費で3名雇用し、小中学校4校の授業の支援をしております。引き続き、滑川町の子どもは町で育てることを基本に据え、全町民で町の宝である子どもたちの健やかな成長を目指し、幼稚園、小中学校が連携し、同一歩調で子どもの指導に当たれるような体制、仕組みをしっかり構築し、教育を充実させてまいります。

続きまして、各校の施設整備事業についての報告をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、令和3年度理科教育設備の整備等の補助金の内定をいただきましたので、歳入予算に計上させていただきました。こちらの補助金は、国2分の1の補助金となっており、理科や算数、数学の授業で使う備品を購入する事業に充当するものとなっております。

続きまして、各校の修繕でございますけれども、大まかなところだけお話をさせていただきます。宮前小学校の校務で使用するデータをバックアップしている機械の破損が確認されました。データの破損リスクを回避するため、入替え作業を実施する予定でございます。

また、各校とも消防設備点検において指摘がありました消火栓のホース、誘導灯の交換等、指導に基づきまして、指摘があった部分についての修繕をさせていただきたいというふうに思っています。

また、中学校の吹奏楽部の楽器につきましては、修繕及びメンテナンスが必要でございますので、その費用も計上させていただいております。

また、今年度よりタブレット端末を活用した授業を行うに当たりまして、テキストや資料等の著作権を権利者から個別の許諾なく使用することが可能となります、授業目的公衆送信補償金制度というのができましたので、そちらの使用料を計上させていただいております。

続きまして、昨年度から繰り越した事業の進捗状況を、大まかなものだけを説明させていただきます。宮前小学校の北側の伐採工事ですけれども、伐採が昨日少し始めさせていただきました。それから、図工室の工作台の入替え、東プレハブの解体等は、夏休み期間中までに完了を予定しております。

先ほども申し上げましたが、中学校の西校舎の1階部分につきましては、学習支援室「つぼみ」と学校運営協議会の事務室のほうを使用できるように整備をさせていただきました。

また、幼稚園園舎の屋外の外壁補修工事につきましては、今年度6月中に契約着手し、夏休み期間中に完了を予定させていただいております。

最後に、先般の議会にて議決をいただきました、補正予算で計上いたしました中学校の空調設備、

それからデジタル教材コンテンツの調達につきましても、順次契約着手をしております。

小中学校の施設整備につきましても、議会の皆様のご指導、それからご理解、ご協力をいただきながら、子どもたちが安全で安心して生活、学習できるように取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、生涯学習関係でございます。高齢者のための寿学級でございますが、例年3回実施をさせていただいておりますところですが、本年度については2回、13地区で感染リスクを避けながら活動する予定でございます。本年度も滑川中学校とタイアップをさせていただいて、ヒマワリ活動を実施していきたいというふうに思っています。地域の高齢者と中学生や学校が関わりながら、夏にはヒマワリの花でいっぱいになるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、ボランティア育成講座につきましては、感染防止対策を行い、人との接触の少ないボランティア活動を検討し、実施していく予定でございます。

また、平和啓発事業といたしまして、平和資料館より展示資料を借用いたしまして、8月5日から22日までコミュニティセンター1階ラウンジで実施をさせていただく予定でございます。

公民館事業につきましては、5月8日に41回のこどもまつりを学校ごとに人数制限をし、パフォーマンスショー、スライム、ビーズの工作、クイズラリー、輪投げ等を実施しました。参加人数は、宮小96名、福小90名、月小92名の合計278名でございました。感染防止をしながら人数制限をさせていただきましたが、子どもたちの笑顔がたくさんあふれる会となりました。前期の公民館教室につきましても、現在なめがわ郷土かるたの旅、レザークラフト教室等を実施させていただいております。

図書館関係ですが、幼少期から絵本や紙芝居になれ親しんでいくことを目的に、図書館ボランティアの方々の協力をいただき、子ども読書の日おはなし会を4月24日に開催しました。5月には、年1回の蔵書点検を行いまして、整備を進めてきたところでございます。今後につきましても、七夕まつりおはなし会ですとか、小学校1日図書館員などの行事を予定しております。

生涯スポーツ関係でございますが、例年4月開催しておりますグラウンドゴルフ大会につきましては、2回に分散して開催をいたしました。1回目の10日につきましては89名の方に参加いただきましたが、17日の2日目については天候が悪化しましたので、残念ながら中止とさせていただきます。

なお、比企地区のグラウンドゴルフ大会は中止となりました。

続きまして、郡民体育大会でございますが、5月9日から9月7日にかけて、本年度については7つの競技が実施されております。滑川町は開催種目はございませんが、滑川町の結果といたしまして、ソフトボールが2部門とも優勝、公式テニスが3位と好成績を収めております。

体育施設関係につきましては、本年度ワクチン予防接種の事業を行う関係で、町総合体育館が令和4年3月31日まで貸出し停止となっており、利用者の皆さんにはご不便をかけているところでご

ございますが、引き続きご理解いただきながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

このような情勢の中でございますが、町民の健康づくりの一環として、スポーツを通じて地域の触れ合いや仲間との交流を深めるために、今後もより多くの住民が参加できるようなスポーツ事業を検討、展開してまいります。

最後に、文化財関係でございますが、現在幼稚園の南にあります文化財整理室でございますけれども、それを役場敷地内の旧タナゴ館のところに9月までには移転をする予定でおります。

また、エコミュージアム関係では、ミヤコタナゴの人工繁殖が3月中旬から4月下旬まで行わせていただきました。今年度は、現在1,800匹ほどの稚魚が育っております。8月には、またザリガニ釣り等、エコミュージアムセンターにつきましても予約制にするなどの工夫をしながら、事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

本年度の教育関係の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、事業の目的を改めて確認し、工夫をしながら可能な限り実施をしていきたいと考えております。

大変雑駁でございますが、教育関係の報告とさせていただきます。お時間を頂戴しましてありがとうございます。本年度もどうぞよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、行政報告を終わります。

◎町長説明議案の一括上程、説明

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第53号から日程第19、議案第67号までの15議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提案をいたします議案の説明を申し上げます。

議案第53号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については、滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第54号 滑川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、宣誓書の署名押印を不要とするため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第55号 滑川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、審査申出書等への署名押印を不要とするため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第56号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第57号 滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第58号 滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第59号 滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第60号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法等においてオンライン資格確認の仕組みが法定化したことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第61号 滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、小川地区衛生組合への搬入方法の変更に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第62号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に6,250万7,000円を追加し歳入歳出それぞれ63億1,531万4,000円とするものです。人事異動に伴う人件費の補正及び施設の緊急修繕等の需要費が主なものでございます。

議案第63号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定については、人件費の減額が主な内容でございますが、既定の歳入歳出の変更はございません。

議案第64号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の議定については、人件費の増額及び予算科目の変更が主な内容でございますが、既定の歳入歳出の変更はございません。

議案第65号 令和3年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定については、第3条の収益的収入に500万円を追加し、支出に636万3,000円を追加するものでございます。収入については、水道料金調定システム改築業務負担金の増額が主なもので、支出については、水道料金調定システム改築業務委託料及び法定福利費の増額が主なものでございます。

議案第66号 町道路線の廃止については、町道の一部払下げ申請に伴い、道路法の規定に基づき、廃止をお願いするものでございます。

議案第67号 町道路線の認定については、既存町道を認定し直すため、道路法の規定に基づき、認定をお願いするものでございます。

以上、15議案を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明申し上げます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決、決定をお願い申し上げます。簡単ではございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（瀬上邦久議員） 日程第20、請願第1号 認知症の人と共生を目指す街づくりに関する請願書を議題とします。

本請願は、宮島一夫議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いいたします。

〔1番 宮島一夫議員登壇〕

○1番（宮島一夫議員） 議長から指名いただきましたので、ご説明いたします。

認知症の人と共生を目指す街づくりに関する請願書。紹介議員は私です。

件名ですが、認知症の人と共生を目指す街づくりに関する件。

請願の要旨。

家に戻れなくなった人が、早く発見され無事に家族のもとに帰れるような機器やグッズの配布、もしくは費用助成の制度を作ってほしい。

請願の理由。

今年3月自宅を出たまま戻らない町民がいる。その方の安否が心配なのはもちろん、無事の帰りを待っているご家族の心情は耐え難いものがあると思う。ますます高齢化進むわが滑川町にとって、認知症になっても住み続けたいと思う町の体制づくりを強化することが必須と感じる。

今回の行方不明の件で、現在行われている見守りネットワークの活動では対応に限界を感じた。近隣の町の取り組みなどを参考に、機器やグッズの整備・配布を実現し、その存在を広く町民に周知する必要があると思った。

上記のとおり、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和3年5月10日、〇〇〇〇〇、小原勉。

滑川町議会議長、瀬上邦久様。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 請願内容の説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付することと決定いたしました。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（瀬上邦久議員） 日程第21、請願第2号 日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出をもとめる請願書を議題とします。

本請願は、上野葉月議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いいたします。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。紹介議員としてご説明いたします。

請願書。

日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出をもとめる請願。

おめぐりいただき、まず、1、件名、日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出をもとめる件。

請願の趣旨。

日本政府に対して、下記の意見書を提出してください。

- 一、国は、次期エネルギー基本計画で、2030年度の自然保護とのバランスのとれた再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年度は100%としてください。
- 二、国は、巨大なリスクを抱える原子力発電は段階的に廃止し、石炭火力発電は段階的に2050年までに廃止してください。
- 三、国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急にすすめてください。

請願の理由。

気候危機により人類の持続可能性が今問われています。気温を2100年までに産業革命から1.5度上昇以内に収めないと人類は生存できなくなると言われています。気候危機は私たち人間が生み出している温室効果ガスが原因です。気候変動による自然災害は身近にも感じられるようになりました。2019年度の台風19号は、河川の氾濫を引き起こし、滑川町にも大きな爪痕を残しました。2030年第6次エネルギー基本計画の改定はコロナと気候危機が進んでいる今、大変大切な計画になります。再生可能エネルギーの導入拡大は温室効果ガスを減らす最も有効な手段です。2030年の基本計画におけるエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路になります。

2021年3月には東日本全体が壊滅する可能性すらあった東京電力福島第一原子力発電所事故から10年の節目を迎えました。廃炉の見通しも未だ立たず、汚染水の処理もできず、暮らしを奪われたままの方もたくさんいます。巨大なリスクを抱える原子力発電は廃止すべきです。日本は約70%の食料とほぼ100%のエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかありません。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものです。2050年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進める事です。一方で、近年の太陽光パネルの設置の様子は、自然保護の観点から考えると望ましいものとは思えません。自然保護とのバランスの取れた発電システムを慎重に選択し導入することがとても大切だと考えます。エネルギー政策の基本は、地域です。滑川町は、国を動かしていく役割があると考え、以下に要請します。

上記のとおり、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

令和3年5月24日。

埼玉県比企郡滑川町山田、生活クラブ生活協同組合比企支部運営委員長、西山日輪子。

滑川町議会議長、瀬上邦久様。

○議長（瀬上邦久議員） 請願内容の説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号につきましては、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付することと決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。よろしく申し上げます。

休 憩 （午前10時58分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第22、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、最初から質問席に着き、1回目の質問は通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、1回目の質問順位に関係な

く一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものについては再質問はできないものとします。

◇ 井 上 奈 保 子 議 員

○議長（瀬上邦久議員） それでは、通告順位1番、議席番号6番、井上奈保子議員、ご質問願います。

〔6番 井上奈保子議員登壇〕

○6番（井上奈保子議員） 6番、井上奈保子です。議長のお許しをいただきましたので、これより通告に基づきまして一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、大項目1番、町各種組織団体について。町の組織団体の一つに、交通安全母の会と称し町内のほとんどの家庭が加入している会があります。ここで質問いたします。

1番、一つといたしまして、この会をボランティアの1団体として位置づけしているのでしょうか。

2つ目、加入している家庭では、家族構成に偏りが見られる家もあります。全戸加入なのですか。

3つ目、母の会と称していますが、活動の内容により女性では困難、危険を伴うこともあり、会の見直し、廃会等への声も出ていますが、ご見解を伺います。

大項目2番、コロナ禍の女性、乳幼児への支援を。長引く新型コロナウイルスや変異種（ウイルス）等の流行で、女性や子どもの暮らしに大きな影響をもたらしています。非正規で働く女性の失業、収入減等で日々の生活が困窮し、自殺者も増加している傾向が出ています。

質問いたします。1番、長期間必要なものとしていたしまして、特に女性にとって生理用品は必需品であり、逼迫状況に苦しんでいる人もおられるとのこと。コロナ禍であり、普段の状況とは異なります。町からの支援、援助の手だてはありますか。

2つ目、小中学校における児童生徒を持つご家庭でも影響を受けている部分もあるかと思われまます。学校の立場からの支援について伺います。

3つ目、子ども、特に乳幼児、ゼロから2歳児は今一番人数が少なく、減少が進んでいます。児童手当の支援はあるものの、子育て中の親にとってこの年齢の子の育児は大変であり、身体、精神的な負担とともに、経済面において悩んでいる人も多いと聞いています。特に育児に必要なおむつの使用で生活費もかさんでいるとのこと。行政として、子どもが安心して健やかに生育するためにも、何らかの支援、援助をお考えいただけないものか、お伺いいたします。

大項目の3番、若い介護者への理解・支援を。厚生労働省、文部科学省は、親、兄弟など家族が病気やけがなどの事情から、子どもでありながら介護や負担の重い家事に追われるヤングケアラーに対する支援施策を探るための会議を開き、5月にその方針をまとめるとの報道がありました。今、若い介護者が増えてきている現状に対して、国レベルで良案を打ち出してくれることを期待したい

と思います。以下、質問いたします。

1つ目、ヤングケアラーの存在については、埼玉県内においてもいろいろな場面で出てきていますが、滑川町内の学校の指導者、教師や子どもたちの間で、これらに関してどのように認識されているのでしょうか。

2つ目、町内の小中学校におけるヤングケアラーの実態について伺います。

3つ目、教育委員会の立場で、各小中学校からリアルタイムでの詳しい様子、内容をくみ上げ、学校が早期発見の場として若い介護者の孤立を防ぐためにも、何らかの支援、救いの手を差し伸べることが大切と考えます。現在どのような方策が適切なこととお考えでしょうか。

4つ目、この問題は学校の範囲にとどまらず、社会全体の課題として捉えるべき事案だと思います。自治体、行政の立場でヤングケアラー支援を行うに当たっては、どのような体制づくりをお考えかを伺います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

まず、質問事項1、町各種組織団体については小柳総務政策課長に、質問事項2、コロナ禍の女性、乳幼児への支援のうち1、生理用品の支援、援助の手だて、3、育児に必要なおむつの支援、補助について、質問事項3、若い介護者への理解・支援のうち4、ヤングケアラー支援の体制づくりについては木村健康福祉課長に、質問事項2、コロナ禍の女性、乳幼児への支援のうち2、学校の立場からの支援について、質問事項3、若い介護者への理解・支援のうち1、ヤングケアラーの学校指導者や子どもたち間での認識について、2、町内の小中学校におけるヤングケアラーの実態、3、若い介護者への支援、方策については澄川教育委員会事務局長に答弁願います。

それでは初めに、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、井上議員さんのご質問のうち大きな1、町各種組織団体について、こちらは交通安全母の会のことでございますが、いただきましたご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、交通安全母の会に関します歴史的な背景や歩み、また組織、活動の内容についてから述べさせていただきます。交通安全母の会は、交通安全に果たす母親の役割の重要性を鑑み、地域における交通安全の強化充実を図り、交通事故のない平和な町づくりに寄与することを目的に、自発的に全国各地で発生した組織が発端でございます。時代は昭和40年代、第一次交通戦争と呼ばれましたように、交通事故による死者数が年々増加し続ける中、我が子、我が夫を交通事故から守ることを目的としておりました。交通事故対策としては、一般に3つの基本があると言われております。

1つ目は法によるもので、交通の取締り対策でございます。2つ目は技術によるもので、安全に関する技術の向上、あるいはインフラの整備でございます。3つ目は教育によるもので、交通安全教

育の充実でございます。

昭和40年代当時、経済活動の飛躍的な発展により社会全般の活動も活性化いたしました。3つの柱のうち交通の取締り、安全技術、インフラ整備が追いつかない状況が続き、残る交通安全教育の役割が重要視されましたことは、ご存じのとおりと存じます。こうして、全国の各地で起こりました母の会の運動は、都道府県や国を巻き込んだ大きなうねりとなり、現在も綿々と継続されているものでございます。

本町においては、昭和44年に交通安全母の会が発足しており、「交通安全は家庭から」を趣旨とし、家庭の主婦として、また子どもの母親として、日常生活における交通安全教育の最も近い担い手として、交通事故のない平和な地域社会を推進する活動を実施してまいりました。滑川町の庁舎入り口には、本町において交通死亡事故ゼロが何日継続しているかをお知らせする掲示板を設置しておりますことはご存じのここと存じますが、昨日5月31日に確認しましたところ1,369日、約3年9か月継続しておりました。こうした交通死亡事故ゼロ日運動も、母の会の活動がその一役を担っていただいておりますことは、改めて申し上げるまでもありません。

その上で、井上議員さんからのご質問に答弁をさせていただきます。①、この会をボランティア団体として位置づけていますかのご質問でございますが、交通安全母の会に関しましては、町から諸活動に対する補助金を交付しております。ご参考までに、令和3年度、本年度の補助金額を申し上げますと、年額で21万円でございます。したがって、交通安全母の会に関しては町の外郭団体として位置づけております。

次に、②、加入している家庭では、家族構成に偏りが見られます。全戸加入なのですかについてでございます。会則では、滑川町に居住し、この会の趣旨に賛同する者で組織するとし、町内行政区ごとに支部を置くことと定めており、各行政区から役員を選出をいただいております。委員の選出に関しましては各行政区に一任をしており、回り番によるものや児童生徒のいる家庭等、行政区ごとのルールにより選出されておりますので、行政から指示をすることはございません。この点につきましてはご理解をいただきたいと存じます。

続いて、③、活動の内容により、女性では困難、危険を伴うこともあり、会の見直し、廃会等の声も出ていますがについて答弁をさせていただきます。本町における交通安全母の会の人員組織、活動内容についてお答えいたします。本町における会員の総数は、令和3年4月1日現在116名でございます。また、各行政区ごとに支部長、副支部長を設け、支部長会議を年4回開催しております。会の事業といたしましては、春、夏、秋、冬に行われます交通事故防止運動、車による広報活動や街頭キャンペーンの参加協力をいただいております。また、啓発品を持参しての高齢者世帯訪問、町内3つの小学校入学児童へのランドセルカバーの進呈、各地区設置のカーブミラーの清掃、また県や警察署が主催いたします交通安全事業への参加などを行っております。

会の名称は母の会となっており、女性のための団体をイメージさせますが、現在は会則も変更し、

男性であっても加入は可能でございます。過去には、男性の方が役員をしていた事例もございます。危険を伴う活動については、先ほどご説明しました活動内容のうち、特にカーブミラーの清掃が該当するものと思われませんが、危険な箇所等については担当にご連絡していただくようお願いしております。また、汚れている箇所をご連絡いただくだけでも立派な活動でございます。

最後に、廃会についてでございますが、これまで答弁申し上げましたとおり、本会の活動は幼児、児童から高齢者に至るまで、交通事故による重大な事故を防ぎ、明るく平和な地域社会をつくるための活動でございます。冒頭にも申し上げましたように、庁舎入り口の交通死亡事故ゼロの継続日数を見るたびに、本会のように家庭、地域に根差した活動を継続していく重要性を感じざるを得ません。

町としましては、本町町民の方が不慮の事故に遭わないため、また事故を起こさないため、地域の皆様とともに活動してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、井上議員の質問に答弁をさせていただきます。

初めに、質問事項2、コロナ禍の女性と乳幼児への支援をのうち①、生活困窮に伴う生理用品の支援、補助についてでございますが、ご案内のとおり東京都では、各区市町村の一部において生理用品の配布をされているとの報道がされております。こちらにつきましては、都の災害備蓄用の生理用品のうち、メーカーの使用推奨期限を経過したものを各区市町村へ配布しており、それぞれの自治体において生理用品の支援を希望する方へ配布をしているとのことでございます。

埼玉県内の近隣市でございますが、熊谷市、深谷市等で無償配布を実施しております。さらに、比企郡市内で実施しております市町村につきましては、嵐山町と川島町の2町で、いずれも防災備蓄品のうちメーカー使用推奨期限切れに近いものを無償配布しているとのことでございます。

滑川町におきましても、生活困窮者支援を所管しております健康福祉課では、現在のところ要望、ご相談等はございませんでしたが、物資の性質上なかなか声を上げづらい部分もあるかと想定されます。今後、支援の必要性あるいは効果等を検証し、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、③の乳幼児へのおむつの支援、補助についてでございます。こちらにつきましては比企郡市内の市町村では、嵐山町の1町のみ無償配布を実施しております。健康福祉課内での相談案件、あるいは保健センターにおける各種相談、指導、教室等を実施する中でも要望等が現在ないと聞いておりますので、今後の実施についても、要望等に応じて検討していきたいと考えております。

一方で、今回厚生労働省におけます低所得子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を新たに実施されることとなってございます。こちらにつきましては、対象となる世帯に対し

まして児童1人当たり一律5万円の支給となっております。こちらの支給金の一部をご利用いただき、ご対応も可能かと考えております。

次に、質問事項3、若い介護者への理解・支援をのうち④の行政の立場でのヤングケアラーの支援体制についてでございますが、この後、教育委員会事務局より小中学校におけるヤングケアラーの実態について説明があると思われませんが、ヤングケアラーの中には、身近な人の世話をするのは当然であり、お手伝いという認識で支援をしていることが多いことから、児童生徒のほうから相談に至ることは少ないと言われております。いかにしてヤングケアラーを見つけ出すかが行政としての役割であり、責務でもあると考えております。

このようなことから、ヤングケアラーの方に対する行政の立場での支援体制でございますが、ケアの対象者が高齢者の方であったり、障害のある方であったり、児童生徒の保護者の方であったり、さらに個々の案件について複合的な状況であることが少なくないと考えられますので、今後全庁的に調整が必要と思われれます。関係各課局と連携をし、必要な支援につなげられるよう対応を検討したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、井上議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項2、コロナ禍の女性、乳幼児への支援のうち質問2、小中学校における児童生徒を持つご家庭でも影響を受けている部分もあるかと思われれます。学校の立場からの支援について伺いますの質問に答弁をさせていただきます。井上議員のご質問にあるとおり、このコロナ禍において就労の状況が急変し所得が著しく減少、家計に大きな影響を及ぼしている様々な事例を報道等でも耳にします。このような家庭で小中学校の児童生徒がいる場合、教育の分野から可能な経済的支援が幾つかございます。

まずは、従来から町で実施している支援策として、就学援助費支給制度、奨学金貸付制度、教育支援金貸付制度がございます。これらの制度については、保護者の方へ通知や町のホームページ等で毎年周知を行い、十分な活用が図られるよう配慮しています。

また、コロナ禍による特別な支援として、厚生労働省より小学校休業等対応支援金及び小学校休業等助成金制度、こちらが創設されていまして。現在これらに申請できるのは、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの期間で学校等が臨時休業等を行い、その子どもの世話をするために契約した仕事ができなくなった個人で仕事をしている保護者、こちらが支援金対象です。や、臨時休業等により子どもの世話をするため保護者が仕事を休職する際、有給の休暇を取得させた企業、こちらは助成金対象になりますが、これのみとなっております。

なお、この制度は令和2年度をもって終了しており、今年度については新たに両立支援金等助成金、こちらの制度が創設されています。埼玉県労働局を窓口とした助成制度で、一部新型コロナウイルスには対応していますが、全て事業主に対する補助であり、個人の方が対象とはなっていません。

また、令和2年度で実施しました町独自の対応といたしまして、文部科学省からの通達に基づき既存の就学援助制度に特例措置を施し対応いたしました。これは、通常就学援助の申請前の1年間の所得に基づき支給の審査を行うところ、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した家庭については、申請時の所得が減少した収入状況で審査を行い支給の可否を判定することとし、これを実施いたしました。この特例については、保護者に対し通知を配布して周知を行い、有効活用を図りました。なお、この制度を実際に利用した方は小学校で3人、中学校で1人いらっしゃいました。

小中学校の就学に係る経済的支援、こちらにつきましては既存の制度に加え、国、県の新たな支援制度が創設された際についても、申請漏れにより制度が活用できなかったということのないよう、保護者への情報提供に留意するとともに速やかな支給事務に努め、援助を必要とする家庭に対しての支援を実施していきます。

また、常日頃子どもと接している学校において、子どもの心の変化のみならず衣服等の変化にも留意し、持ち物がそろわなくなった様子が見られたり、衣服の汚れが目立つなどの状況があった場合には、教育委員会や健康福祉課などの関係機関と連携する体制を取っています。直接相談してくる家庭はほとんどないことから、日々の変化に気を留め、子どもと接する中で情報を得て支援するように今後も努めてまいります。

次に、質問事項3、若い介護者への理解・支援の中の質問1、ヤングケアラーの存在について、町内の指導者、教師や子どもたちの間で、これらに関してどのように認識されているのかの質問に答弁をさせていただきます。ヤングケアラーとは、慢性的な病気や障害のある家族、高齢の祖父母、幼い兄弟などの世話をする18歳未満の子どものことと定義をされています。埼玉県では、昨年3月に全国に先駆けて埼玉県ケアラー支援条例を制定しており、これを受けて埼玉ケアラー支援計画を策定いたしました。計画の中で、ヤングケアラーをめぐる課題として、信頼して見守ってくれる大人を増やすこと、困ったときに相談できる場の整備や、関係する支援機関の人材育成が求められると指摘されています。

これらのことを踏まえた内容の通知が県人権教育課から発出され、ヤングケアラーに対する現状認識、学校の役割、支援等の理解などのヤングケアラーについての理解を深めること、すなわち教職員の意識啓発を促すよう、校長会、教頭会を通して説明を行っています。また、それを受けて各校において、教職員全体への周知、認識に取り組んでいただいております。

子ども自身や保護者も含めて、まだヤングケアラーの概念が浸透していない現状では、子ども自

身がヤングケアラーと気づいていない場合が多くあります。また、要対協や学校、教員を含めて多くの人が、家庭内のことですので、ヤングケアラーとなっている子どもの現状を把握するのが難しい状況です。ヤングケアラーの概念の理解を深め、子どもがケアする対象者の関係者、周囲の人たちからの気づき、発見が大変重要です。ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることを鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければなりません。

学校現場における役割として、ヤングケアラーの早期発見、本人の状況把握、校内における情報共有と支援体制の構築、本人へのアセスメントによる校内支援の実施、関係機関による支援の必要性の把握と関係機関へのつなぎなど、ヤングケアラーに対して適切な対応ができるよう、県が主催する公立小・中学校長等人権教育研修や学校におけるヤングケアラー支援事業など、こういった研修機会の活用も視野に入れ、教職員一人一人の情報、知識を深め、学校現場における役割を改めて認識する取組を行っていきたいと考えます。

なお、子どもたちに対する周知ですが、今のところ行っておりません。人権教育の取組の中で、周知の方法を考えて今後行っていく予定でございます。学校においては、ヤングケアラーかどうかを理解、認知することは必要ですが、それ以上に子どもの困り感、こちらを発見して、その支援をすることが重要だと考えています。思いやりがあり、生まれたばかりの兄弟の面倒を一生懸命見ている子もいます。しかし、優しいということだけで終わるのではなく、その子の様子を見て負担に感じているかもしれないと気づくことが必要です。家族の一員としての役割を考えながら、大きな負担を担っている子どもや、SOSを出せない子どもに対して声がけや様子を見て支援をしたり、状況によっては関係機関と連携を取るようにしていきます。

次に、質問2の町内の小中学校におけるヤングケアラーの実態についての質問に答弁させていただきます。本町でも、ヤングケアラーに該当すると思われるケースが1件報告されております。この件については、学校、健康福祉課、保健センターとも情報共有を図り、適宜子どもの様子に注意し、状況を把握できるよう努めています。しかし、先ほどお答えしたように、こういったケースはヤングケアラー案件かどうかを判断するより、子どもの困り感に寄り添うことが重要だと考えております。家族の一員として手伝っているつもりでも、それが本人にとってあまりに負担になっているのは、発達上よくありません。子どもの変化、SOSを見逃すことのないよう、今後も引き続き早期発見、早期対応に努めてまいります。

質問3、教育委員会の立場で各小中学校からリアルタイムでの詳しい様子や内容をくみ上げ、学校が早期発見の場として若い介護者の孤立を防ぐための支援、救いの手を差し伸べることが大切と考えます。現在どのような方策が適切とお考えですかの質問に答弁をさせていただきます。ヤングケアラーへの支援で最も大切なことは、早期発見、早期対応であると考えます。そのためには、ケ

アをしていることが精神的、身体的な負担になっていることに気づいていない、家庭の事情を知られたくない、追い詰められても声が上げられない、相談したことがない、やり方が分からないなど、困っている子どもたちを見つけ出す力、子どもたちを見る目、これを教職員が持つことが重要です。子どもたちの表情、服装、家庭環境、けがの有無、食事や睡眠の状況などから子どもの状況や変化を把握し、子どもの悩みに気づくことが大切です。

そのため、先ほど答弁の中でお話ししたとおり、子どもの変化を見逃すことなく捉え、状況によっては関係機関と連携し、対応していくことが重要です。あわせて、学校における担任や養護教諭をはじめとし、現在の教育相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを維持し、様々な相談の場、これを整えることで相談しやすい環境を整え、本人の意向に沿ったサポートをしていくことも大切と考えます。さらに、保護者や子どもの困り事が多様化、複雑化している中、総合的に子どもや保護者からの声を聞く相談の場、これを確保し相談の支援をすることも大切です。

また、ヤングケアラーに該当する子どもがいた場合、そのケアの負担を軽減させる必要があります。そのためには、各団体や関係機関等とできるだけ早く連携し、支援の手を差し伸べることが重要です。教育、医療、高齢者福祉、障害者福祉等の現場で横断的に情報共有し、ヤングケアラーの支援という視点を新たに取り入れて改善する方策、対応する仕組みを構築していくことが必要です。現在、国では厚生労働省と文部科学省が中心となってプロジェクトチームを設立し、ヤングケアラー支援のための報告書を作成しています。これを参考に、滑川町に合った支援の体制、仕組みを構築し、適切な対応をしていくことができればと思います。

〔「ちょっとすみません。もう少しまとめてお願いします」と言う

人あり〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） すみません。ヤングケアラーの問題は、子どもだけの問題ではなく、その背後にある大人の問題でもあります。高齢者福祉、障害者福祉の問題、貧困の問題、社会的孤立、社会的配慮の問題など、多種多様な問題が複雑に絡んで成り立っています。これらが解決されてこない中で、そのしわ寄せが子どもに来ている、これがヤングケアラーです。児童福祉や教育という問題だけでなく、様々な領域にまたがった包括的な支援が必要です。

ヤングケアラーを支援する施策として、井上議員のご質問の要旨にもあるとおり、国として先ほどお話しした報告書を踏まえた包括的なビジョンを示し、それを法制化、予算化するといった自治体を支援する体制を整え、間接的な支援となる取組にも期待したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員。

○6番（井上奈保子議員） 詳しく説明ありがとうございました。

最初の母の会のことですが、何か歴史のところから説明いただきましたけれども、全国組

織ということでございます。まず、私この母の会に入っている人たちからいろんな話を聞いたときに、全戸加入なのかということ、そういう質問もあったのですけれども、今のご答弁ですと会則が変更して男性も加入できるというふうになったというのですけれども、ということは全戸加入ということも考慮してのことで、男性加入ということを入れたのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、井上議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

男性の加入に関しましてのご質問でございました。会則の改正、これに関して男性を入れるためのものといった部分もあるのですけれども、やはり広くこの活動を長く続けていくためといった趣旨のものでございます。

答弁のほうでも申し上げましたように今現在は、今年度は女性のみの会員でございますけれども、過去には男性の会員の方もいらっしゃったということでございます。また、選出については、やはり答弁で申し上げましたとおり、各地区のルールということがございますので、町から細かいお話等をさせていく場面というのではないかと思います。ただ、個人的な感想ということで最後述べさせていただきますけれども、この運動については地域ぐるみの交通安全というふうに私自身は捉えております。したがって、児童の有無あるいは男性、女性を問わず、地域の方がひとしくこの運動を担うものと考えておりますので、述べさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員。

○6番（井上奈保子議員） それと、あとこの母の会の活動の内容なのですけれども、今課長のほうからも答弁がありましたけれども、例えば危険な箇所、カーブミラーの掃除とか、そういう女性としたらちょっと危険かなと思うような活動があるのですけれども、そういうところはそうするとしなくてもいいとか、そういうのを省いてもいいということですか。

それともう一つ、特に危険だと思うことは、春、秋の交通安全キャンペーンですけれども、私昔それ経験したのですけれども、信号待ちをしているドライバーに対して、交通安全を喚起するためにドライバーのそばまで行って、いろんなその物産とか、例えばあの子ユズでしたか、あるいはうちわでしたか、そういうものを渡すのです、ドライバーに。そういうのというのは信号待ちをしているドライバーにしたら、とても注意散漫にならせるものではないのかなというふうに私は思いますので、交通安全を目的としたならば、やはりドライバーが安全に通行できるのが一番安全なわけですから、そこへ活動とはいえ、そういう母の会の人たちが行って話しかけるといのはちょっとどうかと思いますので、こういうことに対してご意向をお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、井上議員さんからいただきましたご質問、2点あったと思いますけれども、それぞれお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、危険な箇所の関係ですけれども、答弁のほうでも申し上げましたとおり、危ないところを見つけた場合、町のほうにご連絡をいただく、もうこれだけでも十分な活動でございますので、そういう形で本年度も会議の席で既に申し上げているところでございます。

もう一点、交通安全キャンペーンのドライバーへの啓発品の手渡しの関係に関しては、確かに井上議員さんがおっしゃるとおり、運転中のドライバーさんの集中を切らせてしまうということで、安全運転に多少警戒感が薄れるといった部分も考えられることは確かだと思います。ただ、活動自体につきましては、信号待ち等で安全に車が停止している等を確認した上で、複数で安全確認を行いながら実施しております。その点ご了解をいただいた上で、今後どのような方法がいいのかということを変更して検討させていただきたいと存じます。

以上、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員。

○6番（井上奈保子議員） ありがとうございます。

それでは、2番目のコロナ禍の女性、乳幼児への支援のところですが、ここも木村課長さんのほうから細々と答弁いただきましてありがとうございます。今、困窮の女性に対しての支援があらゆるところで、国の中で行われておまして、例えば先ほども何か所か挙げていただきましたけれども、さいたま市でも4月からやっているということで、生理用品、ナプキンですか、そういうものを結構な量、1,000パックですか、そういうものを無償配布しているという、そういうこともありますし、また和光市でもそのようなことをやっておまして、市内に各6か所ぐらいですか、女性支援ポストというのを設置して、それで使わなかった、残ったもので使わない、まだ未開封のもの、そういうものを寄附してほしいということで、いろんな人でそれを支援する人が応援というか、ポストに入れているというような、そういう状況を聞いておりますけれども、こういうこともやっぱりこれからは必要だと思っておりますので、ぜひこれも町のほうでご検討をお願いいたします。

それからもう一つ、小中学校の立場からなのですけれども、このことについても今澄川教育長のほうからる説明いただきましたけれども、子どもさんは小中学生の方、特に羞恥心というか、こういうことが大きく出るとおしまして、やっぱりこれに対してはっきりした考えを申し出ないというか、そういう場面があると思います。ですから、ひょいっと見て、ああ、これは大丈夫なのだということではなくて、やっぱり教員あるいはカウンセラー、そういう人たちがみんなでそういう人たちに、どの子がそういう窮地に陥っているのだろうというような、そういうことを見極めるその目が、視線が私は大切かと思っておりますので、ぜひそういうことで困窮している子どもたちをそういうところから取り残さないような、そういう温かい支援をお願いしたいと思います。

それから、おむつのことですが、今若い世帯においてはおむつの使用がかさんでいるとい

うことで、児童手当等もあるし、先ほどのいろんな貸付け等のこともあるということですが、
現在一番若い世代は収入も少ないし、それで子育てをしなくてはならない、そういうことで、そう
いう若い世代の人たちにやっぱり安心して子どもを産み育てられるような、子どもが減少している
現在、少しでもそれに歯止めをかけるためにも大いにそれも役立つことと思いますので、そのこと
に対しても、もう一回ご一考をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと時間がなくなりましたので、はしょりたいと思います。ヤングケア
ラーのことなのですが、ヤングケアラーに対しては埼玉県ではアンケートですか、いろんな
実態調査を2020年度にしております。その結果を報告としてまとめて出しておりますが、ヤングケ
アラーに対して知っているか知らないかという、その認知度がとても低いということで、埼玉県で
はこの調査結果を踏まえて、認知度を50%に上げるという、そういう今施策をしているということ
でございまして、それで先ほど澄川課長さんのほうからも答弁がありましたように、その認知度を
上げるためにも埼玉県で2本の柱を立てたという、そういうことがありまして、今後その柱を基に
政策を進めていくということですが、1つは埼玉県ケアラー支援計画、先ほど説明ありま
した。その中に2本の柱があって、1本は教育機関等によるヤングケアラー支援体制の構築、も
う一つは地域におけるヤングケアラー支援体制の構築ということで、これを2本の柱として掲げて
いるということですが、これに対して一番の問題は何かというと、ヤングケアラーをどの
ように見つけるか、先ほど澄川課長のほうからもるる説明がありましたように、やはりこれを見つ
けるというのは、大変なことかと思えます。やっぱりケアラーさんは実際自分がやっていることが、
それがヤングケアラーだということを実感しない方もいるそうです。また、相談するのにも家族と
か友達にはするけれども、職員、学校の先生とか福祉関係ですか、そういうところへはしないのだ
という、そういうことが実態調査で現れております。

どうしてしないかということ、やっぱりヤングケアラーさんしてみると、先生とか何かそういう
福祉関係の人に相談すると、そのことがいろんなところに知れ渡るし、実際にはヤングケアラーさ
んは家庭ではもうケアをしているわけです。だけれども、それを皆さんにあまり言えない。だけれ
ども、では自分の休み場所はどこかということ、学校なのだそうです。学校が自分の息抜きの場なの
だそうです。ですから、先生方あるいは福祉関係の人がそれを知ると、ではあなたはケアラーさん
ですかとか何かそういうようなことで、かえって気を使われるというのです。そうすると本人も大
変なので、なかなか相談しないというのです。ですから、そのところを何とか酌み取る、これが
私は大人の仕事かと思えます。ですから、やっぱりケアラーがいるというのは、本当はいないほう
がいいわけです、子どもさんも学業に専念できるわけですから。本当にそのためには、もっともっ
と大人、社会が、行政ですか、そういうところで介護の支援を手厚くしなくてはいけない世の中にな
ってきているわけですが、しかし、家族によっては、家庭によっては、その状況が皆変わる
わけですから、その中で例えば社会人で20歳未満の人、あるいは小学校の高学年、中学、高校生

がほとんどケアラーになっている例が多いということで、高校2年生の6%ですか、それから中学2年生の4%ですか、その人たちが調査の結果ケアラーになっているという、そういうことがありますが、やっぱりそういう人たちがいないほうがいいわけで、その人たちが本当に学業に専念できるような、そういうことのために私たちはこれからしなくてはならないのですけれども、この間NHKの総合のテレビでもやっておりましたけれども、多分皆さん見られた方がいると思いますけれども、いろいろな実際にヤングケアラーを実践している人たち、その人たちの生の声、それがそこで発声されておりました。お母さんを見ているヤングケアラーの声ですけれども、本当は言いたいものだけれども、お母さんがそれは言うてはいけないと、そういうふうに言ったというのです。ですから、本当にその家庭において、やっぱり知られては困るのだなというふうに、それは20歳の女性ですか、その方からの声が切実に伝わってきましたけれども、その方は成人ですからいいですけれども、まだ成人になっていないヤングケアラー、その人たちがもっと声が上げられるような、そういうこれからは行政ですか、そういうものをつくっていただければと思います。

あるいは、そこで神戸の例ですけれども、やはりNHKでやっていました。神戸市の取組で、既に先進市だと思います、神戸市は。こども・若者ケアラー支援担当課というのが設置されたそうでございます。そこでは、神戸市では既に1つ、令和元年度に21歳の女性が親を見て悩んだ末、殺害というか、親をあやめてしまったという、そういうことがあって、そこから多分神戸市は話が進んでこのような課ができたのだと思いますけれども、こういうことがあってから事後でそういうことをやるのではなくて、やっぱりこういうことが起こる前、生徒も安心して学業ができる、本当にそのためには事前というかその前に、どうしたらその人たちの孤立を防げるか、命を防げるか、そういうことでこれからは取り組むことが必要だと思いますので、ぜひこれからは支援に必要な法制化をしていくことと、あるいは市町村においては、国においてもですけれども、そのための予算化、これを大いにしていかないと、これはなかなか進まないことだと思いますので、イギリスの取組なんかもありましたけれども、外国でもすごくこの問題についてはもう手をつけて広めているということでございますので、日本あるいは滑川町でも、この問題がないからというのではなくて、やっぱりいつどこでどんなケアラーさんがいらっしゃるか、あるいはそのことによってどんなことが起こり得るか、そういうことを事前に把握して、これからはヤングケアラーの問題にも取り組んでいただきたいと思います。

以上、時間がありませんので、本当に短くしてしまいまして、私の質問が通ったかどうか分からないのですけれども、ちょっと私の考えを述べさせていただきました。

以上、これについてよろしくご検討をお願いしたいと思います。答弁は結構でございます。時間がこれで終わりましたので、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で井上奈保子議員の一般質問は終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時、13時とします。よろしくお願ひします。

休 憩 (午後 零時 03分)

再 開 (午後 1時 00分)

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 吉 野 正 浩 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 引き続き一般質問を行います。

通告順位 2 番、議席番号13番、吉野正浩議員、ご質問願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順序に従い質問させていただきます。

大きな1、認知症または認知症の疑いのある行方不明者（迷い人）の早期発見・保護の推進について伺います。防災行政無線で迷い人のお知らせが日常茶飯事となっております。そのたびに、必死に探すご家族の方を思うと胸が痛みます。すぐに発見されればよいのですが、見つかるまで1日以上経過してしまいますと、体力の消耗は著しいものがあると思います。また、高齢の認知症等の方でも、徒歩で信じられないほど遠くまで行ってしまうケースがあると聞いています。住み慣れた地域で、安全で安心して住める体制づくりを急がなくてはならないと思います。

警察庁の令和2年7月発表、令和元年における行方不明者の状況では、行方不明者の原因は、原因・動機別で認知症またはその疑いによるものは1万7,479人で、全体の20.1%に上っています。平成27年と比較すると5年で約5%上昇し、現在も増加傾向が見受けられます。

認知症の最大の原因は加齢であり、認知症は誰にでも起こり得る身近な病気です。平成29年度高齢者白書によると、2012年は認知症患者数が約460万人、高齢者人口の15%という割合でしたが、2025年には5人に1人、20%が認知症になるという推計もあります。認知症による徘徊や自動車事故、介護疲れによる虐待や傷害事件など、痛ましい事件、事故が報道され、大きな社会問題となっております。このような事態を踏まえ、認知症に対する正しい知識を理解し、認知症患者の増加が社会に与える影響などを考え、地域社会全体で向き合い、支える支援が課題と考えます。

近年、認知症発症者の徘徊が生じた際に、速やかに本人を発見できる仕組みを導入している自治体が増えています。その一つに、QRコードの入ったシールの活用で、QRコードをスマートフォンなどで読み取ると行政機関や警察の連絡先が表示され、シールに記載された登録番号を知らせることで、身元がすぐに分かるという仕組みです。日頃身につけるかばんや靴などに貼り付けるグッズで、先月末までに全国で139市町村が導入しているということです。ほかにも、お守り袋に入れたGPS端末などがあり、徘徊対策は家族のみならず、行政、地域社会が一体となって取り組むべき課題であり、早期発見のためのグッズや機器導入を検討すべきと考えます。

さて、そこで1点目として、今年の3月17日、町内において行方不明者が発生し、まだ発見されていません。事件の概要と、救護に当たった警察の捜査内容と防災行政無線の放送範囲、行政、各種団体の行った救護活動の内容について。

2点目として、警察からの要請で、防災行政無線でお知らせした認知症による徘徊などが原因で行方不明者となった方の人数は。これは、過去3年間お願いします。

3点目として、町が把握している認知症高齢者の実態は。人数及び推移等お願いします。

4点目として、認知症患者への支援及び徘徊への対策について伺います。

続きまして、大きな2、町職員の適正規模と確保対策について伺います。町では、現下の新型コロナウイルス感染症対策や、近年多発する水害等における災害対策など、住民の命と暮らしを守るため、職員一丸となって取り組んでいただいております。ただ、こうした言わば災害級の業務を強いられた際に、現在の職員数では人手不足のしわ寄せはないのかと懸念をしております。人手不足が職場環境に及ぼす具体的な影響は、残業時間の増加、休暇取得数の減少が最も多く挙げられ、労働者では生きがいや意欲の低下、病気休暇の増加など考えられます。

本町の令和2年4月1日現在の職員数は、行政面積、人口がほとんど同一の類似団体である嵐山町より職員数が10人少なく、人口が類似している川島町よりも37人、吉見町よりも46人も少ない状況で、全国的に見ても、平成30年類似する62団体で、普通会計職員の人口1万人当たり職員数は60.52で下から6番目と、職員数が少ない自治体となっております。令和2年度に行った令和3年度採用の町職員の募集では、一般職員3名、土木1名、学芸員1名の5名でしたが、結果的には学芸員1名の採用に終わりました。退職者がたしか5人とか6人とか聞いておりますが、その不足分をどのように補っていくのかも課題が残されています。

そこで、1点目として、町職員定数と令和3年4月1日現在の職員数の比較、これは令和3年度職員募集数と内定数、辞退者の状況、自己都合退職者の把握状況、土木職員の採用がなかった理由なども含めてご回答をお願いします。

2点目として、県内町村並びに比企郡内類似自治体（人口1万8,000人以上2万人未満）と比較すると人口当たりの職員数が少ないが、業務執行上しわ寄せはないか。これは、住民サービスの低下、残業時間の増加、休暇取得の減少、病気休暇の増加などの面からお答えください。

3点目として、令和3年度職員定員割れの対応はどのように図るか。

4点目として、職員規模と確保対策についての所見を伺いたいということで1回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、認知症または認知症の疑いのある行方不明者（迷い人）の早期発見・保護の推進についてのうち1、警察の捜査内容と防災行政無線の放送範囲、行政、各種団体の救護活動内容について、2、警察要請で防災行政無線でお知らせした認知症による徘徊で行方不明になった人数（過

去3年)、質問事項2、町職員の適正規模と確保対策については小柳総務政策課長。質問事項1、認知症または認知症の疑いのある行方不明者(迷い人)の早期発見・保護の推進についてのうち3、町が把握している認知症高齢者の実態、4、認知症患者への支援及び徘徊への対策については木村健康福祉課長に答弁願います。

初めに、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、吉野議員さんのご質問のうち、大きな1、認知症または認知症の疑いのある行方不明者(迷い人)の早期発見・保護の推進についてのうち1、本年3月17日に発生した事件の活動内容について及び2、防災無線でお知らせした過去3年間の行方不明者の人数と、大きな2、町職員の適正規模と確保法について答弁をさせていただきます。

初めに、ご質問の1、本年3月17日に発生いたしました事案についての概要を申し上げます。本事案につきましては、滑川町月の輪4丁目にお住まいの66歳の男性が、3月17日の午前6時頃、自宅を徒歩で外出したまま現在も発見されていないものでございます。この男性は認知症を患っており、自ら助けを求めることが困難な方で、ご家族から警察への届出の後、警察署から滑川町に防災無線の放送依頼があったものでございます。

滑川町の対応につきましてでございますが、警察からの放送依頼がありましたのが17日の午前11時、防災無線の放送が午前11時55分でございます。また、午後1時に関係課局による会議を行い、午後1時10分から22名11班から成る捜索チームを編成し、午後5時まで捜索を実施いたしました。翌18日は、朝、警察に発見情報、目撃情報を確認の後、防災無線による放送、24名12班による巡回捜査を実施しており、翌19日も同様な対応をいたしました。

町の捜索活動全般でございますが、防災無線による放送につきましては警察署からの依頼により実施しており、これまで計13回放送しております。町職員による巡回捜索につきましては4日間、延べ人数で128名が捜索に当たりましたが、このほかに外部からの情報を基に複数回捜索に出ています。また、警察署及びご家族からの依頼により、4月30日付、行方不明者捜査のご協力をお願いの文書を行政区区長を通じて町内に改めて周知するとともに、熊谷市で滑川町に隣接する区域にも熊谷市及び行政区のご協力をいただき、回覧をさせていただいております。

本町から全県下への情報伝達を申し上げますと、埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワークへご家族の同意をいただき情報を発出しているほか、埼玉県社会福祉協議会のご協力により、県内各社会福祉協議会への情報提供も行っております。防災無線の放送範囲でございますが、町内については全域の放送でございます。他の自治体につきましては、警察署からの依頼によるものになりますので、把握はできておりません。しかしながら、東松山警察署管内の自治体については、通常どおり各市町村へ放送の依頼がされているものと推察をいたします。

続いて、警察署の捜索内容でございますが、署員はもとより機動隊、警察犬を投入しての捜索を

行ったとの状況を聞いておりますが、詳しい内容は捜査上、支障が生じる可能性もございますので、改めての問合せについてはしていません。

また、各種団体関係でございますが、団体独自で行った捜索活動については、団体からの連絡や情報提供がない限り全てを把握することはできませんので、あらかじめご了承くださいと存じますが、滑川消防団及び滑川町のサッカー関係者が行った捜索活動について若干触れさせていただきたいと存じます。滑川消防団につきましては、これまでも行方不明者の捜索にご協力をいただいております。本事案につきましても3月21日日曜日に、消防団長以下大勢の消防団員に捜索のご協力をいただいております。内容といたしましては、11班編成による巡回捜索でございますが、午前、午後それぞれ実施をしております。また、本町サッカー関係者による捜索でございますが、行方不明となられた男性は、本町におけるサッカーの普及、発展に多大なる貢献をされた方で、知らせを受けた町内のサッカー関係者の多くの皆様が捜索に当たりました。中心となった日は3月20日土曜日でございます。町サッカー協会及びサッカー少年団の関係者を合わせますと、総勢200名を超える人員で捜索をしており、巡回のほかビラの配布や掲示を広く近隣の自治体にも展開いたしております。

なお、消防団、サッカー関係者ともに当日だけでなく、その後も個人個人の空き時間で捜索を継続しておりましたことを付け加えさせていただきます。

次に、ご質問の2、防災無線でお知らせをしました行方不明者の人数でございます。ご承知のとおり防災行政無線を利用した行方不明者の放送につきましては、警察署からの依頼により行っております。過去3年間、防災行政無線でお知らせした行方不明者の人数についてのご質問をいただきましたので、平成30年度から令和2年度の3年間について人数を申し上げます。平成30年度につきましては6名、令和元年度につきましては8名、令和2年度につきましては8名でございます。

続いて、大きなご質問の2、町職員の適正規模と確保方法について答弁をさせていただきます。初めに、1の町職員定数と令和3年4月1日現在の職員数の比較、職員募集と内定者数、辞退者の状況等でございます。

本町の職員定数は、滑川町職員定数条例で規定されており、議会事務局、町長部局、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局及び水道事業に勤務する一般の職員の定数について定めております。また、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会事務局の職員は、町長部局の職員をもって兼ねることができると規定しております。

職員の定数は、議会事務局2名、町長部局92名、選挙管理委員会5名、監査委員事務局3名、農業委員会事務局3名、教育委員会事務局33名及び水道事業6名の合計144名と定めております。本町職員の定数条例に基づく職員定数と令和3年4月1日現在の職員合計数127名を比較いたしますと、17名の減員となっております。

昨年度行いました令和3年度職員採用募集は、一般職3、土木1、学芸員1、計5名で応募者数

は一般事務63、土木ゼロ、学芸員9でした。内定者数は、一般事務2、学芸員2の計4名でしたが、内定辞退者が一般事務で2人、学芸員で1人おり、令和3年度の新規採用職員は1名のみとなりました。

近年では、職員の新規採用に当たり定年退職職員の充足及び1名増員とする職員募集をしておりますが、職員採用試験後に中途退職する職員がおり、次年度の職員採用に反映できないことが生じております。自己都合による退職者の把握は常に行うよう努めておりますが、退職届を受理する時期により、翌年度の職員採用計画に間に合わないことも事実でございます。参考までに、昨年度の退職者を申し上げますと、定年退職1名、自己都合退職者5名でございました。

また、土木職の職員は毎年募集をしておりますが、ここ数年、応募者がいない状態が続いており、平成30年度に実施した採用試験で1名受験された方がおりましたが、一次試験が合格できず採用には至りませんでした。土木職は、震災以降、全国的に職の需要が高まっており、他の自治体でも土木職職員を確保するのに苦慮している状況です。また、オリンピック関係の建設需要もあり、全国的に地方自治体の土木職の職員が足りないといった状況が続いております。本町といたしましても土木職職員が不足しておりますので、引き続き職員募集をまいります。

続いて、ご質問の2、町職員の適正規模と確保対策についてでございます。県内町村並びに比企郡類似団体と比較及び業務執行上しわ寄せ、住民サービスの低下、残業時間の増加等に答弁をさせていただきます。県内23町村との比較は、人口規模や年齢構成、地理的要因、町村ごとの施策等の違いにより一概に比較はできませんが、比企郡内の7町のうち、人口規模が本町に近い町との比較では、本町が一番低い職員数となっております。

国が集計し公表しております類似団体、これは単純値というものの比較でございます。こちらで比較いたしますと、比企郡内では嵐山町のみが本町と同じ類似団体に属しており、嵐山町との比較を一般行政職員でのみ申し上げますと、本町の職員数83人、人口1万人当たりの職員数では43.02人に対し、嵐山町は職員数102人、人口1万人当たりの職員数では57.02人となっており、比較すると職員数で19人、人口1万人当たりの職員数では14名少ない職員数でございます。また、類似団体を全国に広げた場合の比較では、類似団体町村62団体ございますが、62団体の一般行政職員数の平均は128.74人、人口1万人当たりの平均職員数は74.95人でございます。したがって、本町は全国平均値から比べますと、職員数で45.74人、人口1万人当たりの職員数では31.93人少ない職員数となっております。

ここ数年、近隣自治体や類似団体と比較すると、本町の職員数が少ない状況が続いております。業務多忙ではございますが、住民サービスの低下を招かぬよう会計年度任用職員を適宜採用していく中で、町職員一丸となって各課局において業務を遂行しております。

また、他の自治体との時間外勤務状況や休暇取得状況、病気休暇の比較は行っておりませんが、本町職員の時間外勤務の状況は、平均すると例年横ばいの時間外勤務の状況であり、町規則におい

でも時間外勤務時間の上限月45時間、年間で360時間まで、ただ、他律的業務、これについては選挙、税の申告、災害等を除くという部分でございます。これを定めておりますので、この規則を遵守するとともに、課局内の職員が協働して業務に当たっている状況でございます。

年次休暇の取得については、コロナ対策等の状況で、令和2年度を除くと過去5年間の平均取得率は微増しております。また、病気休暇は、様々な病気の種類がその年によって違いはありますが、鬱病等の精神疾患によるための病気休暇につきましては年々減ってきている状況でございます。

続いて、ご質問事項の3、職員定員割れへの対応でございます。本町では、定員管理計画を5か年計画で策定しており、現在令和7年度で職員総数140名まで増員する計画を立てております。また、自己都合によります退職者につきましては、先ほど申し上げましたとおり退職届の受理の時期により、次年度の職員採用に反映できない状況がございますので、従来事前の申告期限を9月末日までとしておりましたが、本年度より5月末日までとし、次年度職員採用に反映できるよう、自己都合による退職者の事前把握を徹底することといたしました。

今後、町の人口増とそれに伴う子育て世帯の増加、また近い将来迎える高齢社会や情報化、生活の質や環境への関心の高まり等、住民のニーズの高度化、多様化に伴って増加する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応できるよう町職員定数条例の改正を適宜行い、定員管理の適正化を推進してまいります。

最後に、ご質問の4、町職員の適正規模と確保対策についてを答弁させていただきます。町民の安全安心な暮らしを守るためには、自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で質の高い行政サービスを提供する必要があります。町職員の適正規模は、その時々々の社会情勢や地域、人口、年齢等の比率、地域住民のニーズ等、様々な行政需要に対して住民サービスの低下を招かぬよう、適正な職員数を確保することが重要であると認識しております。

現在、本町の職員構成は年齢比率や男女の比率等にひずみが生じており、これを適正化すべく定期的な新規職員採用により、年齢及び男女の平準化を目標に、定員管理を行っているところでございます。本町では、類似団体と比較すると正規職員が少なく、職員は1人何役もの業務をこなしております。加えて、地域における様々な役割も期待されていることから、町民皆様の安全安心な暮らしを守るためにも、今後も継続して質の高い職員の確保を目指し、定員管理を適正に行っていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、質問事項1、認知症または認知症の疑いのある行方不明者（迷い人）の早期発見・保護の推進についてのうち3、町が把握している認知症高齢者の人数及び推移等の実態についてでござ

いますが、町といたしましては、認知症高齢者という区分での正確な人数は把握しておりません。

一方で、厚生労働省の認知症高齢者の推計資料によりますと、吉野議員お示ししたとおり65歳以上人口の約15%から20%が認知症高齢者と推計されております。したがって、地域環境の差が多少あるかと思いますが、令和3年5月1日時点での滑川町の65歳以上の人口が4,474名であることから約670人以上と推計されます。人口増に伴い認知症高齢者の人数も増加していると推計され、平成29年の1月1日時点約600人以上、平成30年が615人以上、令和元年が635名以上、令和2年が650名以上、令和3年が670名以上と推計されております。

続きまして、4の認知症患者への支援及び徘徊への対策についてご説明をさせていただきます。まず、埼玉森林病院の認知症専門医のご協力をいただきながら、月1回、高齢者のこころの相談を実施しております。認知症の早期発見、早期治療を目的とし、役場での来庁相談や訪問相談を行っております。

次に、相談しやすい場の提供といたしまして、月1回、埼玉森林病院にてオレンジカフェを開催しております。認知症の方及びご家族が、地域の情報交換や相談ができる場となっております。病院の専門スタッフや地域包括支援センターの職員、町内のケアマネジャーも参加しておりますので、専門的なアドバイスを受けることもできます。

次に、令和2年8月から、ふれあい大笑庵グループホームにおいて認知症相談室が設置されております。認知症に関する相談、介護技術や介護方法についてのアドバイスを受けることができます。

次に、認知症の状態に応じた医療、介護サービス等の情報提供パンフレットであります認知症ケアパスを、必要に応じて本人とご家族に配布しております。

次に、認知症の方やご家族が地域での支援を必要としていることから、町では認知症について正しく理解し、地域の支援者を増やすため、認知症サポーターの養成講座の実施に取り組んでおります。地域住民や学校、職場から依頼がありましたら、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトが出向いて講座を行います。講座の内容は、認知症とは何か、認知症の症状、認知症の人への対応、家族の支援、サポーターの役割等となっております。令和2年度につきましては、各種グループ及び小中学校、合計352名に受講をいただきました。

参考までに、小中学校の参加人数でございますが、令和2年11月、宮前小学校の5年生75名、令和3年の1月、宮小4年生74名、令和3年3月、滑中3年生193名の受講をいただいているところでございます。なお、講座を受講した方には、修了証として認知症サポーター証を配付しております。

次に、認知症患者の徘徊対策につきましては、初めに町では地域で高齢者を見守り、何か気がかりなことを感じたら、地域包括支援センターに連絡をして高齢者を支える高齢者見守りネットワークを構築し、各種団体にご協力をいただいているところでございます。認知症患者の方を含めて、地域の皆さんで高齢者の見守りを行っております。

次に、認知症患者の方が行方不明になってしまった後の対策といたしましては、埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワークを依頼し、早期発見、保護に努めております。ネットワークの運用の主な流れでございますが、町では行方不明になられた認知症高齢者の方のご家族から捜査協力依頼を受け、警察署への届出の有無を確認した後、情報提供を行います。同時に、県内市町村の徘徊高齢者等SOSネットワーク連絡窓口へ捜査協力依頼を行います。

なお、議員からお示しのあった徘徊対策の器具、あるいはグッズ等に関しましてですが、徘徊対策事業としての自治体の導入事例といたしまして、身元が分かる情報の記録されたQRコードを身につける、どこシル伝言板という商品がございます。こちらの事業の導入ですが、比企郡内で導入されている町村といたしましては、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町で導入をされております。こちらのシステムでございますが、QRコードが記録されたアイロンシールを対象者の衣類、バッグ、つえ、靴などに貼っていただき、もし行方不明になられた場合、そちらの発見者がこのシールのQRコードをスマートフォンで読み取れば、ネットワーク上の伝言板を通じて保護者と連絡を取ることができるシステムになってございます。

QRコードをひもづける情報は、対象者のニックネーム、性別、身体的特徴、既往症、保護時に注意すべきことなど必要最低限の情報となっており、個人情報は一切含まれておらないということでございます。発見者がQRコードを読み込んだ時点で、自動的に保護者にQRコード読み取り通知メールが届き、また発見者が発見情報を入力、送信することで、お互いにメールアドレスを交換することなく伝言板が開設され、伝言板上でお互いがコミュニケーションを取ることができるシステムとなっております。

なお、参考までに導入経費をお聞きさせていただいたところ、初期導入が約4万円、それとシール代といたしまして、例えば40枚セットを10人分ですと約3万9,400円ということで、比較的安価な導入経費ということですので、今後導入の検討をしてまいろうと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。それでは、第2回目の質問ですけれども、まず職員の関係です。

私、ちょっと令和元年度の予算書と決算書を見させていただきました。その中で超過勤務手当が、ほとんどの部署で当初予算をオーバーしている、使っているという実態があります。中には当初予算の4.5倍、金額にすると100万円ぐらいオーバーした金額となっております。これは、やはり職員に相当負担がかかっているのではないかと私は推察します。

超過勤務の実態と、やはり事務量に応じた各課の定員管理が非常に必要だと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

時間外勤務の関係ですけれども、データとして直近の3年間つくってきておりますので、述べさせていただきます。時間外勤務の平均値でございますが、令和2年度については職員1人当たり80.32時間、令和元年度につきましては職員1人当たり85.47時間、平成30年度につきましては職員1人当たり59.13時間というふうになっております。令和2年度につきましては、ご承知のとおりコロナウイルス感染症の拡大によりまして、それに対応の事業ということで多くの時間外が生じております。また、令和元年度につきましては、選挙が年間たしか4回あったと思うのですけれども、こういったものの影響でございます。

その上で、ご質問いただきました時間外勤務手当の関係でございますけれども、事業につきましては、当初予算につきましてはやはり当初予算自体の総枠がございますので、どうしてもその辺のところの調整が必要になってまいります。したがって、各課局で要望した予算がそのまま満額当初予算に計上されるといったものではございませんので、ご了解いただきたいと存じます。

また、先ほどは昨年度のコロナ、元年度の選挙といったようなことはお話ししましたが、それ以外にも国のほうから度々突発的な事業が入ってまいります。例えば給付金の事業ですとかクーポン券の事業ですとか、そういったものが具体的なものでございますけれども、こういった事業につきましては、原則国庫補助10割の事業ということになりますので、時間外勤務手当等、それに生じたものにつきましては全て国庫の補助金を活用して行っております。そういうことでご了解いただければと思います。

なお、年間の最大時間についても同様に今回調べておりますので、併せて報告をさせていただきますが、昨年度、令和2年度については年間で320時間を超える職員が2名、令和元年度につきましては年間で260時間を超える職員が1名、平成30年度につきましては年間で240時間を超える職員が1名おります。

総務政策課は、ご承知のとおり人事管理のほうもしております。こういった時間外の多い職員につきましては、時間外が多くなった理由等を含めまして健康面のところも十分留意してございますので、ご承知おきいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） それでは、超過勤務からのちょっと人数関係でなく、実際類似団体からすると人手が不足しております。私が考えるに、新型コロナウイルスや災害等緊急時の対応に無理が生じ、結果的に住民サービスへの影響も出るのではないかとちょっと気にしております。2年前の水害のときに宮前小学校の避難所は、中尾の方がまだ水が引いていないのに、もう人がいないのだから帰ってくれというようなこともありました。緊急時とかそういうときになると、やはり人手が

足りない、そういうものがそういうところに入ってくるのではないかと、初めてのことでですから考え方もあるのだろうけれども、そういった懸念も考えております。

私が思うのに、人がいないとやっぱり仕事も無理になってしまいます。前例踏襲とか、やはりマンネリ化というのは要因につながります。新たな事業も国からもどんどん来ていますし、またそういう中で、今の事業を新たな発想の下に業務改善していくことも非常に必要であるし、そういったチャレンジ精神というのですか、攻めの仕事に対する意欲も、人手不足だとなくなるのではないかと懸念しております。行政組織の合理化も必要でもあると思いますけれども、やはり行政の運営という面を考えると、こういったものを考慮して人手不足に対して検討していってほしいと思います。これは答弁要りません。

あと、認知症の関係なのですけれども、私放送をずっと聞いていまして、この方が誰かというの初め分かりませんでした。分かれば、もっと私も動けたかもしれない。ただ、人づてに聞いたら、ええっと思ったのです。そういった中に、捜査もやはり迅速な人命保護を図るということで、ご家族からの要請というか、そういうものがあれば、警察等からの依頼により氏名を含めた内容で放送することも非常に必要ではないかと。他の自治体でも、やっぱり家族から要請をするのか、逆にそういう要請を受けたのか分かりませんが、人によっては名前でも公表してもいいから、早く見つけるために名前を言いますのでという方も中にはいるかもしれません。こういったときに、やはり防災行政無線の運用規程とか、そういう通信の範囲が定められているのだと思いますが、その辺はどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

防災行政無線を使いました行方不明者の放送の内容についてでございますが、滑川町におきましては基本的に、答弁でも申し上げましたが、警察からの放送依頼ということの基本にしております。その放送依頼ですけれども、警察から具体的にこのような文面で流してくれというようなものが来ますので、町といたしましては、その文面ほぼそのとおりに放送させていただいております。

また、個人名等につきましては、こちらはご家族と警察署の中での話合いになるかと思っております。警察署のほうでは、捜査上のもしかしたら障害が生じる可能性もあるといったようなことも考えられますので、そういった面では氏名等はなるべく公表はしないのではないかとというふうに推察しております。

本事案につきましても、まだ事件性というものが100%解かれているわけではございません。したがって、なかなか個人情報情報は公開できないということがありますので、その点ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 私、先日新聞読んでいましたら、災害時の個人名の公表について個人情報保護条例ということで、各自治体で、県で見解が違うのです。埼玉県の場合は、個人名を公表しないことになっているのですけれども、ある県では、それは公表するのだという県もございます。ですから、今課長の申していたとおり、埼玉県警ですと個人情報の保護の関係とかで、多分それはもうはなから名前を聞いていないのだらうと思います。ただ、こういう事例がありますので、今後ご家族の同意が得られる、そういったことはやはり言っていないと、埼玉県以外はやっているところあるのですから、そうしてこういった迅速な人命保護につながるようなことも少し、何かあったときにちょっと声を大きくして訴えていただきたいと思います。

それと、あと最後に要望ですけれども、先ほど認知症の方に対する機器やグッズの関係なのですが、比企郡でも補助して支給しているのかどうかははっきりしませんけれども、そういった対応を、請願も実はそういう形で今回来ております。それも含めまして、やはり前向きに検討お願いしたいという要望で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で吉野正浩議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後2時とします。よろしくお願ひします。

休 憩 （午後 1時47分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位3番、議席番号12番、内田敏雄議員、ご質問願ひます。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。議長の許可をいただきましたので、発言通告書に基づいて質問させていただきます。

1、防災行政無線の戸別受信機普及について。近年、毎年のように豪雨災害が深刻な被害をもたらしています。防災行政無線は、災害時の地域住民への情報伝達手段として大きな役割を担っています。そのような中、自治体が発信する防災行政無線の内容が、屋内に居住する住民に届かないという問題が発生しています。防災行政無線は、自治体が災害の発生や避難情報などを無線で連絡、発信し、屋外に設けられたスピーカーが受信し音で知らせます。しかし、屋外のスピーカー音は豪雨のときにはかき消されてしまいますし、最近の住宅は建物の密閉度も高くなっていますので、閉め切っていると外部の音は聞こえにくくなります。町内でも高齢者等、防災情報が届きにくいの方々によりきめ細かく防災情報を行き渡らせるために、住居内の戸別受信機が有効と考えられ、一部に

普及が図られています。こうしたことを受けて、総務省は戸別受信機などをどのようにしたら普及できるか、自治体や無線機メーカーなどを集めた研究会を開いているそうです。

戸別受信機の特徴は、行政側が放送を流すと自動的にスピーカーから音が鳴ります。停電になっても、一定の間電池でも動くようになっています。また、災害時に持ち出せるようにライトがついている機種や、聴覚に障害のある人のために液晶パネルで文字情報を流す機種もあります。今は自治体のホームページも充実していますし、避難情報を電子メールで発信するところもありますが、ご高齢の方のうちインターネットや携帯電話を使っていない人が、国の推計ではおよそ4割いると見られています。また、実際の防災メールの避難情報は、必要な情報が全て盛り込まれている反面、文字数が多く難しい表現があったりします。その反面、肉声は声の調子で深刻さも伝えられ、緊急事態であることを伝えることもできます。一方で、屋外スピーカーは平常時のテスト放送などは、屋外スピーカーの近隣の住民からはうるさいとの苦情を受けることがあるそうです。

①、現在町内の戸別受信機の配備状況はどうなっていますか。個人及び自力避難の困難な方々の利用する施設などの社会福祉施設、病院、保育園、幼稚園、子ども園や不特定多数の方々を利用するマーケット、商業施設の施設管理者等への情報。

②、近隣市町村の対応状況はどうなっていますか。

③、総務省など国の対応はどうなっていますか。

2、観光施策について。観光は、交流に伴う様々な需要を通じた新たな所得と雇用を創出する産業として、地域振興に大きく寄与するものです。観光振興の施策としては、観光に関するニーズの変化や地域振興の観点から、個別観光資源の保護や観光関係施設を整備するだけでなく、地域全体の景観や雰囲気を含めた広域的かつ総合的な施策が必要です。滑川町の観光資源としては、国営武蔵野丘陵森林公園があり、年間84万人（平成28年度実績）が利用しています。滑川町は人口2万人の町ですが、これだけの集客力のある観光資源に恵まれています。

近年の生活スタイルは、レジャーや余暇生活に重点を置く傾向が強いようで、観光目的、形態が多様化する中、旅行者を迎える地域においては、新たな視点での観光地域づくりが求められており、文化財や星空観察等の特定の観光資源を観光に活用して、新たな食を活用したフードツーリズムや、ロケ地を活用したロケツーリズム等の創意工夫に富んだ新たな観光スタイルが次々に誕生しています。観光行政は総合行政と言われています。産業の支援、広報宣伝、インフラの整備、町並みの保存、建築の規制、田園風景、自然保護、名産品保護育成、文化遺産保全などの広範囲な部門に関連しています。滑川町においても、観光振興が地方創生の有力なツールとなると考えるところから、観光振興施策についてお尋ねします。

①、森林公園駅から森林公園南口までの2.9キロの緑道があります。また、滑川かるた散策マップがあり、町民のウォーキングコースとしても親しまれていますが、そのほかに文化財や史跡を活用して散策コースやサイクリングコースなどを整備する考えはありますか。

②、谷津の里、伊古の里、中尾の里、菅田の里、ぶんやまの里など里山事業を推進していますが、特産品の開発状況や活動の展望はどうなっていますか。

③、2019年の嵐山町のラベンダーまつりでは、8万人の来場者があったと聞いています。滑川町でも新たな観光スポットの開発を整備するような考えはありますか。

④、昨年度に町のホームページを大幅にリニューアルして、住民から見やすくなったとの意見も聞いておりますが、文化財等の観光スポットをアピールするなどして、今後町外向けの発信もウエートを増やしていく考えはありますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、防災行政無線の戸別受信機普及について、質問事項2、観光施策についてのうち4、ホームページリニューアルと町外向けの発信については小柳総務政策課長に、質問事項2、観光施策についてのうち1、散策マップや文化財、史跡を活用した散策コース整備、2、里山事業推進の特産品開発や活動の展望、3、新たな観光スポットの開発整備は服部産業振興課長、質問事項2、観光施策についてのうち1、サイクリングコースの整備は稲村建設課長に答弁願います。

初めに、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問のうち大きな1、防災行政無線の戸別受信機の普及についてと大きな2、観光施策についてのうち4のホームページリニューアルと町外向け発信について答弁をさせていただきます。

初めに、防災行政無線の関係でございます。本町では、平成7年より災害の予防、災害発生時の対応を迅速かつ的確に町民の皆様にお伝えする手段として、防災行政無線の運用を開始しました。開始当初から、屋外設置拡声器による放送と、屋外での放送が聞こえにくいご家庭や町内にある各施設への戸別受信機の設置を併用して進めてまいりました。また、平成30年には無線局のデジタル化を実施し、併せて事前登録による防災メールの配信を開始しており、防災メールの配信登録者は現在860名を数えております。

次に、ご質問いただきました内容について、順次答弁をさせていただきます。ご質問の①、現在町内の戸別受信機の配備状況についてでございます。個人への配備状況につきましては、本町の土砂災害指定区域内、地区で申し上げますと大字和泉、山田、羽尾、伊古、水房にお住まいの方、また区域を問わず防災行政無線が聞こえにくいとお申出のあった方を合わせまして、現在102基を設置しております。

公共施設、社会福祉施設等の設置状況でございますが、配備先は各地区の集会所をはじめ、町の施設といたしましては保健センター、コミュニティセンター、図書館、町立の幼稚園、小中学校などに配置をしております。また、町内の県立学校、各保育所、各学童保育所のほか、高齢者や障害

者が居住または通所する社会福祉施設、不特定多数の皆様が集まる場所としては、鉄道の駅をはじめ武蔵丘陵森林公園、農産物直売所や郵便局にそれぞれ配置しており、こうした施設配置は合わせて60を数えます。

現在、先ほどの個人102基と合わせますと、町内の戸別受信機の配備は合計162基ございます。なお、在庫状況につきましては現在130基ほどの在庫がございます。また、設置に係る費用につきましては、全額を町で負担しております。

続きまして、ご質問の②、近隣自治体の状況でございます。本町と隣接します東松山市、嵐山町に問合せをいたしましたので、結果を報告させていただきます。東松山市につきましては、公共施設、福祉施設など、戸別受信機の配備基準に関しては滑川町と同様でございます。また、利用に関しては、防災行政無線の放送が聞きづらいとの申出があったご家庭への設置をしているとのことでございます。これについても滑川町とほぼ同様でございます。

嵐山町につきましては、公共施設、福祉施設は滑川町と同様でございますが、個人の利用に関してはあらかじめ難聴区域を指定し、区域内の世帯に関してのみ戸別配置をしているとのことでございます。戸数につきましては、およそ120世帯が該当とのこと、他の申入れ等の取扱いは行っていないとの回答でございました。

続きまして、ご質問の3、総務省などの国の対応についてを答弁させていただきます。内田議員さんのご質問にもございました総務省と無線機メーカーを含めました研究会、こちらには大学教授や地方公共団体もメンバーに入っているようですが、防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する研究会と称し、平成30年3月に報告書をまとめております。私も今回初めてこの報告書を一読いたしました。防災行政無線の全国普及率や戸別受信機の配備状況の調査結果、戸別受信機の整備がより強く求められる世帯に関する具体的な例示、また普及促進を図るための方法などが報告されております。

この報告書の中で、特に普及促進に関する部分でございますが、戸別受信機の普及促進には低価格化を図ることが必要不可欠であり、量産化を図るための標準的なモデルの仕様を掲げております。本町における戸別受信機に係る費用を申し上げますと、受信機とアンテナのセットで5万4,000円、設置工事費に4万4,000円、合わせますと1基の設置に係る費用は合計で9万8,000円ほどになります。戸別受信機設置の促進には、こうした経費の削減が必要不可欠でございますので、今後どのように推移していくのか注視してまいりたいと存じます。

次に、ご質問の大きな2、観光施策についてのうち④、ホームページリニューアル、観光スポットに関して答弁をさせていただきます。ホームページのリニューアルに関しては、内田議員さんのご質問にもございますように、多くの町民の皆様からご好評をいただいております。ただ、個人的にはまだまだ改善する必要を感じておりますので、引き続き、より見やすい、より情報を探しやすい、より町民に身近なホームページにすべく、一步一步改良を重ねてまいりたいと考えております。

今後もお気づきの点等ございましたら、お話しさせていただきますようお願い申し上げます。

私からは、町内の観光施策といたしまして、来年1月から始まりますNHK大河ドラマに関連した町の観光及び地域振興施策についてお話しさせていただきます。来年1月から始まりますNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」につきましては、内田議員さんをはじめ多くの議員の皆様も耳に、また目にしたことがあることと存じます。また、去る3月の定例議会一般質問においては、吉野議員さんよりご質問いただいておりますので、現時点で計画をしております町の事業に関してお答えさせていただきます。なお、比企郡市1市6町1村から構成しております大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会の事業につきましては、明日、上野廣議員さんのご質問の中で答弁をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

大河ドラマに関します町独自の取組でございますが、鎌倉幕府を樹立いたしました源頼朝と本町とは、深いゆかり、ご縁がございます。こうした題材によります誘客はもとより、多くの町民の皆様に本町における歴史的遺産を伝承する取組、また農産物の振興に関係した事業を計画しております。本年5月には、本事業を所管する総務政策課をはじめ、産業振興課、建設課、教育委員会によります合同会議を開催し、それぞれ各局を横断して一体となって取り組むことを改めて確認したところでございます。

次に、現在計画しております事業を申し上げます。1つ目といたしましては、誘客に関連する事業といたしまして、本町の公共交通の玄関口であります東武東上線森林公園駅北口に、大河ドラマに関連したPR看板を設置する計画でございます。具体的な設置場所については、現在最終的な調整段階であり、大河ドラマと本町との関連性をPRする内容としております。また、誘客宣伝用のリーフレット類につきましては、比企市町村推進協議会で作成いたしますので、こちらを活用してまいります。

2つ目といたしましては、歴史を伝承する取組でございます。こちらの事業関係では、大字和泉にあったとされます三門館跡に語り継がれております歴史的な史実等の解説を記述した看板を設置する計画でございます。こちらについても、設置候補地については最終的な調整段階となっております。また、本町及び比企郡市と鎌倉幕府ゆかりの人物に関連した史実を伝える紙芝居の制作を計画しております。大河ドラマの関係で本町がクローズアップされる機会は、今後そうそうないと考えます。また、今回取り組みます様々な事業を一過性で終わらせることなく、長く後世に伝えるための教材を制作するものでございまして、公立の図書館はもとより、幼稚園、保育園、小学校等にも広く配布し、活用していただく計画でございます。

3つ目といたしましては、農産物の振興、PRを計画しております。頼朝が長く伊豆に流刑されていた期間、大字和泉にありました三門館から数多くの支援が送られたと伝えられております。その中には、本町で生産された農産物も数多く含まれているものと推察できますので、本町が農業振興で取り上げております谷津田米をはじめとする農産物のPRを企画しております。

いずれにしても、大河ドラマは町の内外を問わず、本町をより知っていただくための町おこしの絶好の機会でございます。コロナ禍の状況もあり、動きの取れない場面も生じるかもございませんが、関係する職員一同、力を合わせて事業を推進する所存でございます。

なお、今答弁いたしました各事業に係る予算につきましては、9月定例議会にて上程させていただく予定でございます。今考えておりますのが、補助率2分の1である埼玉県ふるさと創造資金を利用するという予定でございます。今後も、町議会議員の皆様におかれましては、本事業に関し格段のご協力を賜りますよう、この場をお借りして改めてお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの観光政策についてのうち、1番の散策マップや文化財、史跡を活用した散策コースの整備についてをご説明させていただきます。

まず、現在滑川町における散策ルートは6種類ございます。そのうち郷土かるたを巡るルートが2種類、伊古の里や谷津の里を巡るルートが4種類とあります。また、本年度は東武トップツアーによる東武健康ハイキングの企画により、森林公園内を通るルートではありますが、古鎌倉街道を通るウォーキングイベントを予定しております。基本的なルートは、先ほどお話しした6種類、本年度実施の古鎌倉街道が1種類、そして教育委員会で選定したふるさと散歩道と、この3種類でございます。その中で、文化財、史跡を巡るコースが3種類、産業振興課で現在把握している合計数ですが10種類となっております。今後、新たなルートがつけられた場合は、随時ホームページ等で公表したりとか、お知らせする予定で考えてございます。また、観光協会のホームページが本年度リニューアルを予定しております。その中でも、散策ルートが閲覧できるようなことも考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2の各里山事業推進の特産品開発や活動の展望についてをご答弁させていただきます。滑川町の土壌に合っているため、特産品として推奨している武州ころ柿の原料となる柿を各里で栽培し、武州ころ柿生産者組合に卸しております。育成状況や天候に左右される果樹でございますが、おおむね順調に生産数量は拡大しております。昨年度は天候不順により不作の年でありましたが、約3,000個の武州ころ柿が生産され、JA直売所等で販売したところ、一昨年同様に大好評のうちに完売されました。さらに、武州ころ柿生産者組合では、増産に向けて昨年度は柿の干場の拡大を行い、最大で1万個のころ柿を一度に干せるような取組も行っていました。

また、ぼろたんについても果樹の育成に伴い、各里で年々収穫量が増えており、焼き栗販売を行うたびに完売するなど、非常に好評を得ております。このため、ぼろたんの焼き栗については、1日に焼く数量の上限調整を行いながら焼き栗販売を行っている状況であり、さらなる収穫量の拡大

が目標となっております。今後の展望については、収穫量の増大を進めることを第一に、新たな特産品開発を進め付加価値のついた特産品を各里と一体となって推進してまいります。

また、新型コロナの影響からか、谷津の里では市民農園の利用者が増加傾向となっており、伊古の里ではフィッシングパークの利用者が対前年比になりますが、約700人増えているところでもあります。さらに、伊古の里農家レストランでは、新たな生活様式にも対応ができるように店外にテラス席を設けたりすることにより、大自然の景観を満喫しながら食事を楽しめるスポットとして、さらなる集客につなげていければと考えております。他の里では、滑川町農泊推進協議会とのタイアップで農業体験などを受け入れており、自主的な活動を行っております。引き続き、町も各里と一体となって自主運営をサポートしていきたいと思っております。

続きまして、3番の新たな観光スポットの開発整備についてご答弁させていただきます。嵐山町の千年の苑ラベンダー園の盛況は聞いており、嵐山町の担当者からも状況等のヒアリングもしており、滑川町においても参考にできるものがあるか検討しているところでもあります。現在、谷津の里、伊古の里を利用した農業体験を、滑川町農泊推進協議会が農協観光と連携して行っている既存事業の拡充を行っていくことを計画しており、現段階では新規に開発を行うという考えはございません。また、当町最大の施設であります武蔵丘陵森林公園との共同イベントを行ったらどうかと計画もしているところでございます。

内田議員さんのおっしゃる新たな観光施設の整備とはいきませんが、既存の施設を利用したイベント等の拡充を行うことや、武蔵丘陵森林公園と連携、協働することで、町内への観光客が滑川町を周遊できるような試みも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員の質問2、観光施策についての①のうち、サイクリングコースを整備する考えについて答弁いたします。

サイクリングは近年、環境、健康志向の高まりや快適性、ファッション性の高さから注目され、自転車は単なる移動手段だけではなく、内田議員が質問されるように観光振興やレクリエーション、スポーツなど、様々なレジャー活動として利用されるようになってきております。

一方、サイクリングの多様化により、自転車に関連したマナーや交通ルールの欠如から、交通事故も発生しているのが実情であり、サイクリングコースの整備にはハード面の整備が必要となります。一般的なサイクリングとは、公園や河川堤防、一般道などで行われ、このように自転車が通行する空間の総称として呼ばれており、明確な定義がないのが実情であります。滑川町内のサイクリングコースは、東武東上線の森林公園駅北口から武蔵丘陵森林公園の南口に続く森林公園緑道のほかに、さいたま市から森林公園中央口までのさいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線、通称荒川自転

車道があります。また、武蔵丘陵森林公園内には、自転車専用のサイクリングコースがあります。

ご質問にある町内を巡るサイクリングコースを整備するという点についてでございますが、町では主要道路、片側1車線、両側の2車線につきましては、道路構造令に基づき第3種第4級の道路整備を進めているところでございます。この道路は、1車線の幅員が2.75メートル、歩道の幅員は3.5メートル以上、路肩の幅員が0.75メートル以上で、総幅員で9.75メートル以上が必要となっております。このように、自転車が通行するための道路整備を進めるためには、道路交通法や道路構造令、町条例等の法令に基づき、現在では一般的には自転車道では幅員2メートル以上、自転車専用通行帯などでは幅員1.5メートル以上、自転車歩行者道では4メートル以上の幅員が必要となっております。町内の多くの道路では、自転車専用の基準を満たしていないこととなります。

このようなことから、ハード面におけるサイクリングコースの整備を進めるためには、用地のご協力をいただくだけではなく、工事費、測量費、設計費、用地買収費、移転費など多くの財源を必要とすることから、現時点では町内を巡る新しいサイクリングコースの整備は難しい状況にあると思われまいます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員。

○12番（内田敏雄議員） 再質問させていただきます。

まず、防災無線のほうなのですが、2014年の広島の土砂災害ですとか、2016年の新潟の糸魚川の大規模火災のときなど、屋内まで防災無線の音が聞こえなかったという話が、大分マスコミで問題になっていましたけれども、今、防災無線の音が住宅の中に聞こえないということで話をしているのですが、お年寄りだけの話ではなくて、防災メールがあるのですが、防災メールだけではなくて、もっと一般的な家庭にまでの普及をどう考えているかということをお聞きしたいのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

確かに屋外設置型の拡声器による放送については、非常に聞こえにくいということを私自身も実感しております。直近では、令和元年度に大きな台風19号がこの辺を襲いましたけれども、そのときに災害対策として本町庁舎内に詰めている場合、また避難所等を巡回した場合につきましても、屋外の防災無線については、風雨によりほとんど聞こえなかったというのを私自身実感しております。

そうした意味では、今後の滑川町の防災関係ですけれども、滑川町の総合振興計画、また防災計画の中で、防災無線の放送内容をいかに町民の方にお伝えしていくのかということも改めて考える必要があるというふう感じております。

先ほどの答弁でもありましたが、防災無線の戸別機につきましては、一番大きな弊害が価格でございます。この価格の低価格化を図るために、標準モデルというものを研究会のほうでは提

案しておりますので、このモデルが実際市場に大きく行き渡ったとき、果たしてどのくらいの価格で提供されるのかといったところを大きく注視しているところでございます。

また、各自主防災組織につきましても、情報伝達としては非常に有効な手段だというふうに私は考えております。災害時、暴風雨の中で活動するということは、かなり困難を極めるものではございますが、町といたしましては予防と準備というところに重点を置いて、今後災害対策のほうを考えていきたいというふうに考えております。戸別受信機の普及につきましては、申し上げましたとおり受信機の低価格化、それを見て防災計画、あるいは総合計画のほうで定義し直していくということで考えていきたいと思っております。

感想になりますけれども、かつて滑川町には有線放送というものが戸別に引かれておりました。今になって思えば、この有線放送というものがどれだけ有効なものであったのかというのを改めて感じているところでございます。いずれにしましても、多くの方々のご意見をいただきながら、しっかり定義してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員。

○12番（内田敏雄議員） 先日、川島町で防災無線の外部スピーカーを減らす工事をするという話を聞いたのですが、川島町では外部無線のスピーカーを減らして整理をして、戸別無線の受信機の普及を図ると。確かに戸別受信機は高いという話があって、前のときにも問題になって、滑川町はやっとデジタル化が終わったところで、実はアナログだったらもっと安く手に入るというようなこともあるのですが、先ほど説明をいただいた中に、戸別受信機の値段なのなのですが、必ずしも戸別にアンテナを立てる必要はないと思うのです。受信しづらい家庭については、外部アンテナを立てる必要があるかと思うのですが、戸別受信機だけの設置で十分対応できる家庭も多いのではないかとと思うのです。確かに滑川町はお金がないので、それを全戸に配るとするのは難しいと思うのです。防災メールで事足りる家庭もあると思うので、そうでない部分のところを、例えば町で全部面倒を見てもらえれば一番いいのですが、現実的にはなかなかお金の問題、経済的な理由で難しい部分も出てくると思うので、一部補助あるいは有料という形で普及を図っていくというようなお考えはないでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、費用の関係でございますけれども、確かにアンテナを除く設置というものも可能でございます。参考までに、アンテナの価格につきましては1台約1万円という価格でございます。ご提案いただきました、各個人個人、戸別受信機を希望される方への設置に関して、個人費用を町で補助するという形でいかがでしょうかというご質問だというふうに解釈いたします。

これにつきましては、先ほども言いましたけれども、今後の町の防災計画、また町の総合振興計画の中で、ご提案いただきました件も含めまして、しっかり議論を重ねた上で決定していきたいというふうに考えております。どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員。

○12番（内田敏雄議員） たしか川島町でも有料で、補助が出ているのかどうかちょっと分からないですけれども、ほとんどの金額が多分自己負担になったと思うのですけれども、こういう戸別無線機があるのですよというようなコマーシャルはできると思うのです。恐らくデジタル化された防災行政無線は、多分滑川用のデジタルのを受ける設定が必要になると思うので、一般的なものを購入すればいいというわけにはいかないのだと思うのですけれども、その辺のそれを発注するのに、そういう町でなければ発注できないようなことになっていると思うので。ただ、そういうことを活用することができますよというのを町民に広く公表することによって、お金を出してもいいから自分の家に設置したいという方もいらっしゃると思うので、ぜひ広報していただきたいと思うので、よろしく願います。

次に、観光施策のほうなのですが、先ほどNHKの大河ドラマの話が出まして、確かにすごくいい絶好のチャンスであると思います。ただ、町の中でも、比企郡というふうに地名の一部になっているのですけれども、その比企という言葉がここから来ているというようなことを知っている方は少ないと思うのです。だから、まず町内でもそういうコマーシャルが必要なのではないかと思うのです。まず、町内にコマーシャルをすることで、それがさらに外に広がっていくというふうに考えるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問いただきました、比企という名称の関係を含まました滑川町の歴史の関係でございますけれども、ご指摘のとおり多くの町民の方が、その歴史、比企の名前の由来すら、なかなか分からないという方が大多数というふうに感じているところでございます。特に滑川町につきましては、ここ数年来転入者が多いことから、より関心の薄い方々が多いというふうに感じております。

町で考えておりますのが、町の広報紙等を使った事前告知等でございます。これにつきましては、比企市町村推進協議会のほうでも今後議題などで取り上げる予定でございますが、推進協に加盟している市町村で、共同で同じ記事を同じ広報に継続して掲載していくという計画を、今事務局のほうで立てているところです。ご承認いただいた場合につきましては、こちらも含めまして町の広報紙、メディアを使って情報発信するとともに、ホームページ等にも掲載して、広く歴史等を周知していきたいというふうに考えております。

ご承知のとおり、ドラマの放映が年明け1月からということで、時間のほうも限られておりますので、そうそうのんびりとしていることはできません。早急な対策ということで、事務局あるいは推進協の行政部会の職員等も同じ気持ちでございますので、各ところと連絡を取り合いながら、共同で広報活動に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員。

○12番（内田敏雄議員） 大河ドラマでもうちょっと言いたいことがあります、「鎌倉殿の13人」というのは、比企一族は政権闘争で負けて敗北する側なので、多分ドラマでは前半だけぐらいかなという感じがするのですけれども、あまりドラマにばかり固執していると、滑川のせっかくの文化遺産というのですか、チャンスを逃してしまうような気がするのです、比企の一族の中でも比企尼を、あまり歴史的な資料は残っていないと思うのですけれども、できればこれを機会に町で何かまとめるなりして、比企尼は、実は鎌倉幕府の成立に非常に大きな役目を負っていると思うのです。比企尼が面倒を見なければ、頼朝もずっと島流しの間生活できたのかどうか分からないような状態を比企尼が支えたというふうに聞いていますので、ドラマにばかり固執しないで、比企尼をもっと前面に出して、何か滑川としての独自のあれができたらいいのかなと。これは個人的な意見なのですけれども、ぜひそのようなことを念頭に置いていただきたいと思うのです。

それと、観光施策について、ちょっとサイクリングロードについての質問をしたいと思うのですけれども、東松山市がサイクリングロードを整備して、結構広域の整備をやっているように思うのですけれども、高坂の昔の線路の廃線の跡をサイクリングロードに改修していました。森林公園の駅のところを降りると、大きな看板にサイクリングコースが幾つか表示されていて、滑川だけではなくて、比企広域全部の地図の中にサイクリングコースが紹介されているのですけれども、サイクリングロードというのは滑川町だけで考えるのではなく、近隣の市町村を含めてうまくつなげることで、もっと大きなあれができるのではないかと思うのですけれども、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（瀬上邦久議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員さんの質問に答弁させていただきます。

サイクリングロードにつきましては、埼玉県が自転車保有率日本一ということで、埼玉県が非常に力を入れてやってきております。先ほど内田議員が言われた東松山市のサイクリングコースにつきましては、ちょっと私のほうで今掌握はしておりませんが、東松山の物見山から動物公園に向かうところに行く道も、サイクリングコースとしては埼玉県のほうで指定をしております。

先ほどもお話しさせていただいたように、滑川町でいいますと、さいたま市から荒川沿いをずっと通って、そして熊谷から森林公園の中央口までということで来ております。基本的に、埼玉県内

で個別に、市町村ごとに小さい単位でのサイクリングロードというのを持っているところは少なく、やっぱり先ほど内田議員が言われたように、大きな広域的なエリアでサイクリングロードを指定しているところが多数あるというふうに思います。また、東松山市では、サイクリングロードではありませんけれども、市の市道としては自転車専用の道路は整備していないということで伺っております。県道については整備をしているということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員。

○12番（内田敏雄議員） 今サイクリング愛好者の間で、比企地区は非常に人気が高いということを知っているのですが、比企丘陵という丘陵の起伏がサイクリングコースで非常にちょうどいいみたいな話なのですが、そういう意味では、滑川もうまくその辺のところのサイクリングの愛好者に注目されるようなコースが設定できたらいいのかなと思うのですが、今町の中を見ても、サイクリングの何かすごいスポーツバイクみたいあれで乗っていらっしゃる方をよく見かけて、土日なんかは必ずどこかのグループが走っているのを見かけるようなことなのですが、今ある道路、例えば山の中を走っている町道で、今使われていないような町道もたくさんあるのです。地図で見ると町道があるのに、実際には人が全然山の中を通らないので、図面上であるだけでほとんど人が通れないような、そういうところも例えば町道であるならそこだけ整備をして、うまく道路と道路をつなぐことでサイクリングロードを整備できるのかなと、そういう考え方もできるのかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（瀬上邦久議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員さんの質問に答弁させていただきます。

先ほどお話があったように、現在使われていない町道等は確かに町内にもございます。ただ、サイクリングロードとなりますと、ある程度長い距離を走行するというのがサイクリングになりますので、現在滑川の中の町道でいきますと、距離的には短いというところもございます。ただ、先ほどお話があったような状況もありますので、今後そういった整備につきましても検討させていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員。

○12番（内田敏雄議員） ちょっと時間がなくなってきてしまったのであれなのですが、サイクリングを一つの話として挙げたことなのですが、観光施策、私は地方公共団体の収入を上げる方法として、3つ方法が考えられると思っています。その一つがふるさと納税、もう一つが企業の誘致、3つ目が観光振興。観光振興もいろんな分野に影響しますので、町全体の地域振興にかなり大きな影響を及ぼすと思いますので、そういう意味で観光振興に力を入れてほしいなというお話を今

日させてもらったわけなのですけれども、そういう意味で、先ほどの「鎌倉殿の13人」のあれにしてみても、単に番組のどうのというだけでなく、例えば図書館で比企一族のコーナーをつくるとか、そういうようなことでもできると思うのです。そうすると、例えばそういうコーナーがあるよということをコマーシャルすることで、森林公園に来たときに、ちょっとでは帰りに図書館に寄ってみようかとか、そういうふうに広がっていく。観光振興だから、総務政策課と産業振興課に任せておけばいいやみたいなことではなく、みんなが協力することで、もっとベースを広げた観光振興ができるのかなというふうに考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの質問に再答弁させていただきます。

ご指摘のほうありがとうございます。私どもも小さい産業振興課でございます。そして、観光協会も私どものほうを持っております。そんな中、関係各課いろんなところにそういうお話を言っていた方がいい機会でございます。そうした協議の場を今後設けていきながら、推進もしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で内田敏雄議員の一般質問を終了します。

◎延会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 以上をもちまして本日の会議を終了します。

明日2日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて延会とします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 2時51分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和3年第228回滑川町議会定例会

令和3年6月2日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
9番	北	堀	一	廣	議員	10番	上	野		廣	議員
11番	菅	間	孝	夫	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇							
副町	長	柳	克	実							
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	木	村	俊	彦		
会	計	課	長								
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭		
健	康	福	祉	課	長	木	村	晴	彦		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稲	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
水	道	課	長	會	澤	孝	之				

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	徳
書				記		田	島	百	華
録				音		大	林	具	視

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第228回滑川町議会定例会第2日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位4番、議席番号14番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしくお願い申し上げます。発言通告に基づいて、まず質問させていただきます。

1点目は、里山の保護に関する町の政策についてであります。町の26%を占める山林は、住民から里山と呼ばれ、町の財産です。また、CO₂の削減、地球環境を守るためにも、災害防止のために大切な役割を果たしています。住民の意識調査でも、町の満足度で自然環境は常に上位に位置しています。しかし、近年山林所有者の高齢化などで、維持管理することの困難さや経済的な側面から、やむなく町外所有者や太陽光事業者へ売却などが進み、森林伐採が行われ里山が失われつつあります。里山は、今守らないと、将来にわたって禍根を残しかねません。町は、人権尊重と緑の保全の町宣言を行い、ため池農法の農業遺産登録を進め、農業を基幹産業としており、町としても里山の喪失は危惧するところではないでしょうか。自伐型林業を核に持続可能な町づくりを進めるために、町が森林地権者や住民任せにせず、里山の保全に力を入れなければならないときと考えます。町として里山の保全についての政策を伺います。

①、里地里山の保全等の条例の制定について。

②、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用で自伐型林業を進める政策について。

③、地権者の意向調査について。

④、森林環境税の活用について伺います。

大きな2番目、新型コロナウイルス感染予防策としての町の独自の検査について。ワクチン接種の取組が始まり、職員の皆さんには大変な業務になりますが、住民の命を守る業務として取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

①、町は新型コロナウイルス対策として、困窮する住民への生活や営業を支援する事業については、引き続き一人の住民も取り残さない実効性のあるものへ改善することを求めるものです。中でも、生活困窮世帯への食料支援は、大変喜ばれる取組です。私たちが参加したフードパントリーでも、多くの市民が受け取りに参加をしました。また、食料の提供もお米から野菜、缶詰をはじめ、様々な食材やマスクや生理用品などの生活必需品など、心の籠もった物資が集まりました。町の取組は、幅広い住民の皆さんに呼びかけることも必要なではありませんか。農家に食材の提供を呼びかけることも有効ではないかと考えます。

②、町の検査の取組は、いまだ国や県任せになっております。果たして、このまま検査の拡充なしに感染を抑えることができるのか、町の認識をお伺いします。検査の有効性は、もはや議論の余地はないと考えます。これまで検査体制を軽視してきた国の施策や、ワクチン接種の遅れなどが今日の感染の急拡大につながったと、多くの専門家が指摘しているとおりです。埼玉県が行う高齢者施設への検査についても、4月は月1回、5月、6月は月2回で、その後については明らかになっていません。また、在宅介護など入所施設以外の事業所や福祉施設、教育施設などへの拡大も未定です。変異ウイルスが猛威を振るっているのは、このウイルスが発症する3日前から感染させるため、無症状の感染者が感染を広げるためであります。高齢者施設だけでなく、若年層への感染も広がっております。高齢者施設や福祉施設や保育・教育施設で働く方は、人と人の距離を取ることが困難であり、感染を心配しながら仕事を続けています。これら職員を守り、感染を広げないため、施設の業務維持のためにも検査の拡充は必要です。県や国任せにせず、町独自の検査の検討をお願いします。

現在、様々な民間企業が検査を行い、唾液によるPCR検査は検査数も拡大し、その正確性についても実証されております。費用も1件2,000円というところもあり、多くの行政や企業で委託をしております。スクリーニング検査ですが、陽性者は医療機関での受診を行い、保護隔離をすることで感染拡大を防げる方法です。ワクチン接種も遅れており、検査の有効性について改めて検討する必要があるのではないのでしょうか。町の考えをお伺いします。

③、クラスターが発生した場合についての対応を厚労省が、4月23日に濃厚接触が生じやすい職場におけるクラスター発生時の検査についてを発出いたしました。ここでは、効率的な検査の実施について、民間に委託する方法についても認めております。クラスター発生時の町の対応についてお伺いします。

大きな3番、平和で安全・静かな町の空を。全国各地で、航空機の低空飛行や編隊飛行、深夜や

早朝の飛行など、静かな住民生活を脅かす問題が起きております。埼玉県は、米軍の横田空域となり、日本の航空法を無視する米軍機による騒音や振動が昼夜を問わず生じ、住民から静かな町を主要望が寄せられております。最近、民間機の飛行も含め、その頻度が高まっているようです。

①、住民の不安に応えるためにも、町がその実態を調査、把握することが必要ではないでしょうか。町の考えをお伺いします。

4、パートナーシップ協定について。3月17日、札幌地裁は同性婚を認めない民法の規定などは、憲法の法の下での平等に反するとの初の違憲判決を下しました。裁判長は、同性愛が精神疾患であることを前提として同性婚を否定した科学的、医学的根拠は失われたと指摘しました。現在、同性カップルは相続権や税金の配偶者控除など、法的、経済的な権利が認められていません。病院で家族としての面会や付添い、手術の際の同意判断も許されないことなども問題になっています。今回の判決は、性的指向の違いでもたらされるこれら数多くの差別を、憲法14条の平等原則に照らして不合理としました。

選択的夫婦別姓の実現については、直近の世論調査でも6割、7割が賛成し、早期実現を求める地方議会での国への意見書は、採択件数205に上っております。しかし、政府与党は社会の混乱につながると判決を無視しようとしております。このような国の姿勢から、自治体独自で同性カップルの関係を公的に認証するパートナーシップ制度の導入が進んでおります。現在79自治体に増え、そこに居住する人口も総人口の3分の1を占めるに至っております。

①、滑川町内の住民で、同性婚が認められないために不利益を被った方の事例についてお伺いします。また、町での同制度の導入についてお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、里山の保護に関する町の政策についてのうち1、里地里山の保全等の条例の制定については関口環境課長に、質問事項1、里山の保護に関する町の政策についてのうち2 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用で自伐型林業を進める施策について、3、地権者の意向調査の実施について、4、森林環境税の活用については服部産業振興課長に、質問事項2、新型コロナウイルス感染予防策としての町独自の検査についてのうち1、生活困窮世帯への食料支援については木村健康福祉課長に、質問事項2、新型コロナウイルス感染予防策としての町独自の検査についてのうち2、町独自の検査について、3、クラスター発生時の町の対応については武井健康づくり課長に、質問事項3、平和で安全・静かな町の空について、質問事項4、パートナーシップ協定については小柳総務政策課長に答弁願います。

初めに、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんからのご質問、里山の保護に関する町の政策につ

いてのご質問のうち、①、里地里山の保全等の条例の制定について答弁いたします。

里地里山は、適度に人の手が加わり生まれた空間でございませぬ。人々は、里地里山からまきなどのエネルギーや建築材などの素材、または食料などを手に入れ、同時にたくさんの生き物が生息できる共生の場を守ってきました。このように、人々の手で維持されてきた里地里山環境ですが、高度経済成長期を通して化石燃料が生活に浸透するようになると、人々との生活の関わり合いが薄れ、管理を行っていた人々の高齢化や、里山に対する価値を見いだすことがなくなり、管理も行われず衰退している状況でございませぬ。

ご質問の里地里山の保全等の条例の制定についてですが、滑川町では平成30年10月に滑川町環境基本条例を制定し、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めました。そして、環境基本条例の規定に基づき、滑川町環境基本計画を制定いたしました。その中で、目指すべき環境像として、「町民も環境も豊かな心で育まれ、「笑顔」一杯で過ごせるまち滑川」を掲げております。そして、5つの環境目標を挙げ、その中で環境目標1として、滑川らしい水と緑に育まれた自然を保全し、次世代の笑顔をつなげる。そして、町の取組として丘陵地の山林や平地林等については、里山の保全、再生を図るとともに、適正な維持管理を推進するとしております。町民の取組としては、山林や屋敷林、社寺林等を適切に管理する。事業者の取組としては、開発行為を行う場合は緑地や生態系の保存、自然景観との調和等に配慮。このように、滑川町環境基本計画の中で里山の保全についても取り組んでいるため、改めて里地里山保全等の条例を制定する予定はございませぬので、ご理解をいただければと存じます。

また、太陽光発電事業に関する条例につきましては現在進めておりますので、案ができましたら議員の皆様方からご意見をいただきたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの里山の保護に関する町の政策のうち、2の森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用で自伐型林業を進める施策についてご答弁させていただきます。

最初に自伐型林業、次に森林・山村多面的機能発揮対策交付金について答弁させていただきます。自伐型林業とは、林業経営者を目指す方が課題となる採算性と環境保全を高い次元で両立させることで、継続的に行われる森林経営の手法と聞いております。参入に対して障壁が非常に低く、専業者、兼業者、障害就労者等、幅広い就労が可能で、一部では地方創生の鍵と言われております。しかしながら、この自伐型林業は森林経営を行うために、一定面積の山林が必要ということでもあります。山林にある原木を伐採して、木材製品化を行う経営を主に行っている方が現在町にはおりま

せんが、伐採した木々をまきとして販売している方が複数名いらっしゃるというのが現状になります。中山間地域での活動が主な森林経営の手法の一つだと聞いており、中山間地域に該当する近隣市町村は、小川町、ときがわ町、鳩山町、東秩父村、それぞれ各自治体の一部であり、林野率50%以上等その他の規定により設定された地域となっております。

滑川町の里山では、林業経営用として考えられる植林された山林が少ない状況にあります。また、この自伐型林業に適した林業経営を主に行うための山林が少ない中、林業経営に適したような手入れが届いていない山林を行うとなると初期投資もかかり、この自伐型林業を行う事業者が出てきて実施するのは、当町の比較的小さな林業形態の現状としては不向きとも感じられております。

次に、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用についてですが、この交付金は多種多様な団体に活用が行われております。活動メニューにあるメインメニューとサイドメニューを組み合わせることにより事業活動が可能となり、ご質問の里山保全にも対応は可能な部分も含まれております。この交付金を活用するためには、事業主体となる活動組織が地域協議会に申請を行うこととなりますが、このような里山保全を行いたいという活動団体が設立された場合には、この交付金の活用が可能かと考えております。

現在、町では里づくり事業を推進しており、谷津の里をはじめとする5つの里があります。地元組織で活動している各里の一部管理組合は、埼玉県の森林ボランティア育成事業補助金を活用し、林業用機械をそろえ各里山の保全を行っており、里山保全活動を一部ですが展開しております。各管理組合では、各里の保全活動を行っていただきながら、里山周辺の保全にもご尽力をいただいているところがございます。また、自伐型林業を活用できるような活動組織ではないというような状況ではないと考えられております。

今後、各里の組合の活動状況の変遷により、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用ができる状況となれば、検討を行っていきいたいというふうに考えております。

続きまして、質問3の意向調査の実施と質問4の森林環境譲与税の活用について、併せてご答弁をさせていただきます。国は、平成30年5月に森林経営管理法を制定し、市町村が主体となって適切に経営や管理が行われていない森林については、森林所有者の働きかけ等を行うことにより、森林の経営や管理の確保を図る森林経営管理制度が創設されたところがございます。

簡潔に事業内容を述べると、住民への山林意向調査を実施し、意向調査を踏まえた経営管理権集積計画書を作成し、経営管理を委託された市町村は林業経営者へ再委託するとともに、林業経営に適さない森林は、市町村自らが経営管理を行うこととなります。経営管理を行う場合は、森林環境譲与税を活用することとされており、不足分は町が負担することとなります。

このことから、滑川町の山林が林業経営に適しているかを関係機関に確認したところ、町内の山林はおおむねとっていいほど林業経営には不向きな山林であると言われており、市町村自らが山林の管理を行う場合、現在の基金額だけでは財源不足が生じるようになることが想定されております。

す。このため、現段階では意向調査及び基金を使った事業展開も、同様に行う予定はございません。

次に、森林環境譲与税の基金を使った事業の活動内容についてですが、現段階では公共施設の木質化や、ため池周辺の森林管理等を考えております。事業実施には多額の金額が必要であることから、森林環境譲与税を基金化しております。将来的になります。公共施設の木質化や町内にある多くの谷津沼に対し、ある程度の事業効果が発揮できる金額がたまった段階で、事業を実施する予定となっております。

このため、森林環境譲与税の積立て状況を勘案し、基金を使用して事業展開が実施できる段階になったときには、事業予定内容も含め、その時点での最善の方策を関係各課と協議しながら行っていくように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、質問事項2の新型コロナウイルス感染予防策としての町独自の検査についてのうち、①の生活困窮世帯への食料支援と食材の提供の呼びかけについて答弁をいたします。生活困窮者への食料支援につきましては、昨年8月より継続的に実施をさせていただいております。

支援の内容につきましては、町においては地方創生臨時交付金を活用しレトルト米等を購入、また社会福祉協議会において実施されております食の確保助成事業によりまして、レトルトカレー、レトルト米、缶詰等を共同で生活困窮者への配布を実施してまいりました。これまで社会福祉協議会で対応いたしました支援の人数につきましては延べ77名、町健康福祉課で対応した世帯につきましては34世帯に対しまして、食料配布の支援を実施してまいりましたところでございます。

フードパントリーにつきましては、独り親世帯あるいは生活困窮者などを対象に、食料を無料で配布するための地域拠点でございます。埼玉県でも、各種団体への取組に対して支援を実施しているところでございます。フードパントリーは、主に企業や農家から発生する、まだ十分食べられるのに余っている食料を寄贈してもらい、管理、保管を行うフードバンクや、また主に家庭で余っている食品を持ち寄り集めるフードドライブから、食品の提供を受けて生活困窮者へ食品を配布する役割を担っております。県内でも、多くの団体等に取り組んでいただいております。

一方、滑川町におきましては、食料供給を呼びかける事業につきましては、現在社会福祉協議会において、歳末助け合いの取組の中で生活困窮者の支援を実施する場合、農家の方の誠意によってお米の供給をいただいているところでございます。現在、全町的に呼びかけをしているわけではございませんので、今後社会福祉協議会と連携し、呼びかけの拡大に関し状況を調査し、実施の可能性について検討していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問のうち大きな2番、新型コロナウイルス感染予防対策としての町の独自対策の検査についてのうち、②、町の独自の検査体制について、それから③、クラスターが発生した場合の町の対応についてについて答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルスの状況ですが、東京都では4月25日に出された緊急事態宣言が6月20日まで延長され、県内においても4月20日に県南部の15市町に出された蔓延防止対策措置が、同じく6月20日まで継続されており、ともに現状では陽性者は減少傾向にあるものの、感染力の強い変異株の拡大により、人々の不安は払拭されていない状況です。

本町におきましては、5月の大型連休後、中旬に陽性者が数人発生し、昨年7月から現在までの陽性者は累計で45人となっております。ただし、人口当たりの発生率は、比企郡市内でも東秩父、ときがわ町に次いで低い状況です。通勤圏で駅が2つある本町において、陽性者の発生がこれだけ抑えられていますのは、町民の皆様の感染防止対策への意識の高さと努力によるものと推察されます。

ご質問のPCR検査につきましては、感染症予防法、それから新型インフルエンザ等特別措置法に基づき埼玉県が実施しており、高齢者施設などにつきましては、ご案内のとおり今年に入ってから既に県が施設等の希望に基づいて検査を実施しております。また、県は先日5月20日に、さらに県内高齢者施設の職員10万人規模のPCR検査の実施を行うと公表しております。

町としましては、感染予防への効果が期待されるだけの集団的また定期的な検査を継続的に実施することが困難であること、また当然ではありますが、強制的に検査を行うことは人権上も難しいと思われまので、町が主体となった検査の実施の予定はございません。ただし、事業所等が任意で従業員等に行う検査について、相談等があれば保健所などを通じて検査機関などを紹介することは可能となっております。

なお、現在町では、予防効果が一番期待されるワクチン接種に全力を注ぎ進めておりますので、引き続き町民の皆様には感染予防対策の徹底にご協力をいただきますよう、周知してまいりたいと思います。

次に、クラスターが発生した場合の対応についてでございます。クラスター発生時の対応につきましては、滑川町新型インフルエンザ等対策行動計画に従いまして、保健所や当該事業所、施設等から町に要請があった場合には、消毒液等、医療品等の提供や経過観察等に協力し、住民に対しては適宜情報提供等により蔓延防止に努めることとなっておりますので、これに従って対応していくこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問のうち大きな3、平和で安全・静かな町の空をと大きな4、パートナーシップ協定について、それぞれ答弁をさせていただきます。

初めに、3、平和で安全・静かな町の空を。住民の不安に応えるためにも、町がその実態を調査、把握することが必要ではないでしょうかに関して答弁をさせていただきます。阿部議員さんのご質問内容にありますとおり、埼玉県を含む首都圏の上空は横田空域と称される区域となり、頻繁に軍用機が上空を通過しております。私たちが日常を送る生活圏の上空を飛行訓練等で行き交いしているわけですので、町民皆様の安全を鑑みれば、私たち自治体職員は常に注意を払わなければならないものと認識しております。しかしながら、今回ご質問いただきました航空機による騒音、振動につきましては、現状町民の皆様から直接本町に苦情や要望が入っていないのが実情でございます。したがって、町民の皆様がどのように感じておられるかを把握はできておりません。

ご提案いただいております実態調査につきましては、測定器による計測や町民アンケートなどを実施することと思われませんが、現在、騒音、振動等のみを対象とした調査を実施する予定はございません。しかしながら、航空機に限らず、自動車、工場等を含めました騒音、振動の問題は、町民生活に大きな影響を及ぼすものと認識をしております。したがって、現時点では当面する行政課題の一つとして捉え、今後町が実施する町民アンケート等に取り上げる方向で検討してまいりたいと考えております。

また、埼玉県では県内自治体で構成される埼玉県基地対策協議会、この協議会につきましては米軍及び自衛隊の基地が所在、またはこれに影響を受けている自治体等で構成されておりますが、県及び14市町で構成されており、この協議会において毎年度基地対策に関する要望書として、防音対策、安全管理に関する要望を防衛省、外務省等、関係省庁に行っております。この要望書の回答の中には、米国側から安全性、騒音等に関する情報提供を求め、得られた情報について関係自治体へ丁寧に誠意を持って説明していくとの回答がございます。本町は、この協議会の構成市町ではございませんが、町民の皆様が安心安全な生活が送れますよう、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、ご質問の4、パートナーシップ協定、パートナーシップ制度について答弁をさせていただきます。パートナーシップ制度に関しましては、改めて申し上げるまでもなく、戸籍上は同性であるカップルに対し、自治体が婚姻と同等であることを認める制度のことで、平成27年10月、渋谷区の導入が最初の事例でございました。

全国の市区町村の状況について改めて調査しましたところ、同性パートナーシップ・ネットによりますと、令和3年5月1日現在、全国でパートナーシップ制度を導入している自治体は105を数えます。このうち、埼玉県内では11市1町が導入している状況で、県内の利用組数は46組とされて

おります。本制度は、現在のところ法的な効力のない制度で、健康保険の被扶養者や所得税の配偶者控除の対象とはならず、一般的には行政または企業などが男女の夫婦と同等の対応をするものとされており、当事者の間では制度の導入だけでは不平等感を拭い去ることはできないと感じる方も多いと聞きます。

こうした意味では、ご質問に示されております札幌地裁の判決は、全国各地で起こされております訴訟に一石を投じる判決であり、注視しなければならないものと感じております。その上で、各ご質問に答弁をさせていただきます。

①、本町において同性婚が認められなかったために不利益を被った実例でございますが、こちらにつきましては現在そのような事例は届いておりませんので、該当される方はいないと思われま

す。続いて、ご質問の②、本町における制度の導入についてでございます。本町においては、パートナーシップに係る問題は、憲法に定められております基本的人権に深く関わる問題として捉えております。その上で、現在国を相手に起こされております訴訟の判決や、埼玉県近隣市町村の動向についても注意を払ってまいります。特に制度の導入に関しては、市町村単位ではなく県として導入しているところもございますので、県、近隣自治体の政策に乗り遅れることのないよう、情報の収集に努めてまいりたいと存じます。

また、本年度総務政策課では、滑川町におけるパートナーシッププランを改定する計画がございます。既に公募委員の選考も終了し、第1回の会議を近日中に開催する予定でございますが、本計画書の中でも委員の皆様のご協議をいただく中で、本町におけるパートナーシップ制度の位置づけを考えていく所存でございます。町の方針につきましては、本計画が出来上がるまでしばらくお待ちいただけますよう、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、里地里山の問題ですけれども、環境課長さんのほうからは、今のこの環境条例、基本計画などあるというようなことから、必要ないのではないかというようなお話だったというふうに思いますけれども、近隣では嵐山町がこの里地里山づくり条例というのを制定して、様々な活動を行っているというふうに聞いているわけなのです。環境課長さん言われるように、今本当になかなか手入れができない山になっており、それをどうしたらいいのかというのは、それぞれ所有者の方がやはり悩んでいらっしゃるというふうに思うのです。そこに、町の方針としてこういう方向なのだというのを、この水とか緑とか丘陵地とかというようなことではなくて、やはり町の100年先を考える、そういうような里山、そして里地をどう維持していくのか、そしてこれ以上破壊を許さないためにはどうしたらいいのかというようなことを、本当に町として考えていかないといけないのではないかというふうに思います。

その辺について、ちょっとこれで十分なのかというようなことについて、改めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（瀬上邦久議員） 関口環境課長。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんからの再質問に答弁いたします。

確かに現在町内の山林については、特に太陽光の関係で広範囲の部分が太陽光発電等によって山林の伐採とかが行われて、里山の状況ではかなり変わってきている状況があるというのは十分承知しております、先ほどの答弁の中でも最後のほうにお話ししたように、ただいまちょっと環境課のほうで太陽光発電の関係も条例をつくっているところなのですけれども、そういった中で保全ができるような部分を残す、町内全域についてそれについて残すというのはなかなか難しいのですけれども、ある程度部分的な中で、そういった形で残せるというのは考えていきたいなと思いますけれども、また最近の中でですと、地権者の方なんかはかなり持て余しているような状況もございしますので、もちろん町のほうから強制的に、この部分を指定するのだというのはなかなか難しいのですけれども、地権者の方とも相談しながら、ある程度景観だとか里山は、滑川町とすれば独特の景観とすれば、ため池を持った丘陵地の中のため池と、そういった景観を残していくというのが一番滑川らしい風景だと思いますので、そういった中を部分的にでも残していけるような形、税金についてはなかなか規制をかけるというのは難しいのですが、部分的にもそういった形で保全ができるような形というのは、ぜひとも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） この里山をどう守るかというのは本当に全国的な課題で、いろんな地域で、先ほど産業振興課長さん言われたような交付金を使った事業が行われているのです。ですから、ちょっと環境と併せて、産業振興と併せた検討を行っていただきたいのです。要するに、山の所有者の方は本当にもう手が入らなくて大変困っていらっしゃるわけで、それをどうやったらいいのかということ、この交付金を使えば様々なところで市民が参加した団体をつくって、それで教育に使ったり保育園が使ったりいろいろなことを、あとまた今まきストーブがはやっていますけれども、まきを作るとかというようなことを、その山林に手を入れながら、自分たちの活動ができるというようなことをやっているわけなのです。

そういうことを環境課だけでは、ただ環境を守ればいいというふうになりますけれども、そうではなくて、里山をどう活用するのかということも含めて考えていかないと、ただ太陽光発電に、発電事業者に売るなどかと言っても、それは無理な話なのです。ですから、その所有者の皆さんが、こういうことで使ってもらえれば山も荒廃しないで活用できるということになれば、非常に喜ばれるのではないかなというふうに思うのです。ですから、そういったようなことを組み合わせた里山

づくりというのを検討していただけないかなと思うのです。様々全国の例が物すごくたくさんあるので、今ちょっとここでは紹介できませんけれども、例えば竹林がどんどん生えていて、それが要するにイノシシがそれを食べる餌場になってしまうというようなことで、繁殖してしまうというようなことから、それを整備して害獣対策ということで、この交付金をもらうというようなことの活動もやっていらっしゃる場所もあるのです。様々な本当にいろんなことができる交付金になっているので、そこは環境課だけではちょっと難しいのではないかなと思うのですけれども、産業振興課と併せた取組について検討をいただきたいなというふうに思うのです。

そういったような、要するに課を越えたというのはなかなか難しいのかもしれないのだけれども、そういったことってできないのですか、誰に聞いたらいいか分かりませんが。

○議長（瀬上邦久議員） 関口環境課長、お願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきたいと思います。

課を越えてというような話ですけれども、先ほど答弁の中でちょっと言い忘れましたのですけれども、もちろん産業振興課のほう農業遺産の関係もやっておりますので、その中でため池農業ということがありますし、その周辺のエリアを、また里山というか、守っていくと、そういうことも含めて環境課のほうと産業振興課のほうというのは密接に関係している部分というのはありますので、様々な部分で、特に産業振興課と環境課だけではないのですけれども、ほかの課も含めて関連するところはそういった形で、横のつながりを持って話をしながら検討を進めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ぜひ今までそういった取組についての検討をされていなかったのかもしれませんが、今になって思えば本当に重要な課題だと思うのです。100年後を考えるようなこの山の残し方を、本当に今検討していかないといけないというふうに思います。

続いて、ワクチン接種の問題ですけれども、先ほどの状況については大体お聞きしましたけれども、検査についてですけれども、今様々な事業をやっていらっしゃる福祉施設だとかいうようなところでは、とにかく行事をやるに当たっても、どこまでやったらいいのかとか、本当にいろいろ悩ましい、やらなかったらやらなかったで、何でやらないのだみたいな話も含めて様々利用者からあるというふうに言っております。そういったようなことを考えると、本当にこの検査というのを私が先ほど提案しましたけれども、やはり町が、様々な行政で今取り組み始めているのです。例えば保育園とか学校とか、1人感染者が出たら、そのクラス全員の検査をすとかいうようなことを、これは行政検査ではありませんからなかなか難しい、要するに独自でやらないとできない検査なのです。そういったようなことを町独自で取り組むと。それで、安心なそういった施設の運営に役立

てもらおうというようなことができるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういったような、要するにこれはもう県や国の仕事だというふうに言わないで、町がどこまでそれをできるのかという検討も含めてお願いしたいなと思うのです。

費用面での問題については、もう一定クリアできるのです。いわゆるスクリーニングの検査ですけれども、今様々な企業がこれに乗り出して、ほとんど実費だけの費用負担でやるというような感じで今取組が進められているので、そういったのを活用できるのではないかなというふうに思います。ある企業では、1回100人を月3回やるというふうにした場合、100万円の費用で済むというようなことも言われています。もしそういったようなこと、本当にクラスターが大量に発生するようなことになったら大変ですから、それを事前に防ぐような方策というのをそれぞれで考える必要があるのではないかなというふうに思うのです。

改めて、ちょっと健康づくり課、また例えば教育委員会なども、そういったような場合にどういふふうな対応をするのかということについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどご紹介した県の新たな検査体制のことなのですが、埼玉県の方では、例えば保育所で陽性患者が発生した場合は、その施設全体のPCR検査を行うなどの体制が整っており、既に実施しているということでございますので、濃厚接触者もしくは濃厚接触者に当たらなくても、その疑いがある者については全て対象として行政検査を行っているというふうに聞いております。ということです、町のほうで特に立ち入って行う必要はないのではないかなというふうな認識でおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

クラスターというお話なのですが、基本的には多くの事例の場合は、感染者が周囲の人にほとんど感染されていないというのが実情でございます。ただ、その一方で一部に特定の人から多くの人に感染拡大したという事例も、今報道されております。例えば先日28日に、川口市の中学校でクラスターという報道がありました。これは、同じ学級で5名の感染者が出て、学級閉鎖を延長したという報道でございます。本町といたしましては、まず感染源を断つこと、感染経路を断つことを今までと同様に行っていきます。今後は、熱中症対策も念頭に置きながら実施をさせていただきます。

いずれにしても、陽性者が出ることは予想されますので、陽性者が確認された場合には、保健所の指示で早期に接触者にPCR検査を受けてもらい感染経路を確認すること、濃厚接触者を早期に見つけることが必要でございます。学校、園においては、陽性者が確認された場合には、感染

経路が明確になるようにすぐに授業内容や行動範囲を確認します。接触者については、保健所の指示でPCR検査が指示されますので、その人たちが早期に安心して検査が受けられるように、場所の設定や準備を学校、園と協力して行います。検査結果によっては、学級や学年、広がりが多い場合には学校閉鎖を教育委員会のほうで指示をします。当然学習保障のほうも行っていきたいと思っております。

このように、いざというときにすぐに対応できる連絡体制と対応体制、防護服等の準備は、もう既にできております。引き続き家庭と協力していきながら、学びを止めないための取組を適切に行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 以上、時間です。

○14番（阿部弘明議員） どうもありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で阿部弘明議員の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。よろしく申し上げます。

休 憩 （午前10時52分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 一般質問を続けます。

通告順位5番、議席番号5番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。通告に基づき質問いたします。

まず、質問1、滑川中学校登下校中の自転車事故についてです。①、今年4月に滑川中学校の新1年生が、自転車通学の際に骨折した事故が少なくとも2件あったと聞いています。今年4月から5月の中学生の自転車事故の発生件数は何件と把握していますか。

②、上記について、発生場所、事故状況、学年、教育委員会が考える事故原因を教えてください。

③、おとし、2019年の6月議会でも、私はこの件について質問しました。その際、学校での周知を求めました。これらの事故について、生徒及び保護者へ文書での周知はしましたでしょうか。

④、自転車に積む荷物が重いために、バランスを崩して転倒する心配があります。必要な勉強道具だけを持ち帰るやり方は進んでいるのでしょうか。また、勉強道具と部活の荷物と合わせ、中学生は何キロ程度の荷物を自転車に積むのでしょうか。

⑤、中学生の平均通学距離、最も遠い生徒の通学距離とその地域、同じく平均通学時間、最も遠い生徒の通学時間とその地域を教えてください。

次の質問です。2、新型コロナワクチンのリスクについて。①、厚生労働省が5月12日に開催した審議会資料では、新型コロナワクチン接種後の副反応疑い報告数について、医療機関からの報告だけで25件の死亡報告があります。20代の方1名、30代の方1名、40代の方3名が含まれます。これは、新型コロナウイルス感染症の国内発生動向（令和3年5月12日18時時点）によりますと、日本での20代の方の累計死者数は3名、30代は19名です。このような統計資料を見ますと、日本人の場合、感染による死亡リスクとワクチン接種による死亡リスクを比べて、少なくとも高齢者、ハイリスク者以外は、ワクチン接種のリスクが高いと捉えざるを得ません。さらに、厚労省ホームページには、ファイザー社の新型コロナワクチンについて、現時点では感染予防効果は明らかになっていませんと書かれています。このようなリスク情報は周知すべきと思いますが、町ではどのような対応を取っていますでしょうか。

②、通常ワクチン開発には、5年から10年かかります。新型コロナワクチンは1年程度で実用化したもので、しかも遺伝子ワクチンという今まで使用されたことがない種類のもので、アナフィラキシーショックなど短期の副作用とは別に、何年も先のがんを引き起こす可能性や、生殖細胞に問題を起こし次世代に悪影響が出るような副作用の可能性もあります。このような副作用、自身の健康状態、自身が属する世代の重症化率と死亡率等を考えて、ワクチン接種をするかどうか個人が判断していくことになります。新型コロナワクチンは、ほかのワクチンと同様に任意接種であり、他者から接種を強制することがあってはなりません。統計情報よりも、テレビ報道の情報が流布している印象のある新型コロナウイルスやワクチンです。接種を希望しない人を尊重し、所属する団体や周囲の人の同調圧力から守るための方策を講じる必要があると考えます。

以上から、町で行う新型コロナワクチン接種のお知らせに際し、下記について明記してほしいと思います。掲載書面（広報や予約通知等）と記載内容の現状と、現状の記載がない場合は今後の予定についてご説明ください。

ア、ワクチン接種のメリット、ワクチンを受けることのデメリット、両者の記載。

イ、ワクチン接種は任意であり強制ではないこと。

ウ、どのような理由があってもワクチン接種は決して強制してはいけない、強制されてもいけない。

エ、このワクチンの長期的な副作用は全く分かっていないこと。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、滑川中学校登下校中の自転車事故については澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、新型コロナワクチンのリスクについては武井健康づくり課長に答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

滑川中学校登下校中の自転車事故についてです。質問の1、滑川中学校の新1年生並びに4月、5月の中学校の事故件数及びその事故の詳細についてですが、①、②については両方併せて答弁させていただきます。

今年度の4、5月の2か月間で、学校が認知している1年生の自転車事故件数は28件で、骨折等の大きなけがをした事故は3件発生しています。ほかの学年では、2年生で3件、3年生では1件、合計4件発生しており、そのうち3年生の1件は骨折事故でございました。全体で32件となります。1年生の骨折事故3件は、いずれも本人単独の転倒事故です。場所についてですが、2件は同じ場所で、水房の千代田メモリアルから水房集会所へ向かう下り坂の途中で発生し、もう一件はコミュニティセンター横のファミリーマートの前で発生をしています。3年生の1件については、友人と接触しての転倒事故で、タケイ薬局前の歩道で発生しています。そして1年生の事故は、3件とも全て下校時に発生しています。

なお、小久保建設付近で救急車を呼んだ単独の自爆事故もございましたが、こちらは1年生で下校時に発生したものでした。けがの状況は、擦り傷、打撲程度で、翌日通常どおり登校できており、幸いにも大事には至りませんでした。

事故の原因ですが、人的要因と環境的要因と両面があると考えています。最初に、人的要因ですが、やはり自転車運転に対する意識も含めて運転技術の未熟さ、こちらから事故は発生しているものと考えます。なぜなら、自転車の運転にまだ慣れていない新1年生の1学期の時期に事故が多いこと、下り坂等でスピードが出たときの操作がうまくできていない、歩道で歩行者を避けながらバランスを崩してしまった、また学校で1日が終わった下校時に事故が多い、このようなことから事故が発生していると考えています。

次に、環境的要因ですが、町全体が比企丘陵に属していますので、地理的に坂が多く、下り坂でスピードが出てしまい、事故につながっているケースが見られます。また、町では一部の歩道で自転車の走行が認められておりますが、幅の狭い場所での擦れ違いや歩行者の追い抜きなどで困難な場所がございます。また、3年間の通学に使うことを考慮して自転車を選択、購入した場合、1年生のうち体格に合わず、取り回しに苦慮するといった話も伺っています。こういった間接的な要因として環境的なことがあるものの、やはり直接的には自転車運転技術の未熟さ、また自転車通学に不慣れであるといったことが主な要因であると考えています。

2年生、3年生になると事故の件数は大きく減少します。また、1年生についても授業や部活がまだ本格的に始まっていない荷物の少ない時期にあるにもかかわらず1学期に事故が一番多く、2

学期、3学期になると事故が減っていく傾向が見られます。どちらも自転車の運転に慣れることで、精神的、体力的にも余裕が生まれ運転技術が向上し、運転中の気配りができるようになったと考えられています。この点が、自転車事故を減らすポイントだとも併せて考えています。

続いて、質問の3、一昨年、2019年6月議会で上野議員が同様の質問をされました。その際での学校の周知について、今回はどうだったかということで答弁をさせていただきます。昨年度及び今年度ですが、通知という形ではございませんが、学年だより、学年通信にて、生徒及び保護者に対して周知を行いました。事故の具体的な内容までは触れていませんが、事故が多く発生していること、通学時の注意事項、自転車運転マナーについて等を記載し、周知啓発を行うと同時に、家庭での指導についてもご協力をお願いいたしました。

また、生徒たちについては、全学年を対象に学年集会のとき、朝の会、帰りの会のとき、登下校指導のときなど、様々な機会を通じて学年主任や担任の先生方から直接交通安全指導を行っています。さらに、1年生に対しては毎年4月に地元企業のアサヒロジスティクス株式会社様のご協力を得て、企業指導員、東松山警察署、交通指導員、中学校教員による交通安全指導教室を開催しています。ここでは、自転車の乗り方、マナー、自転車の点検、交通法規について指導を行っています。このように、中学校では生徒に対し様々な機会をつくり、事故の実例などを取り入れながら定期的に、そして継続的に交通安全指導を実施し、自転車通学における安全意識を高めています。

次に、質問の④、自転車に積む荷物が重いため、バランスを倒して転倒する心配があります。必要な勉強道具だけ持ち帰るやり方は進んでいるのかの質問に答弁させていただきます。勉強道具の持ち帰りについては、家庭学習に必要な教科書等以外は持ち帰らず、学校のロッカー等へ置いていくよう指導を続けています。クラスによっては、教室内に具体例を掲示して持ち帰る荷物を減らすことを推奨し、通学時の負担軽減を図っています。また、荷物の積載についても、後ろの荷台や荷籠に置き、きちんと固定するようにと指導をしています。

荷物の重さについてですが、1年生のクラス全員ではなかったのですが、実測をしてみました。部活の種類やクラス、学年、曜日による時間割などで変わってくるため、あくまでも参考となりますが、3.5キロから4.1キロというのが主な平均でした。この重さについては、体格や体力に個人差があるため、負担に感じる生徒とそうでない生徒がいるかとは思いますが、荷物が軽いほうが当然生徒への負担は少なく、自転車の運転にも余裕が生まれます。今後も、生徒負担軽減につながるこれらの対策を継続して行うとともに、さらなる対策を模索し、生徒の自転車事故を一件でも減らせるように努力していきます。

続いて、質問の5、中学生の平均通学距離、最も遠い生徒の通学距離とその地域、同じく平均通学時間、最も遠い生徒の通学時間とその地域について答弁をさせていただきます。滑川中学校は町のほぼ中央に位置し、町内全域から生徒が登校してきます。ご質問の件について中学校に照会したところ、平均の通学距離は約2.5キロから3.5キロ、平均通学時間は15分から20分ということでした。

また、最も遠い通学距離は約5キロで、地区としては月の輪六軒地区、山田の追山地区ということで、両地区ともほぼ同じぐらいの距離でございました。なお、通学時間は約25分ということでしたが、通学時間については該当する生徒によるものなので、あくまでも参考となると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問のうち大きな2、新型コロナワクチンのリスクについて答弁させていただきます。

新型コロナワクチンに期待される効果は、大きく3つございます。感染予防効果、発症予防効果、重症化予防効果です。このうち発症予防効果につきましては、2回接種後、約2週間後には95%の効果があると研究結果が公表されております。また、イスラエルの保健機関、アメリカのハーバード大学等の研究機関では、感染予防効果、重症化予防効果についても90%以上の効果があるとの研究結果の公表がございます。ただし、上野議員のおっしゃるとおり発症予防効果については、現状では厚生労働省も効果が証明されているとは公表してございません。

町では、接種券をお送りした際に、ワクチンの効果とともに副反応などがあること、また基礎疾患がある場合の注意事項等の説明文を同封してございます。また、接種会場では、接種を受けた方への副反応等が起きた場合の注意事項や相談、連絡先を記載した文書を配布する予定ですが、そのほかに接種後であっても感染リスクがなくなるわけではなく、引き続き感染予防対策をしていただけるよう呼びかけることにしております。なお、「広報なめがわ」6月号にも同様の記載をさせていただきます。

また、次②番になりますが、上野議員のおっしゃるとおり、接種開始から1年たっていない新型コロナワクチンの長期間の効果については明らかになっていないのが現状ですので、接種時の副反応やその後のリスクなどについてのご心配はごもっともだと思います。ただし、現状のコロナ禍において、ワクチン接種が社会的にも一番効果が期待されていることも事実であり、町としてもワクチン接種の環境づくりを進めてまいりました。もちろん接種は任意であり、個人の意思を尊重しなければなりません。このことについては、国も当初からアナウンスしており、自治体に対し未接種者に対する接種勧奨の必要はない旨を通知してございます。町でも、広報やホームページで接種を受けてください、受けなければなりませんといった表現は避け、接種を受けることができますといった記載により、接種が義務的、強制的と受け取られないように表記してまいりました。

町の文書やホームページへの記載に関するご指摘、ご提案につきましては、接種の有無で差別などがないう、またワクチンの最新の情報等を取り入れながら、接種を検討している住民の方が適切な判断ができるような記載ができるように検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、滑川中学校の登校の件についてなのですけれども、事故、骨折が全体合わせると4件というところで、聞いていたより多いなということと、あと骨折に至らないまでも接触事故、自転車が壊れたとか擦り傷、切り傷というのはちらちらあるとは聞いていたのですが、この28件というのも結構多いなと思いました。

環境要因ということで挙げていただいたのですけれども、確かに滑川町は丘陵地帯で、どの通学路を通っても山、坂を越えずに滑川中学校にたどり着くことができないという地形になっているので、この坂というのがかなりネックというか、事故の起点箇所になっているのかなという感じはします。

去年との比較なのですけれども、去年は分散登校で、新1年生も今のように8時20分の開始時刻にみんなが行くのではなくて、時間がばらけていて、かなりすいた状態で通学路を使っていたかと思うのですけれども、去年そういう状態での事故発生というのは、例年よりは少なく済んでいたのでしょうか。感触でもいいので、分かりますでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

申し訳ございません、昨年度の事故件数なのですが、調査ができておらず、ちょっと件数の把握ができておりません。感触ということですが、感触についても今年より多かったかと言われると、骨折の件数等もちょっと把握していませんので、ここについては後日詳細について中学校のほうに照会をかけて、ご回答させていただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。

それから、自転車に積む荷物についてなのですけれども、おとしのときは前輪が持ち上がってしまった事故があったりとか、明らかに荷物のバランス、荷物の重さと、多分小さな子だったと思うので、自分の体重に対して荷物が重かったのかなとか、そんなことが思われる事故もあったのですけれども、保護者に聞いてみても、持ち帰りしなければいけない教材は確実に減っている様子が聞き取れますので、持ち帰りについては軽くなるように指導していただけているのかなと思います。

それから、実際に量っていただいたということで、これについても3.5から4.8キロぐらいというところで、許容範囲なのではないかなと思います。こちらの取組は、引き続き続けていただければと思います。加えて荷物についてなのですけれども、今年からタブレット学習というのが始まると

思います。これによって、荷物は軽くなるのか重くなるのかというところなのですけれども、例えば辞書、昔辞書が電子辞書に変わったような時代もあったと思うのですが、そのときは確実に荷物は軽くなったと思います。タブレット導入によって、資料的なものは全部タブレットにもし入れられるのであれば、軽くなるのかなと予想するのですけれども、紙の教材とタブレットを両方持ち帰って、逆に重くなるということがないようにしていただきたいなと思います。

このタブレット導入によって、持ち帰り教材の変化というのは何か見通されていることはありますか。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長、お願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

タブレットの持ち帰りについてなのですが、今年度はGIGAスクール構想の実現ということで、各学校にタブレット1人1台配付をさせていただきました。持ち帰りの家庭学習については、学校のほうと協議をしながら、どんな形で進めていくのか、家庭学習の在り方についても含めて、今後検討して実施していく予定です。その中で、紙の教材とタブレットと、家庭学習の形態が変わることによって学校から持って帰るもの、当然変化があるかと思えます。そちらについては、上野議員がおっしゃるように子どもにとって過度の負担とならないよう、そういった点も検討しながら家庭学習の在り方、進め方、タブレットPCの持ち帰りについて検討していきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。紙だけ、タブレットだけということをお願いしているのではなくて、紙とタブレットを併用しつつ、ベストな組合せを目指していかれるのだと思うのですけれども、その中で持ち帰りに関する負担や弊害が出ないように進めていただきたいと思えます。

それから、荷物が減っている、荷物の重さも減らしていただいている、そして部活が始まっていないので、部活の荷物もないという割には、やはり事故件数というのが減らないというところだと思うのですけれども、今年の新1年生は、コロナの影響で休校中の3か月間があったりだとか、その後もなかなか外で遊べなかったりだとか、体育の制限というよりも、家庭や帰宅後の運動不足というのも結構出ているのかなと思うのですけれども、今年事故が、今年というか、荷物をある程度減らしていったところでも、事故の発生が減らないということについて、子どもの体力不足というところは、技術不足ではなくて、コロナの影響、体力不足というのは感じておられますか。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、お願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 上野議員さんの質問に、教育長のほう答弁させていただきます。

先ほどあったように、自転車事故は技術面での事故ということで、こちらとしても繰り返し指導等をしていただいているのが現状です。昨年度来からの体力不足についても、実際新体力テストとかを実施していない中ですので、昨年度との具体的な比較はできませんが、やはり必要な時期に必要な活動ができていないというのは事実です。ですので、土曜日、中学校体育祭ございましたけれども、冬場部活動を止めたりした関係で、やはり若干体力面での不足は感じるなというふうに思っています。ですので、今後学びを止めない中で、その時期にきちんとした活動ができるようにこちらとしても検討しながら、感染対策しながら進めていきたいというふうに思っています。

ですので、一概に今のところ検証として、数値として体力面が落ちているかどうかというのは、今年度の新体力テストの結果を待って、また分析をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。ここかなと思う対策をしても、なかなか減っていかないというところで、いろいろな要因を探しながら、やっていただくところはさらに進めていただきながら、新1年生を送り出す保護者の側としても、毎年三、四件骨折する子がいる、28件も自転車事故が起きているとなると、やはり送り出す側としては心配ですので、通学に関して環境を整えていただきたいと思います。

あと、すみません、自転車交通指導教室についてなのですが、中学の新1年生、4月に行っているということで、おととしの時点では、この指導教室の前後での自転車事故もあったと聞いています。これを、もう1年生の4月では遅いので、例えば小5、小6でやるというようなことは検討されていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

今の上野議員のご提案でございますが、中学校であれば全員自転車を必ず持っていて通学に使うということで、こういった教室も開催できるかと思いますが、小学生ですと、まだ高学年になっても自転車を持っていないですとか、まだ自転車にうまく乗れないという子もいるかもしれません。そういった場合には、その子の参加がなかなか難しくなるかということも考えられますので、そういったことも含めて、小学校での開催については今のところ難しいのかなというふうに個人的には思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 自転車については、近くの子が持っている自転車を運んできて、児童数全員分なくても一部の、例えば児童数80人に対して自転車が10台、20台ある中で練習していく、あるいは模範的な動きを見せていくということもできると思いますので、全員自分の自転車に乗ってくるというそういう条件、前提にとらわれずに、何かしらやっていただけたらなと思います。恐らく自転車に乗る機会が、子ども自体物すごく減っているのではないかなと思うので、自転車にいきなり乗るのではなくて、もう少し乗るような機会を小5、小6、高学年ぐらいから持てるような環境というか、雰囲気づくりにも併せて取り組んでいただけたらと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 上野議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

昨年度は実施できていないのですが、毎年、各小学校で交通安全教室を実施させていただいています。その中で、3年生以上については学校の近くの子に自転車を持ってきていただきながら、全員が警察官の指導の下で、本当に校庭なんかにかいた交差点等の模範的な動きを1周だけさせていただきます。ただ、昨年度はコロナ禍のためにできていないことと、今年度についてもフルに実施できるかというのは、ちょっと各学校のほうに確認はしていませんが、今までそのようなことはやらせていただいています。

ただ、先ほど事務局長のほうからも申し上げたとおりで、ここで中学生になって新しく自転車を買い換えますので、小学校ではどうしてもマウンテンバイク的な小さい自転車での模範ということになっていたり、あと各学校で一、二台持っている婦人用の自転車も、背の大きい子には使わせたりもしているのですけれども、その辺も工夫していきながら、自転車事故が亡くなるように努めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。実際の動きが、このコロナ禍でなかなか集団で実施するものは企画しづらいとは思いますが、できないところで、例えば危険箇所についてももうある程度分かっていると思いますので、そのような地図を小学校、中学校、保護者に向けても配布していただければ、例えば保護者が車を運転する際にも、この辺気をつけなければいけないのだからとか、ブレーキ利き切れなくて、もしかしたら来る子がいるかなとか、自分の子もここ通らせるとき気をつけなければとか思いながら、滑川の道を走ってくれるかもしれないので、行事等ができない分、文書での周知というのも検討しながら、事故を減らすべくいろいろな手を打っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。新型コロナワクチンのリスクについてなのですが、いろいろな周知

についてよくテレビ報道でされているように、ワクチンを打てば必ず安心だというような認識は、予防効果についてされていないというところは、ご答弁から分かりました。それから、町で行う広報、周知等についても、義務的なもの、強制的なものと感じられないようにご配慮いただいているところも分かりました。引き続きそのように、いろいろな方がいるので、配慮をしながら周知を進めていっていただければと思います。

質問の2の②なのですけれども、最後のア、イ、ウ、エと書いたところについてなのですが、例えばア、ワクチン接種のメリット、ワクチンを受けることのデメリットの記載というのは、どの場面のどの文書にしているかというのを具体的に教えていただけますか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員の再質問に答弁させていただきます。

ご質問は、メリット、デメリットの記載をどのようにということだったかと思うのですが、こちらにつきましては、特に抜き出してこれがメリット、デメリットというような記載はしてございません。ただし、ワクチンを打つことで予防効果があるということと、それから打つことによって副反応等が起きる可能性があるということについて記載しているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） それはどの文書にされていますか、予防接種の案内なのか、予防接種の予約をする面での案内なのか、予防接種をする直前での注意書きなのか、それとも広報等でお知らせなのかというのは、具体的に分かりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、接種券をお送りした際、現在は65歳以上の方のみにお送りしておりますが、接種券の同封文書の中には、副反応等の症状があること、それからファイザー社が作成した文書ですが、副反応等のリスクがあることと、基礎疾患がある場合のご注意してほしい旨の文書等を同封して送っております。

また、すみません、広報、それからホームページにつきましては今こちらにデータがないものですから、どの部分というのがすぐお話できなくて申し訳ないのですが、これについてはちょっとお調べして、またお知らせできればと思いますので、ご容赦いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 広報、ホームページにどのように書かれているかは分からなくても大丈夫

なのですけれども、予約の接種券だけではなくて、効果や、あと効果に並ぶ形での副反応について、広報やホームページでも何かしら触れていたでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

すみません、今こちらに「広報なめがわ」の6月号がございますが、こちらの1ページ目見開きに、新型コロナワクチン接種が始まりましたというような記載をさせていただいております。接種日程、予約方法等が主なものでございますが、こちらにつきましては、接種に関する注意事項ということで、基礎疾患のある方はあらかじめかかりつけ医にご相談くださいと、また予防接種後、効果が出るまで一、二週間かかると言われておりますと、新型コロナワクチンは発症や重症化を抑えるといった効果は確認されておりますが、感染そのものを防止する効果については、国内、海外でも研究中です。予防接種を受けた後も、引き続きマスク着用や3密を避けるといった感染予防対策の継続をお願いしますといった表記です。

それから、接種後の副反応、副作用についてというところで、先行接種の医療従事者の接種では、多くの方が筋肉痛などの症状があったとのこと。また、特に2回目の接種後には発熱や倦怠感、めまいなどの症状が出る場合があります。いずれも二、三日で収まるとのことですがということで、かかりつけ医や県の相談窓口等をご紹介するというような文章になってございます。このような表記になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。先ほどの質問でも申し上げたのですけれども、5月12日の厚労省発表の資料での死亡者数がありました。さらに、5月26日に同じような審査会がありまして、そこでのワクチン接種後の死亡者数というのが55人になっています。

それで、新型コロナウイルス感染症での死亡者数というのが、本当に初めからの累計で20代は7人、30代は22名、40代は88人となっていて、20代と30代は7人と22人です。それに対して、ワクチンでの死亡者数が20歳代では3人、30歳代では1人、40歳代5人、50歳代4人という死亡者数になっています。このコロナウイルスで亡くなった方の死亡者数と、特に若年層、60歳以下の方の死亡者数というのを考えると、高齢の方、70歳、今予防接種の対象になっているような65歳以上の方と、それから20歳から40歳代の方については、ワクチン接種をする上での判断材料というのがかなり変わってくるのではないかなと思います。そのようなところを、特に若年層、年代と、それから個人のリスクによって、メリットとデメリットがかなり変わってくるので、今発表されているワクチンの副作用による重症化数や死亡者数なども含めて、デメリットの記載、二、三日で軽快する場合もあるけれども、そうでない場合も出ているわけで、その辺のこともちょっと書きづらいかもしれな

いですがけれども、やはり周知事項として入れていただけたらと思います。

これから接種を続けて症例が増えていくにつれて、そのような件数ももっとはっきり出てくると思いますので、出てきたら、この審査会でもかなりしっかり数字が出ているので、そのような情報も同時に掲載していただければと思います。そのようなお勧めする文言、それから大丈夫であろうという文言のほかに、実際に副反応である死亡者数、重症化数、アナフィラキシーショックの数などを、例えば広報等に載せていく予定というのはありますか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員の再質問に答弁させていただきます。

詳細なデータにつきましては、紙面の都合もございますので、全てを網羅するのは困難かと思っておりますので、公表されている厚労省、研究機関のホームページ等をご紹介というような形なら可能かと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。極力現状していただいているように、副作用もあること、それから任意であり強制ではないこと、義務ではないこと等を併記していく形を続けていただければと思います。それから、分かっている限りの統計情報をなるべく周知していくという努力もしていただきたいと思っております。

それから、先ほどの審査会の死亡事例で比較的多く見られるのが、もちろん明らかに健康状態が悪い人は予防接種を受けられないので、受けていないのですけれども、何となく調子が悪かったけれども、受けた結果、死亡に至ってしまったというような事例もちょっと混じっています。今なかなか予約を取るのが大変と言われているワクチンの予防接種で、やっと予約が取れて、やっと当日を迎えた、少しでもちょっと調子が悪いかと思う、あるいは熱があると引っかかってしまうと思うのですけれども、多少自分で体調の異変を感じている程度のときに、なかなかキャンセルがしにくいのではないかなと思うのです。でも、やはり体調が悪いときに予防接種をするというのは、その後のリスクを高めることになっていきますので、やっと取った予約ではあるけれども、当日体調不良を感じる場合には、きちんとキャンセルをするというような流れをつくっていただきたいと思うのですけれども、そのような当日の体調不良、それからキャンセルの仕方、それからキャンセルをした後、次の予約が速やかに取れるかということらについてどういう体制になっているか、教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員の再質問に答弁させていただきます。

接種券、それから同封した予診票の中に、当日体調が悪い場合は受けることができませんといった表記がございます。また、接種会場におきましては予備問診、それから医師による問診というところで健康状態のチェックを行いますので、その際に体調等の不調があれば、その場で接種を行わないというような判断が行われるかと思っておりますので、その辺につきましては体制としてはできていると思っております。

その後の予約につきましては、一度その予約をキャンセルとなりますと、次の予約をもう一回、2度取っていただかなければなりませんので、改めてまた予約センターに電話していただくか、インターネットで取り直していただくというようなシステムになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） その場での予約取り直しというのはできないということだと思います。

それで、予約は比較的スムーズにいつているようにお聞きしているのですけれども、予約を取れた次に発生してくるのがキャンセルだと思うのですけれども、お仕事をしていたりすると、例えば土日しかそういう電話なりできないという方もいるかもしれないのですけれども、土日の対応というのは、土日にキャンセルを電話でしたいという場合に窓口はあるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

現状、土日については予約相談センターのほうはお休みさせていただいておりますので、土曜日、日曜日のキャンセルの連絡につきましては、現在できないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） インターネットでの予約もできると思うのですけれども、体調不良の場合のキャンセルというのはもともと予測していないことですので、土日にしたいということもあるかもしれない、そして体調不良のキャンセルは、なるべく積極的に受けられる状況をつくっておいたほうが良いと思いますので、もし可能であれば、予約は無理でもキャンセルだけでも土日に受けるのか、何かしら、例えば当日接種会場に行かなくても、もう体調不良の場合はキャンセルができるような仕組みとか、そのような体調不良等によるキャンセルをしやすくするような仕組みも、ここで予約がスタートしたところで、また次の対策として考えていただければと思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

職員体制の問題もございますので、この場で即答はできませんが、検討はさせていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

私自身は、ワクチン接種には慎重な考え方を取っているのですが、新型コロナウイルスの感染リスクが高い方は、やはりワクチン接種をしたいというご要望は多いと思えます。そういう方がきちんとリスク情報も取りつつ、自分の体調等のリスクも勘案しながらワクチン接種に臨めるように、そして体調が悪い方は当然リスクも上がる、持病ということも、当日の体調という意味でも、体調が悪ければリスクは上がってくるので、その辺の注意喚起と、それから体調が悪いときにやめられる仕組みをつくっていただけたらなと思えます。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で上野葉月議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とさせていただきます。よろしくをお願いします。

休 憩 （午前11時54分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

午前中の上野議員のご質問の中で、昨年度、中学校の同じ時期の自転車事故の件数ということでご質問がありました。その件につきまして確認ができましたので、ご報告させていただきます。

昨年度4月、5月は臨時休業中でしたので、休業明けの6月、7月で数字のほうを集計いたしました。1年生が28件、2年生が1件、3年生が3件ということで、合計32件ということでした。なお、骨折等の大きなけがはゼロ件だということです。

以上、報告させていただきます。

◇ 上 野 廣 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 一般質問を続けます。

通告順位6番、議席番号10番、上野廣議員、ご質問願います。

〔10番 上野 廣議員登壇〕

○10番（上野 廣議員） 皆さん、こんにちは。10番、上野廣です。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき2つの質問をいたします。

まず最初に、ゼロカーボンシティの宣言をについてご質問いたします。ゼロカーボンシティとは、2050年までにCO₂（二酸化炭素）の排出実質ゼロを目指すという自治体のことでございます。昨年10月、菅首相が所信表明演説の中で、2050年までにカーボンニュートラル、カーボンニュートラルというのは炭酸ガスの排出実質ゼロのことをいっております。の実現を目指すと言ったことがきっかけになりまして、企業、自治体ともに全日本でその目標を達成しようということでございます。近隣では、小川町が既に宣言しております。今年2月26日に宣言した自治体は289自治体となり、人口合計で1億人を超えたようでございます。これは、異常気象による自然災害の激甚化、新型コロナウイルスのような伝染病、食料不足など、地球温暖化の影響は極めて深刻な状況になっていることによると思います。化石燃料をできる限り使わないで、快適な生活条件を維持するシステムづくりなどが必要になると思います。いずれは、比企広域などの広域行政になるかもしれませんが、コロナ禍後の大切な課題になることは間違いございません。小川町が既に宣言していますので、滑川町もできる限り早く宣言すべきと考えます。滑川町の考えをお伺いします。

次に、2つ目の質問、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」についてご質問いたします。大河ドラマ「鎌倉殿の13人」は、令和4年1月から放映が開始いたしますので、既に7か月後に迫ってきております。もうすぐでございます。吉田町長が会長になり、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会が先頭に立ちまして、頑張っているところでございます。滑川町にとって、絶好の機会が到来したことになります。13人の一人である比企尼さん、禅尼が住んでいた比企遠宗の館跡が和泉にあって、そこから物資を頼朝に送っていたという言い伝えが斎藤家にあることが分かりました。その館跡などの史跡は、火災で消失してしまったようです。大体の場所は分かっているようですので、発掘調査等を行い、確かな場所の確認、滑川町における比企氏ゆかりの見学コースなどが一刻も早く実現できるよう取り組んでいただきたいと思います。関連いたしまして、泉福寺、伊古神社、二ノ宮山展望台などの整備を、滑川町における事業計画がありましたら分かる範囲で教えていただきたいと思います。

また、町民へのアピールとして、ホームページや広報、庁舎ロビーにリーフレット、ポスターなどの計画があるかどうか伺います。よろしくお願ひします。

○議長（瀬上邦久議員） 質問事項1、2について、小柳総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野廣議員さんのご質問1、ゼロカーボンシティ宣言についてと2、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」について、それぞれ答弁をさせていただきます。

初めに、ゼロカーボンシティ宣言に関してでございます。上野廣議員さんのご質問にもありましたように、菅総理大臣は2020年10月、臨時国会所信表明演説の中で、経済と環境の両面を柱に置いて

た成長戦略として、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするために、2050年カーボンニュートラルに挑戦し、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。これは、経済成長を持続させるためには、成長の規制ではなく積極的に温暖化対策を講じることによる産業構造等を変化させ、成長を持続させるものであると言われております。

地球温暖化は、今や私たちの生活にも大きな影響を与えており、身の回りに目を向けても、大型台風の襲来や集中豪雨による災害など、過去に経験のない大きな被害に遭遇する場面が年々増加しております。上野廣議員さんのご質問の内容にもありますように、自然災害の激甚化、農作物被害の甚大化など、見過ごすことのできない事態に、私たち一人一人どんな行動をすべきなのかを改めて自問する必要があると感じております。

2015年、国連サミットで採択されましたSDGsでは、17の目標の一つに「気候変動に具体的な対策を」を掲げ、気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取るとされております。地球温暖化対策は、喫緊の対応が求められているものと位置づけております。

ご質問にございますゼロカーボンシティ宣言を行った自治体を改めて調査をしましたところ、令和3年5月28日現在、全国で391の自治体が宣言を行っております。また、都道府県単位の状況では、40の都道府県が宣言を行っております。県内の状況に目を向けますと、宣言を行った市町村は5月28日現在で17市3町を数え、比企郡市内では、先ほど上野廣議員さんからお話がありましたとおり、小川町が宣言をしております。また、埼玉県は現在のところ宣言を採択しておりません。

滑川町の考えでございますが、本町としては埼玉県及び近隣市町村の動向も気になるところではございますが、カーボンニュートラルは社会全体で取り組まなければならない課題であると考えております。したがって、今後役場内各関係課局と連携し、合議を形成の下、可能な限り早い段階で宣言できるよう準備を進める所存でございます。スケジュール感を持って取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

続いて、ご質問の2、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」について答弁をさせていただきます。大河ドラマに関連する事業につきましては、昨日、内田議員さんの答弁でも触れさせていただきましたが、比企郡市の市町村及び研究者から成ります比企市町村推進協議会で行う事業と滑川町単独で行う事業の2つ、大きな系統がございます。昨日の答弁と重複する部分もございますが、あらかじめご了承ください、それぞれの事業についてご説明させていただきます。

初めに、比企市町村推進協議会関係でございますが、会長であります吉田昇滑川町長をはじめ、構成市町村長の皆様には、顧問、副会長として参画いただいております。また、長く比企一族を研究されております比企総合研究センター代表、高島敏明様におかれましては、今回も相談役として就任いただいております。構成市町村及び川越比企地域振興センターで構成されます行政部会と、比企一族の歴史に詳しい皆様で構成されております幹事部会を設け、事業計画の立案等の協議をいただいております。事務局は、滑川町総務政策課で行っております。

本年度の推進協議会事業につきましては、去る5月13日に開催いたしました市町村長を交えての全体会で、基本的な事業及び予算の承認をいただき、この決定を受け、幹事会及び行政部会の合同会議を5月28日に開催し、事業についての具体的な話し合いを始めたところでございます。推進協議会として本年度取り組む事業内容としては、今回の目的でございます比企市町村の魅力を県内外へ広く情報発信し、誘客宣伝及びにぎわいの創出により地域の活性化を図ることとしております。具体的な内容といたしましては、比企の歴史リーフレットの作成、宣伝ポスター、のぼり旗の製作、構成市町村のゆるキャラを活用したシールの作成、自治体PRチラシの作成などを計画しております。また、市町村ごとに歴史観光コーナーを設置することや、統一記事による市町村広報紙への記事の連載、過去の大河ドラマ資料を活用した展示会など、多くの議論が交わされております。

上野廣議員さんにおかれましては、個人として推進協議会幹事のメンバーとしてご出席いただいておりますことに改めて感謝を申し上げますとともに、活発な協議内容についてはご承知のことと存じます。事務局を仰せつかっております滑川町としては、引き続き委員皆様の活発なご意見を集約し、早期に具体的な事業へと進めてまいりたいと考えております。

なお、協議会の予算につきましては、構成市町村による負担金を基に埼玉県ふるさと創造資金を活用する計画であり、現在はこの交付決定を待っている状況でございます。

続いて、滑川町単独事業についてでございます。こちらにつきましては、冒頭申し上げましたとおり昨日の一般質問の中でお話をさせていただきました。重複いたしますので、この場では短く切り詰めて答弁をさせていただきます。町単独の事業としては、誘客はもとより、本町における歴史遺産を未来に向けて伝承する取組と、農業振興を掛け合わせた事業を計画しております。具体的な事業としましては、昨日も申し上げましたが、森林公園駅北口に大河ドラマに関連した誘客宣伝の看板を設置すること、大字和泉の三門館跡地周辺に史実を記載した案内看板を設置すること、本町における歴史を未来に向け永く伝承するために紙芝居を制作、頒布、活用すること、併せて農産物の振興に寄与すること、これらを中心に事業を実施する計画でございます。既に関連する課局との調整を進めており、9月定例議会での補正予算による予算計上を予定しております。こちらにつきましても、埼玉県によるふるさと創造資金による補助金を活用する計画でございます。

大河ドラマは、通常年明けの1月から新たな放映に入ります。スケジュール的には、正直申し上げ大変厳しい状況ではございますが、この機を逃すことなく、本町の魅力を内外に向け広く発信したいと考えております。今後も引き続き、格段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○10番（上野 廣議員） 丁寧なご答弁ありがとうございます。それでは、最初の質問の再質問をいたします。

ゼロカーボンシティ宣言については大変前向きなご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。先日の5月27日の朝日新聞に「温室効果ガス2050年ゼロ、法律に明記」という見出しで、地球温暖化対策推進法の改正案が衆院本会議で全会一致で可決され、成立したということでございます。改正法では、再エネの導入を促すため、都道府県や中核市以上の自治体に導入目標の設定を義務づけるということでございます。太陽光パネルを設置する際に、環境や景観を損なうとして住民が反対する地域も目立っております。改正法では、市町村が住民の意見を聞いた上で、再エネの促進区域を設定して参入を促すということでございます。認定を受けた計画は、各所にまたがる行政手続が一括にできるなどの利点があるといえます。また、企業が国に提出している事業所ごとの温室効果ガスの排出データを広く公表し、企業の排出削減を促していく。これまでは、情報公開制度による開示請求があった場合のみ公表したということでございます。

滑川町において、再エネ促進区域などの検討や、滑川町における温室効果ガス発生状況の検討などがこれから重要な課題になってくると思いますので、国の動きを注視し、滑川町のカーボンニュートラルの達成に向けて検討していただきたいと思います。これは要望でございますので、答弁は結構でございます。

カーボンニュートラルというのは、車や工場などからの炭酸ガスの排出量と吸収量、炭素の固定が同量になる、そして実質ゼロになるということございまして、車は中国、ヨーロッパなどでプラグインハイブリッドだとか電気自動車などが加速しております。重要なのは電池でございまして、トヨタが村田製作所と共同で開発に成功いたしました固体電池が、これから大量生産ができるようになりそうでございます。10年後、20年後には、炭酸ガスの排出量も減少すると予想されます。

一方、植物や藻類は炭酸ガスを吸収して、それを糖類などにして酸素を排出し、光合成をしているわけでございまして、2050年カーボンニュートラルの動きは、農林水産業にはある意味ではまたとない追い風になるのではないかなというふうに私は感じております。私が生まれた昭和22年頃は、農業を中心とした時代でございまして、間違いなくカーボンニュートラルな時代であったのではないかなと思います。

2020年1月に農林省が示した革新的環境イノベーション戦略の中で、農地や森林、海洋による炭酸ガス吸収量というのは年間119億トンとなっております。さらに吸収量を増加させるために、技術開発として海藻類の増養殖技術とかバイオ炭、これ炭素の貯留ですけれども、を農地に投入や早成樹、早く成長する木、そうしたものの開発などが挙げられています。

滑川町でできる技術としては、昔からやっておりますバイオ炭の活用があると思います。バイオ炭というのは、木とか竹、剪定枝、もみ殻などを燃やさないで、竹炭、木炭、もみ殻炭、要するに炭にしてしまうということございまして、土壌改良や水質の向上、放射能の除去、環境浄化にも効果がありまして、エネルギーにも活用できるということで、古い技術ですが、農林省の革新的環境イノベーション戦略のうちの一つに挙げられております。

この件については、産業振興課長に農水省の動きについてご意見を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、お願ひします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

上野議員さんのおっしゃるように、バイオ炭の農地の投入に関しては、大変有意義なものだというふうにご存じます。先ほど議員さんがお話ししたように、バイオ炭とは生物資源を材料とした生物の活性化及び環境改善に効果のある炭化物のことを指してご存じます。近年、国際的に認められるようになったものと聞いております。身近なものとして、滑川町では一番、古くからの話になりますけれども、もみ殻炭がこれに該当すると思ひます。こちらの材料も農地のほうへ投入し、土壌改良材としてかなり古くから用いられてきました。CO₂削減に有用な資材とご存じます。ただ、この中でもみ殻炭は、CO₂の削減のほうがかなり微々たるものになってきますので、今後の課題になりますけれども、大量生産、そして大量消費、これをしないとちょっとCO₂が難しいのかなというふうにご存じます。その辺あたりは、今後検討課題としてご存じます。

今後、有用な政策の中で、その辺もご存じていきたいというふうにご存じますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○10番（上野 廣議員） ありがとうございます。炭酸ガスを吸収する農業の振興とか、森林公園やゴルフ場などの山林の管理、その他緑を多くする活動など、これからいろんな課題が出てくると思ひますけれども、よろしくお願ひ申し上げまして、1つ目の質問を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは、2つ目の質問について再質問させていただきます。本当に詳しいご答弁ありがとうございました。滑川町における単独での大河ドラマに対する施策についてご存じますが、一つ比企遠宗の館跡について、その確認方法をどのように、今はもうここからここまでが比企遠宗の館跡があったところだということは確認できているのかどうか、教えていただきたいと思ひます。多分齋藤姉妹の方だとか、あるいは分家の齋藤家の方だとか、そういった人がよく知っていただいて、それを既に町のほうでは把握して、ここからここまでが館跡だということはもう確認しているのか、よろしくお願ひします。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、お願ひします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野廣議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

和泉にありました館跡の確認ということでご質問をいただきました。過日、推進協の幹事をしております総務政策課のメンバー及び関係する課局合同で、教育委員会文化財担当の案内の下、現地のほうを確認させていただきました。確かにこの辺に館跡があったのだなというようなところは確認できるのですが、実際その範囲がどこまで広がっていたのかという正確なところまでは、まだ確認はしておりません。お堀のような跡が延々と続いているという状況でございます。また、かなり山奥のほうに入っていくと、この跡のほうは確認できないということがございます。

町の事業でお話しさせていただきました館跡周辺の看板につきましては、ピンポイントで指定するという事は、かなり困難ではないかというふう到现在考えているところです。グラデーションを設けながら、この一帯にというような形のご案内というふう到现在考えているところでございますので、ご了解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○10番（上野 廣議員） ありがとうございます。幹事の仲間とも、ここら辺にあったのではないかと行くのですが、はっきりした目印がないもので、非常に困っていたところございまして、では発掘するところまでやらなくても済みそうなのですか、そこら辺。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野廣議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

発掘調査につきましては、お話ししました周辺を文化財担当と回ったときのお話では、この一帯については歴史的な裏づけというものが無いというお話を聞いております。これについては、あくまでも伝承、口頭で伝わっているものなので、文化財的な価値については非常に未確定であるというようなお話も伺っておりますので、改めて発掘調査等をする計画も現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○10番（上野 廣議員） ありがとうございます。幹事の人たちとも行ったときに、ここら辺は昔何かあってもおかしくないような雰囲気だなというようなところだと思うのですが、そこをある程度ここら辺の範囲という形で囲うということでございますね、はい、分かりました。ありがとうございます。

それから、あとその周りには泉福寺があり、そして関東の二ノ宮と言われている伊古神社もあって、いろいろありますけれども、そこら辺を見て回るようなコースなんていうことは今考えているかどうか、お聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野廣議員さんのご質問にご答弁をさせていただきます。

和泉の館跡を中心とした散策コースでございますけれども、現在のところそういった計画のほうは考えておりません。今事務局のほうで考えておりますのが、推進協議会につきましては、全体会のところで了解をいただいた事業を推進するというもの、町については、やはりこれまたふるさと創造資金、補助金を使った事業でございますので、まず補助金関係の事業を優先的に進めさせていただくということを第一に考えております。その進捗状況によっては、他の事業についても事業を実施できるものについては取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、補助金事業を優先で進めているということをご了解いただければとは存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○10番（上野 廣議員） ありがとうございます。

それから、あと答弁にもありましたとおり、広報を使うことは大変大事だと思います。特に滑川町の場合は、比企の禅尼、尼さんが住んでいたということは、町民のほとんどの方は知らないと思うのです。私も斎藤家の末裔の斎藤姉妹が「比企遠宗の館跡」という本を発行してくれなかったら、比企一族について身近にも感じられなかったとは思いますが。なので、推進協議会で各市町村に出す前に、推進協議会だったら滑川町だけではなくて、いろんな町のことも入れて広報に載せるやつですよ、それ以外に、滑川町民に対して分かりやすく歴史的な背景を入れたような町民向けの情報、「比企遠宗の館跡」という本の分かりやすい簡単な要約内容を、そんなものをできるだけ早く町民に知らせてやったらどうなのかなと思うのです。なぜかというと、推進協議会での1ページに1市7町1村の共通内容となると、滑川町のスペースだって1ページの8分の1ぐらいですから、だからほとんどないので、町民に分かりやすい説明ができないような気がいたします。

また、各市町村で比企一族に対する関わり方が違うのです。小川町では比企が滅びたずっと後ですから、それで嵐山町なんていうのは鎌倉、頼朝が政権を取った頃からですから、畠山重忠のいろんな話は、そういうことでなかなか理解しにくいので、滑川町は比企禅尼がいて、それで頼朝が小さい頃ですから平安末期から、まだ鎌倉幕府ができる前までの話ということが滑川町は非常に関係していたということです。滑川町の谷津田米を送ってやって、多分送ったときに、もう比企の禅尼は向こうに行っていたのではないかなと思うのです。向こうで、頼朝と一緒に育てたような感じではないかなと。だから、比企遠宗が生きていればこっちにいたし、比企遠宗の子どもなんかいたのかもしれないし、そこら辺のところはよく分からないのですけれども、そういうようなことを想像でもいいですから、分かりやすく書けるようにしていただくと、それとあとそれがいかにすごいことだったかということは、やっぱりそういった比企一族の頼朝に対する物心両面のものがなかったら、鎌倉幕府はできなかったのです。

鎌倉幕府というのは、それから江戸時代までの675年の武家政治の礎をつくったということなのです。これはすごいことだと思うのです、日本にとって。そういったことを、それをつくったのが滑川町の和泉の今は斎藤家になっていますけれども、比企一族だから。比企能員だって、こっちにいたのはほとんどいなかったかもしれないのです。向こうに行ってしまうていたかもしれないです。ですから、そこら辺のところがあるのですけれども、そこら辺はよく分かりやすく説明できないかなど、想像でもいいから。それで、ドラマは三谷幸喜が「武蔵野燃ゆ」というこの本をベースにつくっているということになると、多分頼朝の幼少期の撮影は向こうかもしれないのです。伊豆のほうかもしれないです。ですから、そういうことが私はちょっと分からないのですけれども、そこら辺は。だけれども、滑川町の町民によく分かるように、いかに滑川町の和泉で比企尼さんが住んでいたのだけれども、それで家族を連れて行ったのです、向こうへ。そして、向こうで頼朝と一緒に育て上げたということだと思うのです、多分。ですから、三谷幸喜さんがそこら辺の脚本を書いているはずなのですけれども、それがどういうのかというのはよく分からないのですが、多分この本がベースだと思います。これは、畠山重忠がかなり中心になってしまっていますけれども、ですからそこら辺のところをどうしたらいいものか、町長ご意見がありましたらお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 吉田町長、お願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、上野議員さんの質問に答弁を申し上げます。

この「鎌倉殿の13人」、これ大河ドラマ化されて、本当に私はこんなチャンスはないというふうに思いまして、何としてもこれを町おこしにしたいという気持ちで今はいっぱいでございます。そして、今上野さんから言われたとおり、比企遠宗、比企尼の館跡、これが和泉の斎藤家に800年にわたって口伝で伝わっているわけでございます。昔、頼朝が伊豆の蛭ヶ小島に流罪で流されている間、あそこで作った米やいろんな物資を遠宗と比企尼で伊豆まで送り届けていろいろ支援をしたと、そして頼朝が旗揚げができた、やっぱりその一大功労は比企氏だというふうに思います。当然私も、能員やなんかはこっちに住んでいたとは思っていません。当然向こうの鎌倉のほうに住んでいたというふうに思うわけでございますが、この口伝、伝承はなかなか町民も知らない人が多いというふうに思っております。それは、やっぱり比企一族は北条との戦いで一番初めに敗れたほうでございますから、敗れたほうは歴史からどんどん消されていくという状況にあるわけでございますから、そうした資料もほとんどない、そして斎藤家に800年にわたって口伝で伝わってきたということだというふうに思います。

そして館跡についても、空堀と申しましょうか、そういう形態は今でもあるわけでございますが、どこの地域が館跡だったと、この地域がこうなのだということがなかなか確定はできないという状況でございますし、そうした面、この間事務局でも現地を調査いただきましたので、これは地域の和泉の皆さんといろいろ相談をしながら、できればやっぱり私も館跡周辺の整備をしたいというふ

うに考えておりますので、大変今ぼや地になっているというような状況だそうですから、そうしたものを刈り払いをしたりして、地域の皆さんの理解を得ながらある程度整備をできればいいというふうに考えております。行く行くは、地権者からそうしたいわゆる土地も売っていただいて、できれば公園化をした整備も行く行くは考えているというふうに、いろいろ考えております。

現状はそうしたことで、非常に今時間がもうなくなってしまって、私も時間が足りないというふうに思っているのですが、これはやっぱり町民や皆さんに宣伝をしていく、大河ドラマが来年始まりますので、町民にまだそうした、先ほど申し上げたとおり内容をよく知っている方が少ないという状況ですから、何としてもその宣伝をしなければならない。それには、もう時間が足りないというところでございますから、広報の7月号からずっと12月いっぱい、全て1ページを各市町村全部借り上げていただいて、1ページにその大河ドラマの宣伝をしようというようなことも考えておりますし、何としても町民の皆さんに広く知ってもらうように宣伝をしていきたいと、そして協議会のほうでも比企の三姫ですとか、いろんなイラストも作っておりますから、そうしたものもやっぱり町民の皆さんに配布をして宣伝してもらいたい。あらゆる手を尽くして、町民の皆さんに知っていただくような手だてをしてまいりたいというふうに考えております。

そうしたことで千載一遇のチャンスでございますから、何としてもこれを町おこしに利用したい、そして駅前には私が考えているのは、比企尼の大きな立て看板でも作りたいというふうに思っています。そして、キャッチフレーズはどうにするか、比企尼のふるさと滑川町へようこそとか、いろいろキャッチフレーズはあると思うのですが、でかいものをやっぱり立てないと愚につかないというふうに思いますので、取りあえず大きな比企尼の看板上げて誘客、そうしたものをやっていきたいと。まだこれは、町の方向性はこれからいろいろ検討してまいりますけれども、また皆さんに知恵を借りながら、いろいろそうしたものをやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。何としても、しっかり町おこしをやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○10番（上野 廣議員） ありがとうございます。本当にやっぱりこれは、滑川町の誇りにしたいです。滑川町に住んでよかったというのは、やっぱりこういう歴史のある町に住んでよかったという気持ちを町民の皆様がみんな持っていただくと非常に滑川町にとって、今後の滑川にもいいことかなと思いますので、時間も予算もない中でやらなくてはいけないのですけれども、大変でしょうけれども、ぜひ協力し合って頑張っていければと思います。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で上野廣議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日3日は休会とし、午前10時から議場において全員協議会を開きます。

◎散会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 1時45分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和3年第228回滑川町議会定例会

令和3年6月7日（月曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

- 1 議案第53号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 2 議案第54号 滑川町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第55号 滑川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第56号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第57号 滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第58号 滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第59号 滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第60号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第61号 滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第62号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について
- 11 議案第63号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 12 議案第64号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 13 議案第65号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
- 14 議案第66号 町道路線の廃止について
- 15 議案第67号 町道路線の認定について
- 16 請願第1号 認知症の人と共生を目指す街づくりに関する請願書

17 請願第 2号 日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出をもとめる請願書

18 閉会中の所管事務調査の申し出について

19 閉会中の継続調査の申し出について

日程の追加

20 議案第68号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定について

21 発議第 1号 認知症の人と共生を目指す街づくりに関する意見書（案）の提出について

22 発議第 2号 日本政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう求める意見書（案）の提出について

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
9番	北	堀	一	廣	議員	10番	上	野		廣	議員
11番	菅	間	孝	夫	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇							
副町	長	柳	克	実							
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	長	木	村	俊	彦	
会	計	課	長								
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭		
健	康	福	祉	課	長	木	村	晴	彦		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稲	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
水	道	課	長	會	澤	孝	之				

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	德
書				記		田	島	百	華
録				音		上	野		聡

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） おはようございます。議員各位には、第228回滑川町議会定例会第7日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、議案第53号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第53号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例につきましては、新たな条例の制定でございます。提案理由で申し上げましたとおり、公職選挙法の改正により町村長及び町村議会選挙で従来公営負担、公費負担のことでございますが、が認められていなかった選挙運動用自動車、選挙ビラ、選挙運動用ポスターの公営負担ができるようになったため、それぞれ規定を整備するものでございます。

それでは、条文を御覧いただきたいと思います。条文につきましては、全12条から成ります。

第1条につきましては本条例の趣旨を、第2条から第5条にかけては選挙運動用自動車の使用について、公営負担に関する規定を設けました。

第6条から第8条にかけては、選挙運動用ビラについて公営負担に関する規定を設け、また第9条から第11条にかけては、選挙運動用ポスターについて公営負担を規定するものでございます。

第12条につきましては、委任に関する規定でございます。

なお、公職選挙法が改正されました目的は、選挙運動における立候補者の環境改善を図るためとされております。

施行は公布の日からとなります。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第53号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は、答弁を含み30分とします。質問形式は、対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしくお願いいたします。

本条例案についてお伺いしたいというふうに思います。公職選挙法の改定が前提となっているというようなことでありますけれども、この条例案には供託金制度の導入については記載されていません。この供託金制度の導入について、この条例とセットというような形で出されているというふうに思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にございました供託金の制度につきましては、公職選挙法のほうで規定をされている内容でございます。ご承知のとおり、従来町村関係につきましては、町村長選については供託金50万円、町村議会については供託金がなかったわけでございますが、公職選挙法の改正により、新たに町村議会については15万円の供託金のほうが生じるというような改正となっております。

提案理由のほうでも申し上げましたとおり、本条例につきましては立候補者の処遇改善、環境改善といったところが主なものとして、今回この改正が行われております。したがって、この改正によりまして立候補者の受ける不利益等については、基本的には生じないものというふうに考えておりますので、ご了解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 不利益がないと今おっしゃっておりますけれども、立候補するに当たって、

実際供託金15万円を納めなければいけないと、そういうふうになります。一定程度の票が取れなければ、有効投票数の1割以上取れなければ没収されるという、そういったリスクをしょうわけです。それが今までなかったわけですけれども、今までは供託金制度がないですから、そういった意味では15万円を用意しなくても立候補ができたわけですけれども、その辺について不利益と感じないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

供託物の没収点というものがございまして、こちらについてご説明をさせていただきます。町村長の選挙につきましては、有効得票数割る10、これが没収点でございまして。町村議会選挙におきましては、有効得票数割る議員定数割る10、こちらが没収点でございまして。単純に分かりやすくということで、仮に有効得票数が1万あって議員の定数が10だとしますと、その割る10ということになりますので、没収点につきましては100票というようなことになります。

したがって、今回のこの供託金の導入につきましては、選挙の立候補に影響を与えるものではないというふうに考えておりますので、ご承知おきをいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 確かにそういったような15万円が用意できれば、何とかクリアできるかなというふうなお話だと思うのですが、基本的にこの15万円を用意できるかどうかというのは、要するにそういった財産を持っていないとできないという話になるわけです。

今、議員のなり手不足、特に町村議員については深刻になっているわけですが、その中でも女性とか若者などの立候補がなかなかできない、なり手がいないという状況になっているわけですが、そういったようなことを考えると、今でさえ収入減で大変な非正規労働の方などが多くなっている、特に女性についてはそういったような条件がますます狭まっている状況だと思うのです。そういう中で、この供託金制度というのは、いかがなものかというふうに思うのです。

日本の供託金制度は、他国と比べて非常に金額も高いと、ほとんどの多くの国々が供託金制度を持っていないか、またあったとしても、国会議員でも数万円というふうなところが多いわけです。そういったようなことを比べると、非常にこの供託金制度そのものが憲法で保障された法の下の平等に反すると、要するにお金がないと被選挙権がないというふうなことになってしまうわけですから、その辺が今問われるのかなと。特にこの町村議会においては、大きなハードルになりかねないというふうに思うのです。

これまでも、そういったようなことで非常に重大な供託金制度の導入は、今後の町村議会の選挙制度にとって大きなものになるというふうに思います。確かに今回の制度で、様々な選挙のお金に

については公的制度が認められるというようなことは一定前進だし、先ほど課長もおっしゃられるように、処遇改善につながるというふうに思います。しかし、それとこの供託金制度をセットにするという問題です。なぜセットにしなければならないのか。今までも、選挙はがきなどの郵送代や、また公営掲示板や公報などは、公的な制度として認められてやってきたわけです。それを広げるといふ点では別に問題ないというふうに思うわけです。それが、なぜこの供託金制度とセットで持ち上がってしまったのかということが、やはり大きな疑念になるというふうに思います。ぜひこういったような問題について、私はこの議案そのものには賛成しますけれども、この国の供託金制度、公職選挙法の問題については、強く反対をしていきたいというふうに思っております。

ぜひこの辺の、この間言われてきております候補者の立候補自体を制限するというようなことについて、一定例えば泡沫の制限だとか様々なそういった、要するに当選することを目指さないような立候補はやめるべきだみたいな議論もあるわけなのですけれども、そんなことを理由にしてこの供託金制度が導入される、その意味があまりにもちょっと希薄だというふうに思います。それよりも、憲法で保障された被選挙権、これも平等の原則で行われるべきだというふうに思いますけれども、改めてその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のございました、今回の法改正と供託金の関係がセットで出されているといったようなご質問でございます。これに関しては、素直に私もそういうふうに感じております。しかしながら、これにつきましてはご発言にもありましたように、上位法のほうで規定をされている部分でございますので、町として対応することはできないということをまずご理解いただければと存じます。

その上で、今回のこの問題につきましては、町としても今後の立候補者の環境、これをやはり注目していく必要があるというふうに感じております。そういった面では、この法改正による公営負担がどのように選挙に影響してくるのかというのを今後の選挙の中で注目をして、反省なり方針なりというのを改めてまた国、県のほうにお話をできればしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） この間この問題については、町村議長会などでも、要するに都道府県議会議長会ですけれども、供託金は女性や若者にとって大きなハードルになるというような報告もされているのです。そういった意味で、やはりこの日本の供託金制度そのものが、いろいろ今パートナーシップなどとか、本当に若者の声を議会に反映させるだとかいうようなことができないような状況が、この制度によっても生まれているというふうに思います。そういったようなのを改善すると

というようなことを強く求めることを、町としてもお願いしたいというふうに思います。

また、やはり議会議員というのは、特にこの町の議員は、住民にとって最も身近な政治家だというふうに思います。それぞれの議員が住民の意思と離れたり、別な思惑からそれらの役割を果たさないということであれば、当然選挙で洗礼を受けるということになるわけで、議員になる資格というのは、あくまでも選挙民の判断だというふうに思うわけです。そういったようなことを前提に、今後この選挙制度そのものについても、町としても検討いただきたいというふうに思います。その辺についてちょっとお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の3つの選挙に係る費用の公営負担に関しましては、阿部議員さんの質問にもありましており令和元年、全国町村議長会のほうで、国のほうにやはり要望を出しているものになります。この要望の中に、供託金制度の導入というものもやはり含まれておったということがございます。したがって、法の改正につきましては、そういった要望のほうを勘案しながら今回改正されたものではないかというふうに感じているところでございます。

いずれにしても、今回大きな改正になります。これがどのような形で地方の選挙に影響してくるのかといったところは、しっかり見極めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） この国の制度について、今後やはりいろんな意味で投票率が低下するかどうか、議会への、政治への信頼が薄れるとかいうような様々な現象があります。そういったようなことをやはり教育からも考えなければいけないし、また町民全体、住民の皆さんに本当に身近な議会として、その役割を果たせるようにしなければいけないというふうに思うわけです。私も議員の一人として務めながら、そういったようなことを町にも要望していきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてということなのですが、先ほど阿部さんも質問されていたとおり、今回新たに導入された供託金の記載はなかったりですか、自動車、ビラ、ポスターに関することだけに限定した条例なのかなと

いうふうに思います。

選挙を経験してここにいる私たち議員にとって、比較的直接関係のある条例になってくるのですが、条例のつくり方として、選挙に関する取決めのうちの自動車とビラとポスターだけを抜き出して、選挙に関する条例というところがあるというのが非常に分かりにくいなと思います。なぜなら、選挙に関して幾つか確認しなければいけない条例や法律等、決まり事が、これについてはこれ、これについてはこれというふうに、ただただ数が増えてくるというのは、確認不足が生じてしまう可能性もありますし、ちょっと分かりにくいつくりだなというのを強く感じます。

それで、この条例の制定に至った経緯についてなのですが、公職選挙法の一部が改正されたことに伴いということなのですが、公職選挙法の一部が改正されて、そして自動車とビラとポスター、これについてだけを抜き出して町で条例をつくらなければいけないというのは、どのような経緯からなのでしょう。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の条例につきましては、公職選挙法により改正されました公営に関する部分のみ、この条例で規定をさせていただいております。したがって、供託金あるいは従来からありましたはがき等につきましては、新たというよりも公職選挙法のほうで改定をしている部分でございます。あくまでも、この条例は町が公費の負担をする部分ということで抜き出しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員。

○5番（上野葉月議員） では、ここに載っている、いわゆる選挙カー、車、ビラ、ポスターに関しては、選挙の際に町が支出する。そして、供託金とはがきに関しては、金額の扱いに関して町が関与するものではないということよろしいですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

お話のとおり、今般の3つの選挙に係る公営負担でございますけれども、これにつきましては、使用される方につきましては契約書あるいは領収書等、しっかりした書類を整備していただければ、町のほうで公営負担の対象となるといったものでございます。

供託金につきましては、先ほども申し上げましたけれども、公職選挙法によるものでございます

ので、町のほうでお預かりいたしたとしても、先ほど言いました没収点を上回った場合については全額返還されるということになりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員。

○5番（上野葉月議員） では、お金の入り先と支出していただく先に関連して質問なのですけれども、仮に供託金が没収された場合に、行く先というのは町ではないということで、どちらに行くのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁。

〔「暫時」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時26分）

再 開 （午前10時27分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

供託金が没収された場合の納入先というか、受け取る先につきましては、ちょっと今資料がありませんので、後ほど調べまして報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。お金を誰が支出するかというところで、法律や条例のすみ分けというのがされていて、このように細分化された条例になってしまったということで理解しました。

今回の改正で、選挙運動用ビラが今まで町村の議員は作成できなかったのですけれども、そこが作成できるというのは本当にすごくいいことだと思っております。なので、この条例に反対するものではないのですけれども、ちょっと選挙を実際に取り組む側として、条文、法律が細分化してしまうと非常に分かりにくいというのが、この条例を拝見した感想です。そのところは上位法の規定とかがあると思いますので、ちょっとどうにもならないところかもしれないのですけれども、それは実施するに当たって説明等を十分にさせていただくしかないのかなと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、先ほどの上野葉月議員さんのご質問にございました、供託金を没収されたときの入り先の関係で答弁させていただきます。

こちらにつきましては、国政選挙の場合は国庫に、地方選挙の場合はそれぞれの地方自治体に帰属するというふうに規定されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。今の答弁を聞くと、お金の入り繰りですみ分けているというのも、またちょっと複雑になってくるのかなと思うのですが、概要は分かりました。ありがとうございます。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、議案第54号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第54号 滑川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、滑川町職員のサービスの宣誓に関する条例に基づき任命権者に提出している宣誓書について、署名押印を不要とすること等に関し、所定の規定の整備を図るため、滑川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条の第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元でございます改め文及び新旧対照表を御覧ください。第2条に規定しております職員のサービスの宣誓に関して、署名押印の廃止に伴う条文の改正を行うとともに、文言の整理も併せて行わせております。

改正前後の別記様式につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

なお、施行は公布の日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第54号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 滑川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員でございます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、議案第55号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第55号 滑川町固定資産評価審査委員会条例の一

部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、固定資産の価格に係る不服審査の手続について、審査申出書等への署名押印を不要とすること等に関し、所要の規定の整備を図るため、滑川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元でございます改め文及び新旧対照表を御覧ください。第2条、審査の申出に関しましては、今回の改正に合わせ不要な条文を削除するとともに、これによる項番ずれを修正しております。

第7条から第12条にかけての改正箇所につきましては、署名押印の廃止に伴う条例の改正を行うものでございます。

なお、本条例の様式につきましては別の規定で定めておりますので、ご承認をいただいた後、規定の改定も行わせていただきます。

なお、施行は公布の日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第55号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 滑川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、議案第56号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第56号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、一部改正の内容につきましてご説明をさせていただきます。添付の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。初めに、基本方針、第2条第5項に指定居宅介護支援事業者に対して、利用者の人権の擁護、虐待の防止のための体制整備と研修会の実施を求めること。また、第6項には介護保険等関連情報の有効利用を追加させていただきます。

次に、第6条第2項の下線部分においては、ケアマネジメントの公正、中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける各種介護サービスの割合、同一業者によって提供されたものの割合についても説明、理解を得なければならないという一文を追加しております。

次のページ、2ページになりますが、第15条第9号の下線部分においては、新型コロナウイルス感染症の観点から、介護サービスに必要な会議においてテレビ電話等ICTを活用しての実施を追加するものです。

下段、第18号の3の追加については、訪問介護において規定回数を超える訪問サービスに対して、妥当性の検討及び理由書の提出を求めることを追加するものでございます。

次に、3ページ、運営規定、第20条第6号に、虐待の防止のための措置に関する事項を追加します。

続いて、勤務体制の確保、第21条第4項の追加については、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策の強化を求めるものでございます。

次の業務継続計画の策定等、第21条の2の追加については、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけるものでございます。

次の感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、第23条の2の追加については、介護サービス事業者に感染症の発生及び蔓延防止の取組の徹底を求めることとし、検討委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練を義務づけるものでございます。

続いて、次のページ、4ページ、揭示、第24条の2の追加については、利用者の利便性向上、介

介護サービス事業者の負担軽減を目的として、運営規程等の重要事項の揭示は、揭示に代えて閲覧可能な形でファイル等を備えておくことを可能にするものでございます。

次に、虐待の防止、第29条の2の追加については、障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、介護サービス事業者を対象に利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけるものでございます。

次に、第5章、雑則については、文書負担軽減や手続の効率化により、介護現場の業務負担軽減を図るための改正となります。利用者等への説明、同意また諸記録の保存、交付等においては、書面に代えて電磁的な対応を原則求める規定となります。

最後に、附則についてでございますが、第1条で、この条例の施行期日は公布の日から施行し、令和3年4月1日からの適用といたします。なお、第15条第18号の3は、同年10月1日からの適用です。

また、経過措置として、第2条、虐待の防止、第3条、業務継続計画の策定及び第4条、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置は、それぞれ令和6年3月31日までの経過措置期間を設けてございます。

以上で議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく願います。

今条例の改定なのですけれども、この56、57号から4つ、こういったような介護関係の改定が行われるというふうに思います。

まず、この56号のところでは幾つかお聞きしたいのですけれども、事業者の研修だとか訓練だとか、様々な計画をつくれとかいうようなことが求められるわけなのですけれども、これについての、要するにこれはどのように保障するのか、費用の保障面です。その辺についてはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

先ほどこういった条例の改正に合わせまして、費用の負担等どのようになっているとかの質問がございました。今回の改正に伴いまして、国では0.7%の報酬負担の上乗せをするということで、4月1日からの適用ということで話が来てございます。そのうち0.05%については、コロナ対策に

使う目的としての費用を賄うということで来ております。しかしながら、事業所の現場では今回のコロナ禍の中、このような日々感染症対策に努めていただきまして、感染者またはクラスターを出さないために、大変な努力をしていただいております。

そういったことで、行政におきましてもこういった事業所を手助けする目的といたしまして、マスクの配布、また消毒液の配布、また使い捨て手袋の配布等を県と協力して行ってございます。これからも現場の声を聞きながら、こういった対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ぜひ町の支援もお願いしたいなというふうに思うのです。こういったような、今のコロナの感染症の対策とか虐待対策など、また災害の問題などにしても非常に重要な課題だし、やらなければいけないというふうに思うのですけれども、あまりにも0.7%の報酬の引上げというのは、今でさえ介護報酬が低過ぎると。要するに、人件費に充てられないというような状況になっているわけなので、介護離職が非常に多いわけですから、そういったような面をいかにしてバックアップしていくかというのは、非常に行政としても大変な仕事なのではないかなというふうに思うのです。介護事業者は、やはり今のこのコロナ禍の中で、クラスターを出さないようにどうしたらいいのかということには本当に大変な思いをなさっているし、そこで働く方々もそうだというふうに思うのです。そういったようなことを、本来であれば介護報酬をもっと大きく引き上げて、またこういったようなそれぞれの施策に対する費用の補填が必要なのだというふうに思うのです。

特に前からもお話ししてはいますが、PCR検査などを介護事業所ができるような対策をしっかりやるということが、最も重要な対策なのではないかなというふうに思うのです。そういったようなことを全部事業者や、その働いている方に押しつけてしまうような今回の条例の改正というふうな形になってしまっているということ、非常に残念だというふうに思うのです。

その辺は、先ほど課長さんのお話があったように、今後また町としての支援をしながら、現状を見ながらというふうなお話です。ぜひまたそういったようなことで頑張って、この介護の事業者や、本当に介護はどうしても必要な体制ですので、町としても引き続き十分な支援を行っていただきたいということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第57号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

木村健康福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、議案第57号 滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴い、滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。改正の主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、近年相次いでおります各種災害を受けて、全ての介護サービス事業者に感染症への取組を義務づけるなどの対策を強化するものと、介護人材不足を背景に人員基準や運営基準を緩和するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。初めに、1ページを御覧いただきたいと思っておりますが、改正後の目次でございます。こちらの第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスから、ページ飛びまして3ページの第9章、看護小規模多機能型居宅介護サービスまでの各種サービスが掲載されております。それぞれのサービスごとに、改正箇所につきましては重複しているところが多うございます。さらに、各種サービスのうち、第3章、第4章、第7章、第8章及び第9章につきましては、滑川町内の介護サービス事業所において実施していないサービスでございますので、その部分については説明を割愛させていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願い申し上げます。

順次、説明させていただきます。初めに、5ページを御覧いただきたいと思います。ここから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに関する改正でございます。32条第5項につきましては、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切な対応を求めるものでございます。

次に、その下の第32条の2につきましては、業務継続計画の策定等といたしまして、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務づけるものでございます。

次に、6ページを御覧いただきたいと思います。衛生管理等といたしまして、第33条第3項につきまして、運営基準において実施が求められている各種会議等について、感染防止の観点からテレビ電話等を活用しての実施を認めるものでございます。

次に、その下の第34条につきましては、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所に閲覧可能なファイル形式で備え置くこと等を可能にするものでございます。

次に、7ページを御覧いただきたいと思います。第40条の2につきましては、虐待の防止といたしまして、障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、担当者を定めること等を義務づけるものでございます。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと思います。ここからは、地域密着型通所介護サービスに関する改正でございます。初めに、59条の13第3項につきましては、勤務体制の確保等といたしまして、認知症についての理解の下、介護サービス事業者に介護に直接携わる職員のうち、医療、福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけるものでございます。

次に、その下の59条に15第2項につきましては、非常災害対策といたしまして、災害への対応においては地域との連携が不可欠であることを踏まえ、介護サービス事業者を対象に、避難訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするものでございます。

少し飛びますが、25ページを御覧いただきたいと思います。ここからは、小規模多機能型居宅介護サービスに関する改正でございます。第101条につきましては、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合には、人員、設備等の基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合、報酬減算を一定の期間に限り行わないこととすることを踏まえて、登録定員及び利用定員を超えることを認めるものでございます。

27ページを御覧いただきたいと思います。ここからは、認知症対応型共同生活介護サービスに関

する改正でございます。110条につきましては、従業者の員数といたしまして、28ページ下線部分につきましては、認知症グループホームにおいて1ユニットごとに夜勤1名以上の配置とされている職員体制について、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和するものでございます。

最後に、45ページを御覧いただきたいと思います。第10章、雑則といたしまして、第203条において、記録媒体として電磁的記録等の代替措置を可能とする規定を新設するものでございます。

以上が今回の改正の概要でございます。

なお、運営規程などにおける体制整備や指針の設置の義務化においては、令和6年3月31日までの努力義務規定としてございます。

以上で議案第57号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。なお、休憩後に質疑に入りますので、よろしくお願いたします。再開は11時15分とさせていただきます。よろしくお願いたします。

休 憩 （午前11時00分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いたします。

まず、この改正案の対照表の4ページにあるオペレーターの仕事についてお聞きしたいと思うのですが、オペレーターの資格要件について、3年以上という経験から1年以上というようなことになったようです。さらに、このオペレーターの方が様々な仕事にも就けると、巡回サービスなどについても、また随時訪問サービスなどについても、兼ねることができるというようなことになったようなのですが、そもそもこのオペレーターという仕事についてお聞きしたいのですが、よろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

今回の改正の内容の訪問系サービスに該当するオペレーターの配置基準の緩和につきましては、地域の実情に応じて既存の地域資源の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、訪問介護等についてオペレーターの設置を緩和することを可能とするものでございます。

なお、今回の本条例に関してオペレーターの緩和基準につきましては、管理者の配置基準の緩和、それと人員の配置の基準の見直しに伴う緩和、それと夜勤職員の体制に関する見直しの緩和となっております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ほかの職員についても、様々な人員不足だから緩和をするという話なのですけれども、今のこのコロナ禍の中で介護の現場について、課長さんどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

本条例の改正につきましては、厚生労働省令の基準の見直しに伴う3年に1度の改定と認識してございます。時期的には、このコロナ禍での改定ということで、非常に厳しい状況で介護サービス現場に従事している方につきましては、負担が増えるような条例改正になってしまっているような状況も、私も個人的には感じているところでございます。

原因といたしますには、介護人材不足というのが今までと同様、これが背景になっているということですが、人員不足に伴う、実際従事されている方は、負担が逆に増えてしまっているのかなというふうに感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 人員不足で介護事業者も、働いている方も大変な状況になっているにもかかわらず、またこういったような規制緩和が行われ、本当に現場が崩壊するのではないかなというふうに思うのです。

今課長さん、このオペレーターだけではなくて管理者についても、様々な夜勤の勤務体制についても緩和がというふうな形になっているということですが、そういったようなことによって、利用者の安全というのは本当に確保できるのかなというふうに思うのです。片方では、この条例の中では、1つは感染症対策とか虐待予防だとか、災害対策などについての様々な施策を講じろと言いながら、逆にこの規制緩和を行えと、全く逆の方向を一緒の法律の中で言っているわけですが、非常にこれ矛盾しているというふうに思うのです。この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

議員のご指摘のとおり今回の条例改正につきましては、大きく分けて2本立ての趣旨となつてご

ざいます。

1つ目が、先ほど申しましたとおり新型コロナウイルスの感染症の拡大防止、これに伴うサービス事業者の感染症への取組となってございます。もう一方で、先ほど申しましたとおり、介護人材不足を背景に、人員基準や運営基準を緩和しているという2本立てが別のメニューとして載っているように感じております。ですので、一方で感染拡大防止とうたいながら、実際は現場で働いている方への負担になってしまっているような、人員に対する緩和となっているというふうに感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） したがって、私も同様の感じ方を持って質問しているわけなのですが、こういったような介護現場をほとんど見ない、知らないでこういうのをつくっているのだろかなという感じはします。本当に今の介護の状況、また利用者の置かれた立場について少しでも分かっている方だったら、こんな法律改正はしないだろうというふうに思うのです。

ぜひこれは、私はこの条例については、そういった意味では反対するものでありますけれども、町が法改正によってせざるを得ないというような意味も分かりますが、しかし、本当にこの現場を考えると、何とか助けてあげないと、介護職員もそうですし、介護事業者もそうですし、また利用者にとってもとんでもない改悪になるというふうに思うのです。その点について、町が本当に丁寧に現場を見ながら、フォローしてあげてほしいなというふうに思います。

実際町では、様々な支援策をこの間取ってきていただいております。こういったものを今後も引き続き、様々な予算措置が必要になりますけれども、必要だというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

ご指摘のとおり、介護現場で働いている、従事されている方につきましては、非常に厳しい状況となっております。介護報酬の引上げが今回法律で上がっておりますが、さらに処遇改善計画等を見直しながら、より少しでも負担の減るような事業に取り組んでいただきたいと思います。

それにまして、先ほど岩附課長からも提案がありました、感染防止の用品につきましての配布については、引き続き実施してまいろうと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） あわせて介護事業所の現状について、やはり町もきちんと捉えていく必要があるかなというふうに思います。事業所を呼んでの会議など、また事業所への調査など行われて

いるのでしょうか。もし行われていないとすれば、今後の計画についてお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

各事業所と行政との対話の部分につきましては、積極的な家族への面会の奨励に基づきまして、年3回運営会議というのを開催してございます。それから、必要に応じて合同会議ということで、ご家族の方も出席して会議を開催しております、事業所とご家族、それと行政が連携できる場は設けているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 引き続き現場との連携を強めながら、本当に必要な対策を町としても講じていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

討論については、原案に反対者の発言からひとつお願いしたいと思いますが、

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 私は、本条例の改定案について、反対の立場で発言をいたしたいというふうに思います。

今コロナ禍の中で、医療者や介護者の負担が増加し、メンタルヘルスの問題で悩む方も増えているということです。クラスターが発生した場合の心配、また自分が感染する可能性など、本当に多くの事業所で困難が襲いかかっております。ある調査では、クラスターが発生した施設では3割もの職員が鬱症状にかかったということも結果が出ております。

このような介護現場での実態から今回の改正について考えると、コロナ禍以前から介護職員の低賃金や長時間労働が問題になっており、コロナ禍でさらにそれが加速しているにもかかわらず、ここにさらに事業所や職員への負担増を押しつけるというものになっているのではないかと危惧するものであります。職員、そして事業所への負担増は、利用者への安全面などについて考えざるを得ない、危惧をするということになると思います。

私は、今回のこの規制緩和について、これほど現場を無視した、また特にコロナ禍の中での介護の規制緩和ということで、これが人員不足だから行うということであれば、全く本末転倒だというふうに思います。今こそ介護報酬を大きく引き上げて、事業所や、また介護職員の皆さんが働く現

場を保障し、そして利用者の安全を確保する、これが国の務めではないかというふうに思うわけ
あります。にもかかわらず、わずかな介護報酬の引上げの中でこれを全部賄えというのは、あまり
にも酷ではないかというふうに思うわけです。

したがって、私は今回のこの条例の改定案については反対をするものであります。ぜひこの町か
らも、国に対して介護現場の実態を訴え、そして介護事業者や職員の待遇改善、そして利用者の安
全を求める、そういった声を上げていただくことをお願いして発言といたします。どうもありが
うございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第57号 滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（瀬上邦久議員） 起立多数です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第6、議案第58号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

木村健康福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、議案第58号 滑川町指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に
伴い、滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防
のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条
第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

介護予防支援とは、在宅の要支援1、2の方について、介護予防ケアマネジメントのことで要支

援者が各種介護予防サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターのケアマネジャー等がケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、事業者と連絡調整を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、こちらにつきましても、事業者に対して新型コロナウイルスの感染症対策の義務づけや利用者の権利擁護、また業務効率化の観点から、書面で行うものについて電磁的記録による対応を認めるものとなります。

説明に入らせていただきます。恐れ入りますが、議案第58号に添付してございます新旧対照表、1ページを御覧いただきたいと思っております。まず、基本方針といたしまして、第3条第5項におきまして、新たに虐待防止のための体制整備と研修の実施について、さらに第6項に介護保険法第118条の2第1項に規定します介護保険関連情報の有効利用の位置づけを新設するものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。第20条第6項になりますが、運営規程の中に、新たに虐待の防止のための規定の整備の義務化を新設するものでございます。

その下の第21条第4項につきましては、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に適切な対策を求めるものとするものでございます。

次に、第22条につきましては、業務継続計画の策定等といたしまして、非常時や災害時に早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定を義務化するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。第25条につきましては、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置といたしまして、指針の作成や研修実施の義務化を新設しております。

その下の第26条につきましては、利用者の利便性の向上や、介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について事業所での掲示だけでなく、閲覧可能な書面等で備え置くことを可能とするものでございます。

4ページを御覧願います。第32条につきましては、虐待の防止といたしまして、利用者の権利の擁護、虐待の防止等の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけるものでございます。

5ページを御覧願います。第36条第9号につきましては、運営基準において実施が求められているサービス担当者会議について、感染防止の観点からテレビ電話等を活用しての実施を認めるものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。第6章、雑則といたしまして、第39条に記録媒体として電磁的記録等の代替措置を可能とする規定を新設するものでございます。

以上が今回の改正の概要でございます。この運営規程などにおける体制整備、指針の設置等の義務化においては、令和6年3月31日まで努力義務規定としてございます。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員でございます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第7、議案第59号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

健康福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、議案第59号 滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴いまして、滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の主な内容でございますが、こちらにつきましても感染症への取組への義務づけと、人員基準や運営基準を緩和するものでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。恐れ入りますが、議案書第59号に添付してございます新旧対照表、1ページを御覧いただきたいと思えます。まず、一般原則といたしまして、第3条第3項におきまして、新たに虐待の防止のための体制整備と研修の実施についてと、第4項に介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報の有効活用の位置づけを新設するものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。第27条第10号になりますが、運営規程の中に新たに虐待の防止のための規定の整備の義務化を新設するものでございます。

続きまして、第28条第3項につきまして、勤務体制の確保等といたしまして、認知症について理解の下、介護サービス事業者に介護に直接携わる職員のうち、医療、福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけるものでございます。

次に、第28条第4項につきましては、全ての介護サービス事業者に適切な対策を求めるものとするものでございます。

次に、5ページを御覧いただきたいと思えます。第30条につきましては、非常災害対策における避難等訓練の実施に当たっては、地域住民との連携に努めなければならないとするものでございます。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思えます。37条の2につきましてですが、虐待の防止といたしまして、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務づけるものでございます。

続きまして、10ページを御覧いただきたいと思えます。58条の第2項でございます。過疎地域等における登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするを踏まえ、登録定員及び利用定員を超えることを認めるものでございます。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと思えます。第71条第1項につきましては、認知症グループホームの夜間、深夜時間帯の職員体制の緩和についての規定でございます。

続きまして、16ページを御覧いただきたいと思えます。第81条の第3項でございます。勤務体制の確保等といたしまして、認知症についての理解の下、介護サービス事業者に介護に直接携わる職員のうち、無資格者に対しての認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を義務づけるものでございます。

続きまして、17ページを御覧いただきたいと思えます。第87条第2項につきましては、運営推進会議における評価を外部評価制度とすることを新設するものでございます。

最後に、17ページを御覧いただきたいと思えます。第5章、雑則といたしまして、第91条、記録媒体として電磁的記録等の代替措置を可能とする規定を新設するものでございます。

以上が今回の改正の概要でございます。なお、運営規程などにおける体制整備、あるいは指針の設置の義務化につきましては、令和6年3月31日までの努力義務規定としてございます。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いたします。

幾つかちょっと分からないので、質問したいというふうにするのですが、この対照表の3ページなのですが、「指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設）」というような文言があるのですが、これがいわゆる改定前が1日当たり3人以下というふうになっていたのが、1日当たり12人以下というふうにしてあるというふうにするのですが、どのように規制緩和されたのか分かりますか。お願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔「暫時」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩願います。

休 憩 （午前11時50分）

再 開 （午前11時51分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

こちらにつきましては、個別ユニット型施設の設置及び勤務体制の見直しの中の説明となっております。こちらは、施設系サービスにおける個室ユニット型施設についてケアの質を維持しつつ、人材の確保や職員の定着を目指しながらユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を夜間及び深夜を含めた介護、看護職員の配置の実態を勘案いたしまして職員を配置するよう努めることを求めながら、現行のおおむね10人以下から、原則としておおむね10人以下とし15人を超えないものとするという改定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） これまで3人以下というのを10人以下ということになるのでよろしいので

すか、かなりの緩和なのですけれども。要するに、利用者をどんどん増やしてもいいですよということなわけだと思うのですが、どうですか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

先ほどの3名というのは、夜間の職員の体制の見直しでございます、従前ですと1ユニットごとに夜勤の場合、1ユニット1名以上の配置とされていたものを、今回の改定で3ユニットの場合、例外的に夜勤2名以上の配置というふうに、要は本来ですと3ユニットですと3名の職員の配置が必要なところを、2名以上でもよろしいという内容でございます。

今お話ししたのは、そのユニットごとの利用者の方の定員の人数でございます、1ユニットおおむね10名以下であったものを今回の改定で、10名以下としながら15名を超えないものとするので、1ユニット当たりの定員を増やす緩和という内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） もう少しお聞きしたいというふうに思いますけれども、時間ですので、5ページにある非常災害対策ということで、地域住民との連携ということになっているのですけれども、具体的にはどのようなことを想定しているのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

今回の地域密着型サービス事業所についての、地域と密着してのいろんな災害時の訓練ということで、その施設が地域に密着するための改定ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ということになると、町としてというか、住民側としても、それなりの役割を果たすことが求められるということになるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

こちらの訓練の実施等については、各事業所で様々な方法を取られるかと思っております。その事業所において、近隣の方への声かけ、あるいはいろいろな役割分担等、もしありましたらそちらのお示しを受けながら、住民と事業所が連携して実施するよう努めるものというふうに解釈してござい

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） いずれにしても、先ほども意見述べましたけれども、事業所や職員への負担増と、そして夜間のそういったような勤務体制を緩和するというのは非常に危険というか、安全面での危惧が考えられるのですけれども、本当にそういったような意味で、先ほども課長さんもおっしゃいましたけれども、一方で感染症や災害など、また虐待などの安全面を考えながら、一方ではこういったような義務を各事業所や職員に押しつけるという、非常に矛盾したものだというふうに思うのです。

こういったようなことを、現場も知らない厚生労働省の役人が考えたのかなというふうに思いますけれども、現場に密着している町、そして住民とともに、この介護事業所をやっぱり支援し、さらに利用者にとっても安全な施設にしていかなければいけないというふうに思いますので、町の一層の努力をお願いして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ここで、暫時休憩とさせていただきます。再開は午後1時でお願いします。よろしくをお願いします。

休 憩 （午前11時58分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎資料の訂正

○議長（瀬上邦久議員） 質疑に入る前に、木村健康福祉課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、議長のお許しをいただきましたので、議案審議中で大変恐縮でございますが、発言をさせていただきますと思います。

お手元の資料の訂正でございます。現在審議中の議案第59号の1枚目の議案書の表紙でございます。議案の案件名の下本文になります、「滑川町指定密着型介護」となっておりますが、この「指定」と「密着」の間に、「地域」という2文字が欠落してございました。口頭にて訂正をさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） それでは質疑に入ります。

ほかに質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、この条例についてなのですけれども、目的として利用者の人権の要望、虐待の防止等というところで、趣旨には大いに賛成するところであります。

滑川町の施設についてなのですけれども、虐待の防止等とうたわれているのですけれども、虐待の発生状況というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

滑川町内の地域密着型介護サービス施設におきまして、年間を通じて事故報告書というのを提出していただいております。そちらの内容につきましては、例えば転倒をしてしまったその対応ですとか、あるいは服薬すべきお薬を、投薬を1回逃してしまったとか、そういった報告書は届いているところがございますが、虐待についての報告書は上がっておらず、事後報告になってしまうと思うのですが、もしあった場合の施設内の職員からの通報、あるいはご家族からの通報に対して、今後の対応ということになると思います。虐待についての報告については上がってきておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 転倒などは、足腰が弱くなった方が利用する場合も多いかと思っておりますので、生じてしまうのは、注意を払っていてもある一定程度は仕方がないことながら、発生してしまう可能性はあるのかなと思います。特に虐待の報告等はされていないということで、おおむね適切に運営されているのかなと推測します。

先ほどからいろいろお話が出ているように、介護報酬が0.7%アップとありました。0.7%というのは、100万円に対してたった7,000円というところで、ではこれで何ができるようになるのかなという疑問を感じるころではあります。

それで、条例の中で例えば4ページなのですけれども、運営規程として、虐待の防止のための措置に関する事項を入れなければならない。また、そういう文面の整備についてですと6ページの3、第37条の2の（2）では、虐待の防止のための指針を整備しなければならない。このような文書を整備するというだけでも、そのような専門の職員がいないような場合は、負担になってくると思います。

それから、ほかには4ページの28条の3、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければな

らない。それから、もう一度6ページの第39条では、運営推進会議を設置しなければならない。このような、しなければならないという、設置しなければならないか、整えたりしなければいけないような義務もかなり生じています。なかなか福祉施設に対して、直接の金銭的な助成をすることというのは難しいかと思うのですが、このような文案に対しては、運営、指針等についてはひな形のようなものを用意していただいて、それで今回の法改正、条例改正を踏まえた望ましい文案を提示するようなことができれば、町内施設のコンプライアンスの遵守の上昇や、あと施設にとっては省力化ということにつながってくると思います。

そのような運営、指針に対するひな形を町として何らかの形で用意して、施設に提示していくことというのはできますでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、運営規程並びに指針等の規定等の整備及び運営会議等の開催等、新たに新しい規定が設けられました。これらに対する支援ということですが、なかなか費用的に町としても支援することは難しく考えております。ですので、県等に確認をして、これは全ての介護事業所に該当する内容ではないかと思っておりますので、ひな形等を確認して、もし要望があるようでしたらご提示をしてみたいと考えております。

それから、研修でございます。こちらについては、認知症介護基礎研修の受講ということですが、県のホームページで確認しましたところ、カリキュラムにつきましては約6時間、研修内容につきましては認知症の人の理解、対応の基本、ケアの留意点などを学習するというもので、ホームページ上では費用は無料となっており、テキスト代で1,000円程度ということです。6時間ということで、1日で講習が済むのではないかと思います。こちらについても受講の義務が、令和6年度から完全に義務化へ移行するということですので、周知のほうを徹底してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。今回の法改正、それから条例、町で審議する分についてもかなりボリュームがありまして、これが施設の運営者に行くこととなると思いますので、運営者のほうでもある程度ボリュームのある文書を読んで、そしてそれを運営の中に入れ込んでいくように、恐らく準備が必要になるかと思っております。その辺のことが、なるべくスムーズに取りかかれるように、周知や情報提供などをしていただけたらと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成多数。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第8、議案第60号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

木村健康福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、議案第60号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、健康保険法等においてオンライン資格確認の仕組みが法定化したことに伴い、滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の一部改正条例につきましては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、保険医療機関などで療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによる資格確認が導入されました。このことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案第60号に添付してございます新旧対照表、1ページを御覧いただきたいと思っております。初めに、第1条、第2条、第3条及び2ページの第8条につきましては、下線部の文言を整理することにより条例を改めるものでございます。

次に、2ページの第7条につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり被保険者の資格の確認について、個人番号カードによる資格確認が導入されたことによるもので、改定前の「被保

険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに」を「電子資格確認等により各種医療保険の被保険者等及び被扶養者であることの確認を受け」に改めるものでございます。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第9、議案第61号を議題とします。

事務局長より朗読願ひます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第61号 滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、本年4月より小川地区衛生組合へ、一般廃棄物の個人持込みについて直接持込みが可能となりました。以前は、役場環境課において確認作業を実施しておりましたが、本年4月より衛生組合へ直接持ち込むこととなりました。そのため文言整理を行うため、滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第69条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

配付されております資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。右側が改正前の条文でございまして、左側が改正後の条文でございまして、改正箇所にはアンダーラインが引かれております。

滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第5条につきましては、文言の整理でございます。

続きます第7条につきましては、町長への「届け出」から「申し出」と簡便化いたしました。

次に、第8条第1項については、「50キログラム以上」としていたものを「多量」とし、「町長に届け出て運搬すべき場所及び方法について指示を受けなければならない」とあったものを「町が指定した場所に運搬しなければならない」とし、今まで町を經由して持ち込んでいたものを直接搬入といたしました。

第2項、「焼却、破碎、圧縮等」とあったものを「分別、破碎、圧縮等」といたしました。

第3項は、第1項に関連した文言整理でございます。

第12条、営業の廃止又は変更については文言の整理をいたしました。

第15条、産業廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正による条ずれに対応したものでございます。

この条例の施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

以上、説明といたします。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

第8条の直接搬入についてなのですが、この条例自体の公布の日は令和3年4月1日からとなっているのですが、この直接搬入の実際の実施はいつからになっていたのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの質問に答弁いたします。

直接搬入については、本年度の4月1日からになっております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） では直接搬入について、町民へのお知らせはいつ行われましたでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの質問に答弁いたします。

直接搬入については、ちょっと月号は忘れてしまいました。広報をもって、町民の皆様には周知のほうしてございます。それと町のホームページにおいても、その前年度から周知のほうしております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） この条例改正でお示しいただく前の時点で、この直接搬入、第8条に係るような変更について、議会に諮っていただくような場面というのはありましたでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの質問に答弁いたします。

この衛生組合のほうに直接搬入につきましては、衛生組合管内の調査も同時に行っておりまして、滑川町だけというわけではないのですけれども、同様に行っておりまして、ただ、それについて事前に議会のほうに特にはお諮り等はしておりませんけれども、そのような形で広報等を使いまして周知のほうを図ってまいりました。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 順序としまして、条例の改正があって、令和3年4月1日から適用する。

そして、今日は6月7日です。もう町民へのお知らせも行っていて、実施も既にされているということになります。この順序については、これで適正とお考えでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの質問に答弁いたします。

今回、条例の改正ということでございますけれども、8条につきましては、「町長に届け出て運搬すべき場所及び方法について指示を受けなければならない」とあったものを、今回「町が指定した場所に運搬しなければならない」ということで、この条例がないと直接搬入できないということはないのですけれども、より分かりやすいように、今回条例のほうを改正するという出ささせていただきました。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 文書に明示されていたほうが分かりやすい、それは分かります。この順番については適正とお考えでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの質問に答弁いたします。

上野議員さんが申すように、実際であればもうちょっと、文言については、この4月1日から持込みというのは元の条例でも可能でございましたけれども、事前にもっと早くにこのような内容で

お話ができたらなど、それについては反省はしております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） これですと、事後的な承認というものにしかなることができないので、実施をする前に、事前に審議にかけていただくよう、そのような順序で行っていただくようお願いしたいと思います。

そして、この条例の第8条自体については、届出をしなくても、もう皆さん順序も分かっていることだし、許可が要ることではないし、指定した場所に運搬すると、この変更は住民の利便性を上げるということで、妥当な変更なのかなとは思っております。ただ、ごみ、廃棄物のことに関しては、吉見に行われた中部資源循環組合でのごみ焼却炉の問題もありました。なので、特に廃棄物に関する変更については、こういうふうな事後に出てくると、今後行われる焼却炉関連についても、このような流れでまたいってしまうのではないかなというような不安を払拭できません。なるべくというか、事前に、もう走り出してしまっていて実行し始めてしまってから話し合いをしても、なかなか改善や変更というのは難しくなってきますので、早め早めに、実行に移る前に審議にかけていただくようお願い申し上げて、質問を終わります。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしく申し上げます。

ちょっと教えてもらいたいのですけれども、この変更点の「50キログラム以上」が「多量」というのと、「焼却、破碎、圧縮」が焼却ではなくて「分別」になるという、この違いというのをちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

この第8条で、以前は「50キログラム以上」というのを「多量」としたということなのですが、以前は50キロ以上ということである程度のラインを決めていたわけなのですが、今は特にその制限というのはございませんので、この部分については50キロということではなくて、多量ということに変更させていただきました。

それと、第2項の焼却、破碎、圧縮とありますものを、この「焼却」を「分別」ということで、これは個人の方で焼却というのは奨励しておりませんので、それをしっかりと分別をして、それで出していただくような形ということで、この「焼却」というのを「分別」ということに変えさせて

いただきました。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 粗大ごみについては、ここに入っているというふうに……粗大ごみと書いてある。ということなのだと思うのですけれども、粗大ごみについての取扱いは、直接もう持って行ってしまっていていいということだと思うのですけれども、その際の条件というか、例えばいろんな分別がやっぱり一番大変なのだろうと思いますけれども、その辺については何か指導される、要するに現地で指導されるわけですか、その分別が適正でないとかどうだとかというのは。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

粗大ごみ等、直接持込み等のごみについては、町ホームページ等で持ち込めないもの、どういったものが持ち込めない、例えば自動車のタイヤであるとか建築材とか、そういったものは持ち込めないと、そういう内容については個別にホームページのほうに載せて、またよく分からないものについては町の環境課のほうにご連絡をいただいて、こういったものは持ち込めるのかということをご直接お聞きしていただければ、その内容についてお答えできますので、そういう形でとっていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ちょっとよく聞こえないのですけれども、要するに直接持って行ってしまおうけれども、その場所でこれは燃えるとか燃えないとか、これは一緒にできないとかいうのは現地でやるのですか、それとも何かどこかで、これは燃えるごみのみだけれども、これは燃えないのだよとかというふうに分けなければいけないのは、現地で全部やるということよろしいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

衛生組合のほうへ持ち込んだその場所においては、焼却のものと、例えば木材であるとか、あとは雑誌類だとか衣類だとかと、ペットボトル等もそれぞれまた置く場所が決まっておりますので、まず最初に行ったところで全体の計量をした後、その後それぞれのものについては各場所で下ろす場所というのが指定がございますので、その場所に沿った形で下ろしていただくような形を取っております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 新しいオリックスの焼却施設になるわけで、焼却というか、施設になるわけだけれども、その場合の要するに分別の方法、それは今と変わらないというふうに考えていいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

直接持込みのものにつきましては、来年の4月から焼却のものについては、可燃物についてはオリックスということになるのですが、今までどおり直接持込みの場合は、今の状況ですと衛生組合のほうに持ち込んで、それでその衛生組合の中に持ち込んだところで、一応その場でいろいろ分けてありますから、それからそれぞれのところに持っていくと。個人の方がオリックスのほうに直接軽トラック等で搬入するとか、自家用車で搬入するということは危険ですので、それはしないで、中間基地というか、中継地点として現在の衛生組合のほうに一度下ろしていただいて、そこである程度の量がたまったら、例えば可燃物であればある程度のものを集めた形で、その後オリックスのほうに持ち込むという形を取る予定でございます。

現在のところ、分別方法については今までどおりの状況でございますけれども、これからオリックスのほうで始まるのは乾式のバイオということで、確かに乾式のバイオの発電システムとか、その中で発酵するのに発酵不適合物というものもございまして、それは事前に選別作業はオリックスのほうでしますけれども、なるべく今後も町民の皆さんが今まで以上に分別のほうをしっかりとさせていただいて、せっかくそういった発酵で、それでガスを発生させるにも、現在だと約11%以上発酵不適合物が混入してくると。発酵はできるのですが、なかなか効率がよろしくないというような内容もあることございますので、そういったことも含めて、現在のところは分別については今までどおりということで、今までどおりにより一層気をつけていただくようなお話を広報等も含めてしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 粗大ごみは、オリックスに直接持って行かない。小川に同じように持って行って、そこで分別するのは、また小川の職員さんでやるわけでしょう、オリックスから来てやるわけではないのでしょうか。それよく分からないのだけれども、そういうような、要するに一段階増えるわけだけれども、今まではそこで分別して、そこで焼却するというふうになっていたものを今度は焼却できるものはオリックスまで持って行って、そうでないものは分別をしてというふうなことになるわけなのです。そういったような作業が手間増えるのだけれども、そういったようなことも含めて、オリックスの焼却というか、要するに処理施設が今までと全然違うから、皆さんにいろいろ周知しなければいけないことがたくさんあるのではないかなというふうに思うのです。そこ

がちょっとよく分からないので、改めて聞いているわけなのです。

それを具体的に、そういうふうにもう契約してしまったわけだから、どういうふうになるのかというのをもう少し、こういうごみはこうなりますとか、こういうごみはこうなりますというのを、ちょっと丁寧な周知を今後やっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第10、議案第62号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第62号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。議案第62号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第2号）。令和3年度滑川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,250万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ63億1,531万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出

滑川町長 吉田 昇

2ページをお開きください。本補正予算の歳入予算に関しまして、概要をご説明いたします。歳入予算につきましては、款15国庫支出金として合計6,099万8,000円を増額補正させていただきました。また、款16県支出金として150万9,000円を増額補正でございます。合わせますと、歳入補正の合計額につきましては6,250万7,000円を増額でございます。

次に、3ページをお開きください。歳出予算の概要についてご説明いたします。今回の補正予算につきましては、職員の人事異動等による人件費の補正を行いたいため、関連予算の組替えが主なものでございますが、款6農林水産業費及び款10教育費に関しては、歳入予算に伴う事業費の増額や新規実施事業がございますので、後ほどご説明させていただきます。歳出補正額の合計につきましては6,250万7,000円を増額でございます。

それでは、歳入歳出予算の詳細につきましては、8ページから順に主な内容についてご説明いたします。

8ページをお開きください。歳入からご説明いたします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4農林水産業費国庫補助金でございます。節3農地費国庫補助金として、農村地域防災減災事業等補助金6,000万円の増額補正でございます。農村地域防災減災事業等委託料の実施に伴う国庫補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

また、その下の目7教育費国庫補助金、節2教育振興費国庫補助金のうち、理科教育設備整備費等補助金に89万8,000円を計上しております。これは、今回の歳出補正予算で計上させていただいております各小学校の理科教育振興備品の購入に当たる国庫補助金でございます。補助率につきましては、対象経費の約2分の1でございます。

次に、款16県支出金でございます。項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節2農業振興費県補助金として新規就農者のための補助金である農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付金150万円を予算計上させていただきました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。歳出につきましては、先ほどご説明したとおり職員の人事異動等に伴い給料や職員手当、共済費等の予算の組替えが行われておりますが、各課局ごとの人件費の説明については割愛をさせていただきます。

予算書大きく飛びまして、16ページの下段から御覧ください。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございます。節18負担金、補助及び交付金といたしまして、農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付金150万円を計上しております。こちらは、新規就農者のために支給する交付金でございます。現在、本交付金を希望されている方が1名いらっしゃることから、本交付金を活用し農業支援をしたいものでございます。

次に、その下になります。目5農地費でございます。補正額については6,240万円の増額となっております。節12委託料を御覧いただきますと、農村地域防災減災事業費等委託料といたしまして、6,100万円の増額でございます。本委託料につきましては、既に当初予算にて1,500万円の予算を計上させていただいておりますが、国庫補助金の追加配当が示されたことから、事業費を増額するものでございます。事業内容といたしましては、町内にあるため池の劣化状況評価を実施するものであり、当初予算で対象となっておりますため池が8か所ございましたが、これを新たに12か所追加し、合計20か所のため池についてを調査するため、増額補正させていただきました。

次に、その下の設計測量委託料60万円及び節14工事請負費の農業用施設補修工事80万円でございますが、国営武蔵丘陵森林公園内にあります柳谷沼の補修工事業でございます。本事業は、福田小学校の特色ある学校づくりの取組として、ミヤコタナゴを自然復帰させるプロジェクトが現在進められており、本プロジェクトの一環として沼の補修工事を行いたいため、関連予算を計上させていただきました。

次に、19ページを御覧ください。款10教育費についてご説明いたします。項1教育総務費、目3教育振興費でございますが、節13使用料及び賃借料といたしまして、著作物使用料27万8,000円を計上させていただきました。こちらは、著作権法の改正により授業等で使用する著作物のうち、主にメールやインターネット等によりデータで送信する場合に発生する著作権使用料を支払うための経費でございます。小学生は1人当たり120円、中学生は1人当たり180円を一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会へ補償金として支払います。

次に、項2小学校費でございます。目1学校管理費、節10需用費に、各小学校における消防設備等の緊急修繕費として合計54万6,000円を計上し、節12委託料には校務支援システムNAS入替委託料に17万円を計上させていただきました。こちらは、宮前小学校で使用しております校務支援システム内のNASファイルと呼ばれるネットワーク上のハードディスクが破損しているため、入替えをしたいものでございます。

次に、目2教育振興費でございます。節10需用費には、各小学校で必要な消耗品費を合計53万8,000円、節17備品購入費には各小学校の理科教育振興備品を購入するための経費として合計119万9,000円を計上させていただきました。なお、備品購入費につきましては、購入経費の約2分の1が国庫補助金の対象として歳入見込みとなっております。

次に、20ページをお開きください。中学校費でございます。項3中学校費です。中学校費につきましても、小学校費と同様に目1学校管理費につきましては、節10需用費に緊急修繕等のための修繕料として66万4,000円を計上し、目2教育振興費につきましては、節17備品購入費として理科教育振興備品に102万6,000円を増額補正させていただきました。

次に、21ページを御覧ください。項4幼稚園費でございます。目1幼稚園費、節10需用費のうち、修繕料維持補修分に11万8,000円を計上いたしました。緊急修繕といたしまして、幼稚園入り口の

門扉の修繕をしたいものでございます。

次に、22ページを御覧ください。項6 保健体育費、目1 保健体育総務費でございますが、オリンピック聖火リレーの関連予算の補正でございます。節7 報償費ですが、オリンピック聖火リレー協力者謝礼として8万8,000円を計上し、また節11 役務費に聖火リレー沿道警備等従事者保険料を4,000円計上させていただきました。

最後に、22ページの下段でございますが、今回の補正予算の編成に当たり歳出超過となったため、予備費を143万2,000円減額補正させていただいております。

以上で令和3年度一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

16ページ、農地費についてご説明もいただいたのですが、農村地域農防災減災事業等委託料について、町内ため池の調査で国庫補助金の増額により8か所を20か所に多くしたということなのですが、このため池の調査について、去年あたりから入ってきていると思うのですが、その進捗状況と計画を教えてください。調査をして、その後何かしらを実施していくことになると思うのですが、どのような調査の結果、何をすることを予定しているのか、今どの段階にあるのかというようなことをご説明いただければと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、お願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

昨年まで農村地域防災減災事業ということで、調査のほうを進めさせていただきました。そんな中、昨年度はなかったのですが、今年度、劣化状況評価ということで、昨年まではボーリング調査といいまして、ため池の堤体がどのようになっているかの調査を行ってまいりました。その後、今回工事を進めるのに当たって国のほうから補助金を、先ほどお話ししました劣化状況調査ということで、どのような状況で、ボーリングには当てはまらない現状の調査、こちらのほうを調べる義務が発生しました。

それから、また変わったものになりますけれども、このため池の工事を行うのに当たって、しゅんせつ工事が行えることにもなりました。そんな中、そのしゅんせつも、ため池の中にヘドロがどれほどたまっているかというような調査もできることになりまして、たまり具合によっては工事が

できるという形になりましたので、その分がさらに2つの項目が増えたという中で、今回事業のほうを実施しております。

そして、この調査が終わった後、さらに工事が進むという形になりますので、当初予定したものよりも2つ項目が増えたという形になりますので、当初は終わった話になってしまっていたのですが、新たに2つ増えましたので、中間地点という形でございます。

それから、対象ため池のほうは全部で50か所あるのですけれども、そんな中20か所という形になりますので、来年度もまた同じような調査をさせていただいて、再来年または来年1か所やるかなというぐらいのところではありますので、工事のほうに関しては、ちょっと確実にこれになりますということがまだ言えない状況であるのですけれども、早急に工事のほうを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 工事についてなのですけれども、このため池に関する工事の完成像として、どのようなものを描いているのかということを知りたくて、今しゅんせつ工事が入るということはお聞きしたのですけれども、農業遺産に申請していることとの兼ね合いで、例えば工事が沼の横の岸に当たるところまでもコンクリートで固めたりとか、階段を設置したりとか、そのようなものになってしまうと、里山の景観というのとまたずれてしまうのではないかなと思います。なので、あまり人工的な手を入れないでの工事というのが私は望ましいと思っています。現在行っている農村地域防災減災事業で行うため池の工事の完成形というのは、どのような状態を目指しているものなのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

工事のイメージになると思うのですけれども、今現在ため池が、堤があると思います。その部分の補強という形がメインな工事になります。そうした中、例えばイメージで話をさせていただければという話になってしまいますけれども、ため池の沼側、水があるほうではなくて反対側の裏側、そちらの部分の補強するような形で考えてございます。言うなれば、泥を張りつけるようなイメージというふうに考えていただければいいのかなというふうに考えております。

それから、さらに横の部分になると思うのですけれども、部分的な堤に関する、何メートルからは若干補強という形は出るかもしれませんが、そのほかの部分に関しては、ため池のほうの側面の部分に堤体に何かするとか、そのようなことは今現在は考えてございません。堤の補強ということを考えてございますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。19ページ、教育振興費についてご説明もいただいたのですけれども、一番下の行、宮小、福小、月小に入っている理科教育振興備品、額は小さいのですけれども、補正の段階でこのような理科に関する教育振興の予算が入っているということで、何かしら理科教育について新しい計画や予定などが始まったということなののでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

理科教育振興備品の、こちら補助金を活用しての備品整備になるのですが、こちらの補助メニューに関しては、毎年文部科学省のほうで準備していただいて、活用を図るようにこちらのほう取り組んでおります。この時期に補正をさせていただいたのは、年度が明けてからすぐに文科のほうに補助申請をさせていただいて、補助金の内定をいただいた後ということで、それに基づき6月というこの時期に、歳入歳出両方同時に補正をさせていただいたということです。

理科教育振興備品ということで、理科と算数も対象になるのですが、理科、算数、数学についての備品について、計画的に整備をさせていただいています。基本的には、生徒が多くなってきて不足してしまったものですとか、あとは経年によって傷んだもの、それから授業の内容が変わって新しく整備するもの、こういったものを対象に計画的に整備をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） タイミング等について分かりました。経年劣化や壊れてしまったものについて補充していくということで、例えば何か新しいものを一斉にそろえるとか、そういうようなものではないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

教科書改訂等のタイミングによっては、そういったものを整備するときもございしますが、今回に関しては特に新しいものというわけではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。次の質問に移ります。

22ページなのですけれども、オリンピック聖火リレーについて2つ出ているのですけれども、オリンピック聖火リレー、滑川町の地域を走るものとして、ヌエック（国立女性教育会館）からつきのわ駅までが予定されているかと思うのですけれども、この聖火リレーについての現状の計画というのを教えていただけますか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

聖火リレーについてですが、先ほど上野議員がおっしゃったとおりヌエック、嵐山町の国立女性教育会館、ここをスタートしてつきのわ駅まで、ここのコースが滑川町が走る埼玉県としては3日目の第4区間という区間で、滑川町の場合は聖火リレーが実施される予定になっています。滑川町を實際走る部分というのは、距離的にはさほどございません。滑川町に入るのは、嵐山病院があります交差点ですか、そのちょっと嵐山寄りのあたりから滑川町に入ります。そこからランナーが、そこを走る方も含めて3人の方が滑川町については走られる予定になっています。

今回補正で出させていただいたオリンピック聖火リレー協力者謝礼ということで、沿道の警備については町のボランティアの方を中心に沿道警備のほうに当たっていただく予定でございます。スポーツ推進委員、それから各体育団体の連盟等の代表の方、それから交通安全指導員の方、こういった方々にご協力をいただく中で沿道警備を実施し、聖火リレーのほうを行う予定になっています。このための補正予算ということで約40名、1人当たり2,200円の40名ということで8万8,000円の予算計上並びにこの方々の保険ということで、4,000円の保険料のほうを今回予算計上させていただいております。

聖火リレーにつきましては、7月8日の実施予定になっています。現在、日本各地で聖火リレー行っておりますが、場所によっては実際聖火リレーができずに、会場によるトーチの受渡し等を行っている場所もございます。埼玉県につきましてはオリンピックが始まる直前ということで、聖火リレーの実施については6月22日に第二次判断、最終的な判断を6月29日に県の実行委員会、またこちらのイベントを企画しています電通等、またそういった上部の方々と協議をする中で、最終的な判断がされる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） このコロナ禍の中で、果たしてオリンピックを開催するのが適切な判断なのか、そして各地で行われる聖火リレーについても、中止を希望する意見等も出ています。そして、実際に聖火リレーを既に行った地方の感想などがあると、聖火リレーの人よりも、スポンサー企業

の広報車のパレードが目立つような聖火リレーであったというような感想も出ていました。

この聖火リレーの実施判断というのが22日、29日、コロナとの関連性を見ながらされるのかと思うのですけれども、町としては県の実行委員会の判断に従うということで、基本全体で行うことになってしまうので、町として開催するかしないかという判断の余地は入らないということによろしいでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

そのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。私は、聖火リレーの実施については慎重というか、反対の意見を持っているのですけれども、聖火リレーを仮に実施できた場合、実施するとして計画している、その計画過程においてなのですが、学童の参列というか、参観というかは計画しておられるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

小中学生ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 学童の参加については、現在計画しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。小中学生、コロナの対応でいろいろ我慢をするとか、対応策を踏まえた上での生活、授業、学校生活を強いられている中で、聖火リレーに仮に参観するという計画が入っていたら、そこは大人として自信を持って説明できないなと思っていたので、参観の計画はないということで安心しました。

質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありますか。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩とさせていただきます。休憩後に質疑のほうをお願いしたいと思います

います。

再開は2時15分とさせていただきます。2時15分です。よろしくお願いします。

休 憩 (午後 2時05分)

再 開 (午後 2時15分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

質疑を続けます。ほかに質疑ございませんか。

阿部議員。

[14番 阿部弘明議員登壇]

○14番(阿部弘明議員) 14番、阿部弘明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、次世代人材投資資金について1名の希望者がいたというようなことをお伺いいたしました。現在は、この交付金をもらっていらっしゃる方はいないということなのですか。

○議長(瀬上邦久議員) 服部産業振興課長、答弁願います。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

現在滑川町に、こちらの交付金をいただいている方はございません。お一人もいませんので、今回1件150万円入れていますけれども、今回の方がお一人という形になりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員。

○14番(阿部弘明議員) 前回いらっしゃった方、ちょっとよく分からないのですが、途中でやめてしまったのか何か、どういう事情なのか分かりませんが、こういった方は貴重だと思うので、どのように継続して、そして自立できるような農業者にできる、そういったような育て上げるというか、そういったことをどのような問題があるのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長(瀬上邦久議員) 服部産業振興課長、答弁願います。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(服部進也) 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

前回お一人、次世代型のほうを途中でおやめになった方がいらっしゃったのですが、そちらの方は主に野菜をやっておりました。こちらの野菜をやめたものに関しても、個人的な内容でちょっとやめたいという形になりました。私どもも、前の方に関しても一生懸命バックアップをしながら行っていたのですが、ちょっと個人的にやめたいという申出になって、こういう形が前

ありがとうございました。

今回の方、新たな方なのですけれども、この方は今ブドウ栽培を主に考えてやっています。そして、施設的な園芸になりますので、今ちょうど福田の地区で大きく事業展開をするところがあります。そして今現在、苗を1メートルぐらいだったかな、大きさはちょっとすみません、はっきり分からなくなってしまったのですけれども、大きさを、その苗を植えて、そしてブドウの棚も全部作ってございます。その方は、以前秩父のほうで修行というのですか、研修をされたという形で伺っております。そして、ブドウという形で、最終的にはいろんな種類を作付したいということで伺ってございます。

町のほうも、そのようなブドウの方を今後も推進していこうと思いますし、積極的に応援していこうと思っておりますので、今後ともそちらの新規就農の方に沿った考え方をしながらいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ぜひ援助をしていただきたいというふうに思います。

続いて、農業用施設補修工事、先ほど出たため池についてのお話で福田小との、森林公園の沼について何かやるような計画があるということですが、もうちょっと具体的に教えてもらえますか。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

全員協議会のときに少しお話をさせていただきましたけれども、今後福田小学校のほうで、児童生徒数が100名を割る時期が来ます。その前に、少し福田小学校の地域も含めての活性化というか、を考えさせていただいている一つが今回の事業でございます。大きく学校内の、これからは知識基盤社会ではあるのですけれども、少ない人数で知識を詰め込む時代から、だんだん協働で何かをつくり上げる時代へと変わってきます。そういったことで、少ない人数でどうやってそういった協働学習ができるかといったときに、地域の皆さんのご協力も必要であり、何が福田小学校で大切かといったときに、やはり自然、里山づくりを通しながら環境教育等をやっていきたいというのがその一つでございます。

また、福田小学校のほうはやっぱり子どもが少ないので、子育て支援拠点があまりないということで、この6月から、いわゆる就学前の親子を呼んでの教室を馬場の集会所をお借りして始めたりとか、学校内の教育内容の整備をさせていただいたり、あと地域との連携ということで、自然を活用した里山づくりというのをさせていただきながら、いずれは一つ特認校制度というのを活用させていただいて、少し福田小学校のほうを活性化できればということで、今進めさせていただいている事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 森林公園の沼を使って何かをやろうというお話だと思うのですが、その辺ちょっと教えてもらえますか。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

森林公園の中の柳谷沼という沼がございまして、以前森林公園と町のほうで少し協議をさせていただいたときに、そちらが昔ながらの沼の環境状況に似通っている非常にいい沼だということで、その沼を活用させていただいて、里山づくりと環境教育を進めていこうということで森林公園さんと協力させていただきながら、今そちらのほうで里山づくりのほうを始めさせていただいています。

今回の補正が、その一つの堤の改修でございます。そちらについても、行く行くは調査等をさせていただきながら、ミヤコタナゴが自然放流できるような環境が整ったら、そのことについても文化庁ですとか環境省とも、あと県とも協議しながらですけれども、進めさせていただきたいというふうにならう今思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 私も森林公園内の沼の活用というのは、非常に有効だというふうに思っています。教育面もそうですけれども、森林公園自体の魅力を引き上げる上でも、そのことは重要なのだというふうに思いますので、ぜひいろんな意味で、森林公園、国営ですので、その力を発揮していただくような働きかけもお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

あと、オリンピック問題ですけれども、先ほどの答弁でも、リレーは行うけれども、最終判断はまだ後ですけれども、子どもたちの参加についてはやらないというようなお話がありました。非常にこの子どもの観戦動員というのが問題になっていまして、東京都などでは全体で81万人の子どもを動員するというような計画がまだ進んでいるというようなことで、この感染状況の中で子どもをウイルスの中に投げ込むのかというような話も出ているようであります。こういったようなことについて様々な議論があるわけですが、普通であれば、何もなければオリンピックみんなでお祝いというか、本当に盛り上がる。そして子どもたちも、東京で、また埼玉で行う競技についてもぜひ見てもらいたいし、そしてそれが本当に平和の祭典としてふさわしいオリンピック・パラリンピックになればというふうに思うのですが、今そんなことを言っているような状況ではないのではないかなというふうにも思います。

本当にそういったようなことで、今賛否が分かれているような状況を判断できるのは、国とか東

京都とか組織委員会、日本の側ではそういったふうになるわけですが、I O Cに直接どうするのかについて、中止の判断をするというようなことについて言えばそこしかないわけですが、町としてもその辺の子どものことも考えて、今そういったリレーについての参加ということは見合わせるというようなことでありますけれども、本当にこういったような状況を踏まえて、私たちにどうこれを考えて、また子どもたちにも伝えていかなければいけないのかなというふうに思うのですが、その辺教育委員会はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

まず、このオリンピック・パラリンピックの開催自体を中止にするかどうかという議論、様々あるかというふうに思っています。当然このような世界的な大会ですので、以前サッカーのワールドカップが行われたときに、日本人サポーターが終了後に観客席のごみを拾って世界的に話題になったというようなニュースもございます。ちょっと前のですが、ラグビーのワールドカップを日本でやったときも、ノーサイドの精神、ワンフォーオール、オールフォーワンという精神を受け継ぎながら、子どもたちに教育したということもございます。

そのように教育的意義はあるかと思うのですが、この点でやはり今それぞれの視点でそれぞれ議論させていただいていますので、そのことよりも、オリンピック・パラリンピックが開催された場合の、町の教育委員会としてどのように考えるかということで、今教育委員会としましては、もともとは人でのおもてなしをきちんとしようということで、当初全ての小中学生に聖火リレーを見学させる予定を立てさせていただきました。ただ、現状を考えたときに、やはり人でのおもてなしは非常に難しい状況であるという判断の下で、今現在としてはそのことを中止とさせていただきました。ですので、開催自体云々というよりも、今町の教育委員会として子どもたちの現状等を踏まえて、人でのおもてなしは非常に難しいというふうな判断をさせていただいているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 最近では、感染症の分科会の尾身会長でさえ、このパンデミック下での開催というのはもう普通ではないと言わざるを得ないほど、そういったような専門家の意見も出てござるを得ないと。また、スポンサーである朝日新聞でさえ社説で中止を訴えるというような、まさに異常事態というふうに思うのです。そういったような中で、国の判断としてはいまだ開催を強行しようとしているわけですが、先日坂戸市の市長が、命を守ることが大事だと、アスリートには申し訳ないけれども、自分としては中止を決断するように国に求めるというような話もされております。今そういったような地方自治体の長も含めた議論になっているわけで、本当に国民の命

を守るかどうかというような判断を私たち自身もせざるを得ないのではないかなと思うのです。

そこで、私はあえて町長にもお伺いしたいなというふうに思うのですが、滑川町では感染者はまだまだ少ないというようなお話もありますけれども、徐々に徐々に広がってきているわけで、滑川総合高校でも体育をやったところで感染が広がったとかというような話も出ているように、この変異株の恐ろしさというのはまだまだ実感として湧いていないのかもしれないけれども、この間の日本国中にそれが広がっているというようなことを考えると、本当に命を守るか、それともオリンピックを強行するかというような話にならざるを得ないのではないかなというふうに思うのです。

そういったようなことを考えたときに、私はオリンピックは中止か延期かするべきだ、この夏のオリンピックはもうあり得ないというふうに思うのですが、町長の見解をお聞きしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 吉田町長、お願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、阿部議員の質問に答弁を申し上げます。

私は、いろいろ意見はあろうと、やったほうがいいのか、やめたほうがいいのか、いろいろ意見あります。今阿部さんが申し上げたとおり、この近くでも坂戸の市長さんはやめたほうがいいと、それから鶴ヶ島の市長さんはやったほうがいいと、すぐお隣同士でございますけれども、そういった意見もあるわけですが、私は基本的には、今このようなコロナ禍の中で何が一番大事かという、これはやっぱり人命が一番大事だというふうに思っております。

そうしたことで、このオリンピックをやるやらないは、これは先ほど阿部さんも言っておりましたけれども、いろんなそうした機関が決められているわけですが、私は何としても、今コロナが終息をしないという状況の中でございますので、何より人命が一番大事だという気持ちでございます。やるやらないについての発言は、ここでは差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。住民一人一人の命、健康を守るために、町が本当にそれに集中する。それがこれからの時期、最も大事な仕事だというふうに思いますので、そこに町が全力を挙げるようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第11、議案第63号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第63号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、4ページをお開きください。歳入につきましては、3億6,600万円で補正はございません。

次に、6ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。1段目の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、491万8,000円を減額補正し、計3,759万1,000円といたしました。減額の主な理由は、節2給料242万7,000円の減と節3職員手当142万6,000円の減、節4共済費73万7,000円の減、節8負担金、補助及び交付金32万8,000円の減額でございます。4月の人事異動に伴うものでございます。

次の2段目、款5項1予備費、目1予備費ですが、先ほどの給料等の減額のため491万8,000円を増額補正し、計714万4,000円といたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員でございます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第12、議案第64号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第64号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明いたします。

1ページをお開きください。令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、4ページをお開き願います。歳入については、4,240万円で補正はございません。

次に、6ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理

費、目1総務管理費ですが、節12委託料、浄化槽使用料システム統合業務委託料を500万円減額し、下段の節18負担金、補助及び交付金、水道料金調定改築業務負担金を500万円増額するもので、節の区分の組替えでございます。これは、年度当初環境課が主体で水道課の持つ料金調整システムとの統合業務を委託する予定でしたが、現状水道課で稼働しておりますシステムの改築等ありますので、水道課が主体となりますため、負担金としてシステム改築費用を支払うものであり、内容の変更はございません。

次に、款2施設管理費、項1施設管理費、目1浄化槽管理費ですが、節4共済費、市町村職員共済組合負担金を2,000円増額し、計1,973万3,000円といたしました。人事異動によるものでございます。

次の款6予備費、項1予備費、目1予備費ですが、2,000円を減額補正し、計131万1,000円とさせていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第13、議案第65号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第65号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和3年度滑川町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和3年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第1款事業収益3億4,782万円、500万円、3億5,282万円。第2項営業外収益898万4,000円、500万円、1,398万4,000円。

支出、第1款事業費3億4,373万8,000円、636万3,000円、3億5,010万1,000円。第1項営業費用3億3,019万2,000円、636万3,000円、3億3,655万5,000円。

第3条 予算第5条に定める（1）職員給与費を4,059万円に改める。

令和3年6月1日提出

滑川町長 吉田 昇

それでは、補正額の詳細についてご説明させていただきます。予算書最後のページ、10ページの令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書を御覧いただきたいと思います。

上段の表、収益的収入ですが、款1事業収益、項2営業外収益、目5雑収益、節1雑収益に500万円の増額を計上し、予算額を1,310万5,000円といたしました。これは、先ほどの環境課主管の浄化槽事業特別会計補正予算の説明と重複いたしますが、ご了承願いたいと思います。現在、当課において運用しております水道料金調定システムに、新たに公設浄化槽の料金情報も組入れシステムを利用したいという旨の要望が環境課よりあり、そのための費用を浄化槽事業特別会計より負担金として受け入れるためのものです。当初は、システムを利用する担当課である環境課において改築とその費用負担をする予定でしたが、水道課所属のシステムであり、水道課が運用主体であることなどを勘案して、水道課より委託発注させていただくものとし、費用負担についてはシステムを利用する担当課にお願いすることとするため、予算の組替えを行うものです。なお、予算の規模等についての変更はありません。

次に、下段の表、収益的支出ですが、款1事業費、項1営業費用、目3業務費、節8委託料に500万円を増額計上し、予算額を2,738万6,000円とさせていただきました。これは、先ほどご説明しました水道料金調定システムの改築業務に係る委託費ということで、浄化槽事業特別会計からの受入額と同額となっております。

次に、目4総係費ですが、節5法定福利費は今年度の人事異動による人件費の再計算によるもの、節14委託料は水道課で使用している公用車のリース期間満了に伴う入替えて生じた誤差による不足分について、節19保険料も今年度の水道事業に係る工事等を原因とした賠償責任の保険料契約更新

に伴い単価変更が生じたため、それぞれ再計算の結果、節合計で136万3,000円を増額補正し、予算額を4,986万3,000円とさせていただきます。

以上、補正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第14、議案第66号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第66号 町道路線の廃止についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、町道の一部払下げに伴い町道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回の廃止する町道4085号線は、払下げにより延長の変更が生じるため、本議案で路線を廃止し、次の議案第67号で改めて認定をお願いするものです。

当該の路線につきましては、別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員でございます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第15、議案第67号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第67号 町道路線の認定についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、既存町道を整理するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回認定する町道4085号線は、先ほどの議案第66号で廃止の議決をいただいた道路の延長と現況の地番を変更して、改めて認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員でございます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第16、請願第1号 認知症の人と共生を目指す街づくりに関する請願書についてを議題とします。

請願第1号について、文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会、菅間委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔文教厚生常任委員長 菅間孝夫議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（菅間孝夫議員） 請願第1号、文教厚生常任委員会委員長審査報告。11番、文教厚生常任委員会委員長の菅間孝夫です。議長の命により、請願審査報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会に付託された請願第1号 認知症の人と共生を目指す街づくりに関する請願書の件について、会議規則第94条1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告します。

6月3日午後1時より、役場議場において文教厚生常任委員会を開きました。出席者は、文教厚生常任委員7名の出席の下、慎重に審査を行いました。

現在行われている見守りネットワークはもとより、私たち一人一人が認知症の方への理解を深め、本人やその家族が安心して住み続けられる町の体制づくりや支援が必要であり、また近隣の取組を参考に、機器やグッズの整備、配布、貸与等を実現し、制度の周知をすることが必要との意見が出されました。

このような状況を踏まえ、文教厚生常任委員会に付託された請願第1号 認知症の人と共生を目指す街づくりに関する請願書の件について、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより請願第1号 認知症の人と共生を目指す街づくりに関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 起立全員です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第17、請願第2号 日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出をもとめる請願書についてを議題とします。

請願第2号について、総務経済建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会、吉野正浩委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔総務経済建設常任委員長 吉野正浩議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（吉野正浩議員） 13番、総務経済建設常任委員会委員長の吉野正浩です。

議長の命により、請願審査報告を申し上げます。

総務経済建設常任委員会に付託された請願第2号 日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出をもとめる請願書の件について、会議規則第94条1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告します。

6月3日午後1時35分より、役場議場において総務経済建設常任委員会を開きました。出席者は、総務経済建設常任委員の6名の出席の下に慎重に審査をいたしました。

請願の要旨3については、全員賛成されました。

請願の要旨1について、おおむね賛同できるものの、太陽光発電への切替えにより、滑川町においても自然環境の破壊や、近年の想定外の大雨による近隣住民への被害も懸念されると意見が出されました。

請願の要旨2について、おおむね賛同できるものの、現在の夏、冬のピークの電力需要において、すぐに代替となるエネルギーの確保は現実的でないとの意見が出されました。

しかしながら、懸念や意見のあった項目はあるものの、請願の趣旨は理解できるものであり、総務経済建設常任委員会に付託された請願第2号 日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再

生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出をもとめる請願書の件について、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより請願第2号 日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出をもとめる請願書について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 起立全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

暫時休憩とします。

休 憩 （午後 3時02分）

再 開 （午後 3時15分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎日程追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま町長から議案第68号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第1、議案第68号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、議長のお許しをいただきましたので、追加議案の提案理由を説明申し上げます。

議案第68号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,159万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ63億3,690万6,000円とするものでございます。

子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業費が主な内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提案理由の説明が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第68号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定についてご説明申し上げます。

追加議案での上程でございます。誠に恐縮ではございますが、よろしくお願ひを申し上げます。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、主に低所得の子育て世帯に対して生活を支援するための給付金を支給する事業を実施するため、その関連予算を補正させていただくものでございます。一般会計補正予算（第2号）の査定後に国から示されたものでございますので、追加議案とさせていただきます。なお、事業費に関しましては全額国庫補助金による事業となっておりますことを、あらかじめお伝え申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。議案第68号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第3号）。令和3年度滑川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,159万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ63億3,690万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月7日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、2ページを御覧ください。歳入予算につきましては、款15国庫支出金に今回の事業費に係る国庫補助金を2,159万2,000円増額補正させていただきました。

次に、3ページをお開きください。歳出予算につきましては、款3民生費に今回の事業費予算を歳入予算と同額の2,159万2,000円を計上しております。詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

それでは初めに、歳入予算の詳細についてからご説明させていただきます。6ページを御覧ください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金でございますが、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業補助金として2,159万2,000円を計上させていただきました。本補助金については、給付費及び事務費等全ての経費が国庫補助金の対象となっております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、節3職員手当に時間外勤務手当35万7,000円を、節11役務費には通知等の郵送料、通信運搬費として12万6,000円、また振込手数料4万4,000円を、節12委託料では給付のための既存システムの改修費として65万5,000円を予算計上させていただきました。節19扶助費でございますが、子育て世帯生活支援特別給付金2,040万円の予算計上でございます。

給付金の内容でございますが、児童1人につき5万円、対象者数につきましては408名を見込んでおります。なお、繰り返しのご説明になりますが、歳出予算につきましては全て国庫補助金が充当される予定でございます。また、本事業につきましては国から可能な限り速やかに支給することと示されておりますので、予算成立後は速やかに事業を実施してまいりたいと考えております。

以上で令和3年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

今回コロナ禍で経済的に困窮している家庭に対して、子ども1人5万円、総額2,040万円支給するということについては賛成で、よいことだと思うのですが、この手続等についてお聞きします。追加議案にしなければいけないほど恐らく忙しいというか、詰まった日程での国からの通知だったのだと思うのですが、そしてさらに可能な限り速やかに支給することが要請されていて、事務業務としては大変なのではないかなと思います。

今回の補正の中で、職員手当、時間外勤務手当が35万円とあるのですが、この事業を実施するに当たって、何人ぐらいの職員がどれぐらいの業務量、そして時間外の業務をこなさないと実

施できない予定なのかを見立てていいので教えていただけますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

今回の給付金に関しましては、議員ご指摘のとおり補正予算が追加になってしまった経緯につきましては、査定後に国からの補助金交付申請の照会があったものですから、今回大変恐縮ですが、追加で補正をさせていただきました。

一方で、その支給の日程なのですが、ご案内のとおり既に独り親の世帯につきましては県の積極支給、自動的に支給をするシステムなのですけれども、始まっております。それから、後発で独り親以外の低所得世帯への支給ということで、これから準備をしていくわけですが、職員手当を事務費として計上させていただいた内容につきましては、健康福祉課内の福祉担当の3名の職員を、それぞれ現在のところ50時間見積もらせていただきました。3名で50時間、合計35万7,000円と計上させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員。

○5番（上野葉月議員） 3名で50時間、1人につき1日2時間から3時間かと思うのですけれども、今回の議会の中で、職員の数が足りないのではないかと、不足しているのではないかとというような質疑もありました。そして、コロナ禍の中で比較的早い対処が求められる、準備期間がなかなか取れないような業務も増えているかと思えます。なので、今回時間外勤務手当、普通の職員が時間外の業務を増やしていくことで対応するという事なのですけれども、職員に負担が重ならないように、体調や精神状態を崩す方というのもちろちらといらっしゃるということも聞いておりますので、職員の負担が、このコロナ禍の業務増大であまり増えないようにご配慮いただいたりとか、あと職員の採用の件を考えていただいたりとか、進めていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしくお願い申し上げます。

いわゆる低所得の子育て世帯に対する給付金と。今までこの間独り親家庭については、県が直接支給しているというようなことで、その範囲を広げた形で、住民税均等割が非課税である方についての支給ということになるわけですが、町が把握しているのは、申請は必要なくて、自動的にこれはもう支給するという事ですのでよろしいですね。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

今回の支給の方法につきましては、2通りの方法を選択させていただきます。まずは国の申し出ております積極支給、こちらについては税情報、こちらの情報をネットワーク上で確認しながら、該当する方に自動的に、児童手当の登録してある口座に子どもの人数掛ける5万円を送金をさせていただきます。

それ以外に、その児童手当で拾い切れなかった方につきましては、チラシ、ホームページ等で周知いたしまして、申請方法という方法を取らせていただきます。ですので、支給までの手続については、積極支給と申請方法の2種類を選択させていただきますので、この後周知をさせていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 税情報で積極支給する方については、もう何もする必要はないわけけれども、いわゆる急変した世帯についての支給方法について改めて確認したいのです。今年になって所得が、要するに給料などが急激に減ったと、それで非課税世帯になる可能性があるというようなことになるわけけれども、その辺の判断基準、例えば今年の1月、2月、3月、何月なのか分かりませんけれども、その合計なのかとか、その辺の計算方法、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

今回の申請方法による支給の中に、家計急変者に対する支給の方法がございます。こちらの趣旨につきましては、子育て世帯のうち、これまでは一定の収入があり、町民税均等割が課税されている世帯であったといたしましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして家計が急変し、直近の収入減少により町民税が非課税相当とみなされる場合につきましては、その家庭を支援し、子どもの貧困に対応する観点から支給を行うものでございます。

この家計急変者につきましては、できるだけ簡便な申請に基づき、迅速かつ円滑に給付が行われるように、簡易な記入審査が可能な形で判定基準を設けております。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月以降の任意の1か月の収入額、これについて12か月換算した年収見込額、こちらが町民税の均等割の非課税相当とみなされる場合につきましては支給対象となることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） もう一度すみませんけれども、非課税世帯と判断する収入の基準の月というか、要するに12か月全部がそうでないと駄目だということなわけですか。それとも、例えば国保の減免のときがあったのですけれども、このときは国保税を減免するわけだけれども、そのときに昨年よりも減収、収入が20%か30%だと思ったのだけれども、何か月間減少したという世帯について国保の減免を、昨年ですけれども、それをやっているわけなのですけれども、そういったようなやり方ではなくて、要するに12か月の給与明細か何かを持ってきて、それで判断するというような感じなのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

令和3年1月以降、任意の月の所得の証明がありましたら、それを12倍していただきまして、その合計が非課税世帯に相当する金額であった場合について支給の対象となることになってございますので、任意の月ですので、申請者の方がご自分で1月あるいは2月、3月、こちらの月を選択したものの証明をもって、掛ける12を出したものの合計金額、こちらを非課税世帯相当と見込まれる金額であった場合については、急変世帯として支給をするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 何度もすみません。令和3年の1月ではなくて、ちょっと教えてくださいますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

令和3年1月以降の任意の1月分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。要するに令和3年、今年の1月以降のどの月か分かりませんが、その月で掛ける12で判断して非課税というふうになれば支給されるということによろしいのですね。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

そのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。給与所得の場合は、すぐそれで出てきますけれども、なかなかそういうふうには所得を証明することが難しい、そういった給与だったらはっきりするけれども、それ以外の方についてもなるべく広範囲に支給されるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま菅間孝夫議員ほか6名から議員提出議案発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第2、発議第1号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

提出者の菅間孝夫議員に提出議案の説明を求めます。

〔11番 菅間孝夫議員登壇〕

○11番（菅間孝夫議員） 11番、菅間孝夫です。

発議第1号

令和3年6月7日

滑川町議会議長 瀬上邦久 様

提出者	滑川町議会議員	菅間 孝夫
賛成者	同 上	上野 葉月
賛成者	同 上	井上奈保子
賛成者	同 上	上野 廣
賛成者	同 上	高坂 清二
賛成者	同 上	紫藤 明
賛成者	同 上	瀬上 邦久

認知症の人と共生を目指す街づくりに関する意見書（案）の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

認知症の人と共生を目指す街づくりに関する意見書（案）

今年の3月、早朝から行方不明となり、未だに自宅へ戻らない住民がいる。2か月以上が過ぎ、その方の安否の心配はもちろん、帰りを待っているご家族の心情は想像を絶する耐え難いものであると思慮される。

人口増加とともに高齢者人口も増加するわが滑川町において、認知症者の行方不明は重大な問題であると思う。認知症を患っても本人やその家族が安心して住み続けられる町の体制づくりを強化することが必要だ。

今回の行方不明を受けて、現在行われている見守りネットワークの活動のみで認知症者への対応やサポートを充分に行うことに、限界を感じた。近隣の市町村の施策、取り組みを参考に、認知症者への十分な対応や機器、グッズの整備・配布を実現して欲しい。また、町でその存在を広く町民に周知し、認知症者へ寄り添える町づくりをする必要があると思う。

よって、滑川町議会は、町に対し、認知症者とその家族への支援の充実、機器やグッズの配布や貸付・整備、そしてその周知についての早期実施を求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

令和3年6月7日

埼玉県比企郡滑川町議会議長 瀬上 邦久

滑川町町長 殿

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより発議第1号 認知症の人と共生を目指す街づくりに関する意見書（案）の提出について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員でございます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書の送付は議長に一任することに決定しました。

◎日程追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま吉野正浩議員ほか5名から議員提出議案発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第3、発議第2号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

提出者の吉野正浩議員に提出議案の説明を求めます。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願ひします。

令和3年6月7日

滑川町議会議長 瀬上邦久 様

提出者	滑川町議会議員	吉野	正浩
賛成者	同 上	内田	敏雄
賛成者	同 上	北堀	一廣
賛成者	同 上	松本	幾雄
賛成者	同 上	阿部	弘明
賛成者	同 上	宮島	一夫

日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう求める意見書（案）の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

簡単に趣旨説明を行います。

地球温暖化による気候変動の影響により、日本でも近年、日本最高気温が我が滑川町に隣接する熊谷市で観測し、また大型の台風の影響による甚大な災害が隣接する東松山市でも起こっています。地球温暖化の主な原因は、CO₂による温室効果ガスが主因と言われています。国の次期エネルギー計画では、温室効果ガスの削減のため、本案を提出する。

日本政府に対して脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう求める意見書（案）

2020年の平均気温は、世界でも日本でも過去最高となっており、地球温暖化による気候変動の影響により人類の生存可能性が今問われています。IPCCの1.5度C特別報告によれば、2050年までに産業革命から1.5度C上昇以内に収めないと人類が生存するにはリスクが高くなることが示されています。この気候危機は私たち人間が生み出している温室効果ガスが主因と言われています。2030年第6次エネルギー基本計画の改定は気候危機が迫る今、大変重要な計画になります。再生可能エネルギーの導入拡大は温室効果ガスを減らす最も有効な手段であり、エネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路となります。

再生可能エネルギーは世界的に見ると、GDPの4分の3弱を占める国々で最も安価な新しい電源になっており、同時に石炭火力の撤退目標を定めている国が多くあります。また、エネルギー安全保障を人類の生存可能性の観点から捉えると輸入原料に頼るのではなく、電気の自給率を高める必要性があります。

2021年3月には東京電力福島第一原子力発電所事故から10年の節目を迎えました。廃炉処理の見通しも未だ立たず、汚染水処理の課題は大きく残り、暮らしを奪われたままの方もたくさんいます。将来世代へリスクを先送りし続ける原子力発電は、廃止する計画をつくっていくべきです。日本は

約70%の食料とほぼ100%のエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかありません。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の継続は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものです。2050年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進める事です。

今年11月にはCOP26の開催が予定され、まさに各国の2030年・2050年へ向けた戦略が問われることとなります。世界的潮流を捉え、日本においても再生可能エネルギーの主力電源化をめざすべきです。第6次エネルギー基本計画の策定にむけ、以下を求めます。

記

1. 次期エネルギー基本計画では、自然保護とのバランスに配慮しつつ、2030年度の再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年度には100%とすること。
2. 原子力発電は段階的に削減し最終的に廃止する方向とし、石炭火力発電は段階的に2050年までに廃止すること。
3. 脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急にすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

令和3年6月7日

埼玉県比企郡滑川町議会

内閣総理大臣 殿

経済産業大臣 殿

環境大臣 殿

行政改革担当大臣殿

以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより発議第2号 日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書の送付は議長に一任することに決定しました。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（瀬上邦久議員） 日程第18、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第73条の規定によって、総務経済建設常任委員会、吉野正浩委員長、文教厚生常任委員会、菅間孝夫委員長、議会運営委員会、北堀一廣委員長の3名から、お手元に配付しました閉会中の所管事務調査申出書のとおり、閉会中の所管事務調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。各委員会の委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員会の委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（瀬上邦久議員） 日程第19、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会運営委員会、北堀一廣委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することと決定しました。

◎町長挨拶

○議長（瀬上邦久議員） ここで吉田町長よりご挨拶をお願いいたします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、全16案件を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

審議の際に議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって十分参考にさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症による経済活動や私生活への影響は依然として続いておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種も始まり、職員一同がより一層新型コロナウイルス感染症対応に全力で取り組んでまいり決意でございます。

議員各位におかれましては、お体には十分ご留意をいただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝を申し上げます。

これをもちまして、第228回滑川町議会定例会を閉会とします。大変お疲れさまでした。

（午後 3時58分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年6月7日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員